

償却資産に関する調査研究

－償却資産の課税客体の捕捉の推進について－

平成 27 年 3 月

一般財団法人 資産評価システム研究センター

は し が き

固定資産税は、市町村財政における基幹税目として重要な役割を果たしてきておりますが、課税情報の公開の促進等を背景に、固定資産税制度や資産評価に対する納税者の関心はますます高まっております。

当評価センターは、昭和53年5月設立以来、調査研究事業と研修事業を中心に事業を進め、地方公共団体に固定資産税に関し必要な情報を提供すべく努力を重ねて参りました。

調査研究事業では、その時々固定資産税を巡る諸課題をテーマに、学識経験者、地方団体の関係者等をもって構成する研究委員会を設け調査研究を行っておりますが、本年度は4つの調査研究委員会において、固定資産税制度、固定資産評価制度に関して、専門的な調査研究を行ってまいりました。

このうち、償却資産に関する調査研究委員会においては、償却資産の課税客体の捕捉の推進について調査研究を行いました。

ここに、その調査研究結果がまとまりましたので、研究報告書として公表する運びとなりました。この機会に熱心にご研究、ご審議いただいた委員の皆様や関係の方々に対し、心から感謝申し上げます。

当評価センターは、今後とも、所期の目的にそって、事業内容の充実を図るとともに、地方団体等に役立つ調査研究に努力をいたす所存でありますので、地方団体をはじめ関係団体の皆様のなお一層のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

平成27年3月

一般財団法人資産評価システム研究センター
理 事 長 渡 邊 文 雄

平成26年度 償却資産に関する調査研究委員会委員名簿

委 員 長	吉野 頼利	東京都主税局資産税部資産評価専門課長
委 員	笹目 孝夫	横浜市財政局主税部償却資産課償却資産専任職
	久留 仁志	名古屋市財政局税務部固定資産税課長
	岡田 幸男	倉敷市市民局税務部資産税課主幹兼償却資産係長
	天野 高行	福岡県企画・地域振興部市町村支援課税政係長
	平井 貴昭	平井貴昭税理士事務所
	鈴木 恭浩	鈴木税務会計事務所
	高山 賢治	高山賢治税理士事務所

(順不同、敬称略)

(平成27年 3 月)

償却資産に関する調査研究委員会

【審 議 経 過】

○第1回〔平成26年6月30日（月）〕

- （議題）（1）償却資産課税制度の現状等について
（2）研究会の進め方について

○第2回〔平成26年7月31日（月）〕

- （議題）「不申告者対策」の論点と対応策について

○第3回〔平成26年9月29日（月）〕

- （議題）「申告者の課税客体漏れ対策」の論点と対応策について
（申告してきたが「資産なし（免税点未満を含む。）」としてきた場合）

○第4回〔平成26年10月30日（木）〕

- （議題）「申告者の課税客体漏れ対策」の論点と対応策について
（申告してきた課税客体はあるものの、申告漏れがあると思われる場合）

○第5回〔平成26年11月28日（金）〕

- （議題）（1）福岡県の現状の取り組み（適正課税に向けた福岡県と市町村との連携した取組）について
（2）委員会としての最終成果物の方向性に係る確認について
（3）その他

○第6回〔平成27年2月25日（水）〕

- （議題）（1）適正課税に向けた都道府県と市町村との連携した取組について
（2）報告書（案）について
（3）その他

研 究 内 容

研究内容として大きく二つの柱で整理しました。一つ目の柱を「課税客体の捕捉に係る論点・その対応方策について」として課税客体の捕捉に係る現状の課題等の論点を洗い出して、その対応策についての研究を行い、二つ目の柱を、その対応策について全国的な取組として推進していくことも含めて、市町村における適正な償却資産課税に向けた取組をより一層推進していくための手法として「都道府県と市町村の連携した取組手法」について研究してまいりました。

一つ目の柱の「課税客体の捕捉に係る論点・その対応方策について」については、申告義務があるにもかかわらず申告がない方の捕捉（不申告者対策）と、申告はあるものの申告漏れに対する対策（申告漏れ対策）の二つに区分して、それぞれ想定されるケースに応じた具体的な論点を洗い出し、その論点ごとの対応策について研究してまいりました。

その研究成果として、それら対応策等について分かりやすく解説するとともに、先進取組団体の資料をベースにした参考資料も添付するなど実践的な資料として「固定資産税の（償却資産）の捕捉に係るマニュアル」をはじめ、「申告者の課税客体漏れ対策（申告者の課税客体の捕捉に係る確認等）について」を整備いたしました。今後、市町村の担当者の皆様に活用いただくことを期待するものです。

二つ目の柱の「都道府県と市町村の連携した取組手法」については、既に県と市町村とが連携して適正課税に向けた取組を推進して成果をあげている福岡県の取組を参考にしながら、その取組手法について研究してまいりました。その研究成果として、都道府県と市町村との連携した取組手法について分かりやすく解説するとともに、福岡県の資料をベースにした参考資料も添付するなど、今後、都道府県が市町村との連携した取組を検討される際の一助としていただくべく「固定資産税（償却資産）の適正課税に向けた都道府県と市町村との連携した取組手法について＜ガイドライン＞」を整理いたしました。今後、都道府県において活用いただくことを期待するものです。

更には、研究を進めていく中で委員から出された制度改正等が必要との意見について、当委員会の意見としてとりまとめました。この意見を踏まえて関係機関に必要な対応を図っていただくことを期待するものです。

総 目 次

固定資産税（償却資産）の捕捉に係るマニュアル……………	1
～課税の公平性・税収の確保に向けて～	
固定資産税（償却資産）の捕捉に係るマニュアル……………	17
＜資料編＞	
申告者の課税客体漏れ対策（申告者の課税客体の捕捉に係る確認等）について……	69
～実地調査へ進む前に行うべきこと～	
固定資産税（償却資産）の適正課税に向けた 都道府県と市町村との連携した取組手法について《ガイドライン》……………	81
～課税の公平性・税収の確保に向けて～	
固定資産税（償却資産）の適正課税に向けた 都道府県と市町村との連携した取組手法について……………	101
＜資料編＞	
委員会としての意見……………	135

固定資産税（償却資産）の捕捉に係るマニュアル

～ 課税の公平性・税収の確保に向けて ～

固 定 資 産 税 の

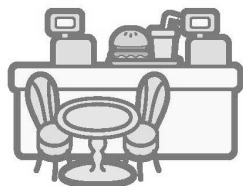
償却資産の申告

忘れてないですか？

申告は1/31まで

飲食店

厨房設備、カラオケセットなど



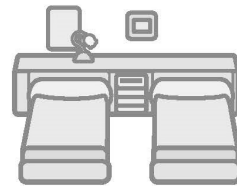
工場

各種製造設備、受変電設備など



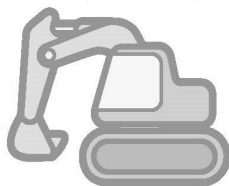
ホテル・旅館

客室備品、洗濯設備など



建設業

パワーショベル、ポータブル発電機など



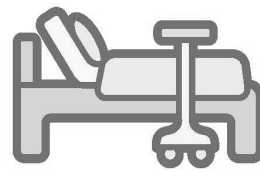
理容業・美容業

理・美容椅子、洗面設備など



医院

ベッド、手術台、X線装置など



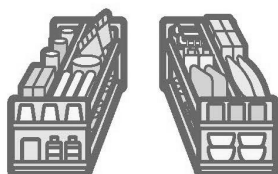
ガソリンスタンド

オイルチェンジャー、洗車機など



小売店

商品陳列ケース、冷蔵庫など



農業・漁業

田植機、漁船など



お問い合わせは「市町村」へ

目 次

はじめに	5
1 新規納税義務者の捕捉について	6
2 捕捉の大まかな流れについて	7
3 捕捉方法について	7
【ステップ1】 固定資産税担当部署が所有するデータを活用する方法	7
1 固定資産税賦課情報からの捕捉	7
2 共同住宅所有者からの捕捉	8
3 リース会社の申告内容からの捕捉	8
4 テナント情報からの捕捉	8
5 航空写真からの捕捉	9
【ステップ2】 (一財)資産評価システム研究センターが作成した「固定資産税関係資料集Ⅲ－償却資産調査編」や「固定資産評価関係質疑応答集－償却資産・審査委員会・固定資産税制度編」等で紹介している方法	9
1 国税資料の閲覧からの捕捉	9
2 法人住民税に係る法人設立・開設届（個人営業開業届）からの捕捉	10
3 建築確認申請からの捕捉	10
4 その他情報からの捕捉	10
【ステップ3】 官公庁以外で簡単に捕捉できるデータを活用する方法	10
1 インターネットにより得た情報からの捕捉	10
2 電話帳（タウンページ、ハローページ）からの捕捉	11
3 ハローワークの求人情報からの捕捉	11
4 新聞広告、地元経済情報誌からの捕捉	11
5 一般財団法人 自動車検査登録情報協会の保有する情報からの捕捉	11
【ステップ4】 固定資産税担当部署以外が所有するデータを活用する方法	12
1 契約担当部署が所有する入札参加者名簿からの捕捉	12
2 環境、下水道担当部署が所有するデータからの捕捉	12
3 保健衛生担当部署のデータからの捕捉	12
4 水道開設届のデータからの捕捉	12
5 消防関係申請届出からの捕捉	13
6 その他の資料からの捕捉	13
【ステップ5】 都道府県が所有するデータを活用する方法	13
1 許認可情報の活用	13
2 不動産取得税に係る情報の活用	14
4 捕捉した事業者等に対するアプローチの確実な実施	14

はじめに

固定資産税における償却資産については、土地及び家屋と異なり、償却資産の所有者（納税義務者）から申告を求める点に特徴があり、この申告書が課税事務における基礎的な資料となることから、

- 申告が漏れなく確実に行われること
- 申告内容が正確であること

が、適正・公平な課税事務を遂行していくうえで極めて重要となります。

そのためには、

- 申告義務があるにもかかわらず申告がない方を捕捉して課税すること
- 申告書発送時に添付する「申告の手引き」等で償却資産の理解と適正な申告の重要性を明示しておくこと
- 既申告者の申告が適正か否かを確認するため、あるいは申告義務があるにもかかわらず未申告になっている方に対する適切な指導等のために、電話催告、税務署調査、実地調査（立入調査）等を実施すること

が必要です。

実地調査に関しましては、（一財）資産評価システム研究センターより、調査の基本をはじめ、やり方等についてわかりやすく解説した資料として「固定資産税関係資料集Ⅲ－償却資産調査編－」が既に発刊されておりますが、この度はもう一つの柱である「申告義務があるにもかかわらず申告がない方を捕捉して課税すること」に関して、その手法、ポイント等についてマニュアルとしてとりまとめました。

本マニュアルは、主にこれから捕捉の取組に着手する償却資産担当職員向けに作成しており、今後の適正かつ効率的な課税事務を遂行していくにあたり本マニュアルの活用を期待します。



1 新規納税義務者の捕捉について

- 償却資産を所有する納税義務者の中には、申告が必要であることを知らない方もいるため、制度説明を行い、申告を促す必要があります。捕捉とはそのような方を「とらえる」ことを意味します。
- 固定資産税においては、定率法（旧定率法）で減価償却を行っていくことから、小規模事業者においては、すぐに免税点未満になってしまいます。このことから、初期段階で新規納税義務者の捕捉を行うことが重要です。
- 捕捉の方法には、いろいろな方法がありますが、捕捉して申告案内を送付するだけでも、申告され課税となって税収アップが期待できるなど効果があります。
- このマニュアルでは、捕捉方法として、以下のとおり、自課が所有するデータの活用をステップ1として、また取り組みやすい順からステップ2～5を整理しました。

【ステップ1】 固定資産税担当部署が所有するデータを活用する方法

【ステップ2】 （一財）資産評価システム研究センターが作成した「固定資産税関係資料集Ⅲ－償却資産調査編－」や「固定資産評価関係質疑応答集－償却資産・審査委員会・固定資産税制度編－」等で紹介している方法

【ステップ3】 官公庁以外で簡単に捕捉できるデータを活用する方法

【ステップ4】 固定資産税担当部署以外が所有するデータを活用する方法

【ステップ5】 都道府県が所有するデータを活用する方法

- 関係する様式等も参考資料として掲載するなど、できるだけ分かりやすく整理していますので、まずは取り組みやすい方法から着手してみるのも良いでしょう。このうちステップ1の方法を行うだけでも効果は上がります。
- 人員、時間、その他様々な条件を勘案の上、自分の自治体にあった方法を選択しましょう。また、捕捉手法を選択したら、これを継続的に行う仕組みを整えることが必要です。

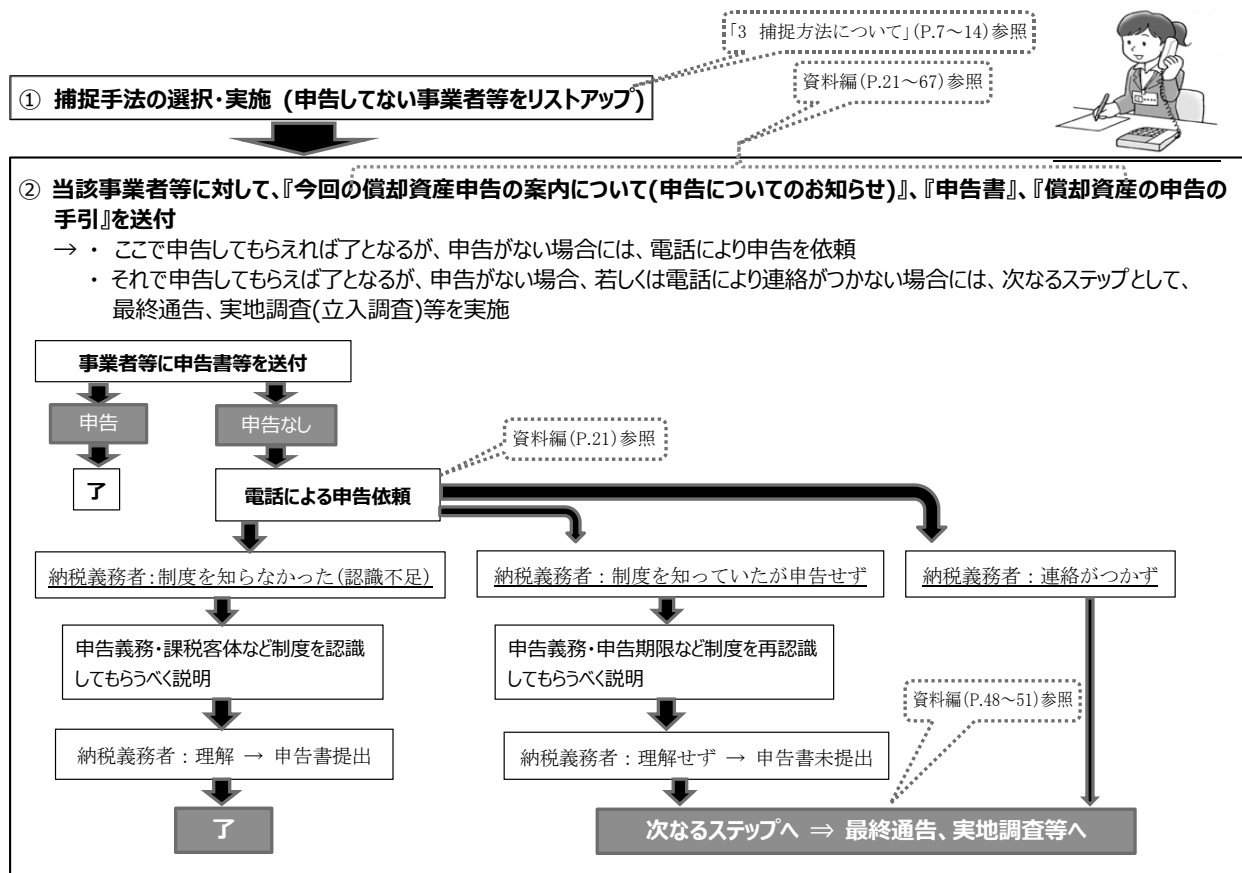
（例）・法人住民税に係る開設届・異動届を毎月締めで担当課から提供してもらえような取り決めをしておく

・償却資産の捕捉業務に係る事務処理計画に盛り込む

- まずは捕捉の取り組みを0から1にすることを目標とする、アクションを起こしてみることが重要です。
- 紹介する全ての方法を一度に行うことは困難です。また、方法によっては毎年実施する必要がないものもあります。まずは、取り組みやすい方法から着手し、次年度は他の方法で捕捉するなど、複数の方法を用いて、3～5年のサイクルで実施するというように多方向から捕捉するようにすれば、より効果が上がります。
- まずは、申告案内を送付することで勧奨し、申告があれば、「固定資産税関係資料集Ⅲ－償却資産調査編－」にあるように実地調査を行うこととなりますが、まずは申告させることに重点を置き、申告してもらおうようにしましょう。



2 捕捉の大まかな流れについて



3 捕捉方法について

【ステップ1】 固定資産税担当部署が所有するデータを活用する方法

1 固定資産税賦課情報からの捕捉 資料編 (P.21～22) 参照

土地、家屋を所有する法人で、償却資産の申告のない者をピックアップします。〔情報源：自課（土地・家屋担当）〕

☞ 【ポイント】

- 土地や家屋を所有する法人であれば、何らかの事業を行っている者が多く、当然、資産を所有する可能性がありますので、まずは、土地、家屋の調査時に、担当間で連携を図り、償却資産の状況を確認することが必要です。
- 当該法人に対して、申告案内を送付して「これは何で送ってきたのか？」と問われれば、「今回は土地や家屋を所有する法人で償却資産の申告のない方に申告案内を送付しています。法人で土地や家屋を所有していれば、償却資産の所有も見込まれるため送付させて頂いたもので、構築物、機械装置、器具備品等々の償却資産の所有があれば申告して欲しい」という旨、答えることも可能です。



2 共同住宅所有者からの捕捉 資料編 (P.23~26) 参照

新築建築分のアパート等の共同住宅の所有者のうち申告のない者をピックアップします。〔情報源：自課（家屋担当）〕

🔍 [ポイント]

- 共同住宅を建築した場合には、塀やフェンス、駐車場の舗装路面など外構工事を施工している場合が多く、償却資産の所有が見込まれますので、まずは、家屋の新築調査時に、担当間で連携を図り、償却資産の状況を確認することが必要です。
- 当該所有者に対して、申告案内を送付して「これは何で送ってきたのか？」と問われれば、「駐車場舗装やフェンス、自転車置場などの外構工事の所有が見込まれるので送付したもので、それら償却資産の所有があれば申告して欲しい」という旨、答えることも可能です。



3 リース会社の申告内容からの捕捉 資料編 (P.27) 参照

リース会社から提出された償却資産申告のうち、種類別明細書に「使用者（リース先）」の欄があることがあります。その使用者で申告のない者をピックアップします。〔情報源：自課（償却資産担当）〕

🔍 [ポイント]

- リース会社から提出された種類別明細書を見てみると、「種類、資産名、取得年月、取得価額、耐用年数」のほかに「使用者名」が記載されている場合があります。
- その「使用者名」が個人であれば、「事業用」としている場合、「非事業用」としている場合の両方がありますが、「使用者名」が法人であれば「非事業用」はあり得ません。
- リース資産の所有権はリース会社にありますので、リース会社から申告されることとなりますが、リース資産で事業を行っているのであれば、当然、自己所有の構造物、機械装置、器具備品等の所有も見込まれるということで、ここでは、それをターゲットにします。
- ※ リース会社から提出された種類別明細書の「使用者名」には、法人名しか記載されてない場合が多く、法人の住所等の情報が把握出来ない場合がありますので、リース会社に問い合わせをして確認します。
- 所有権留保付割賦販売の場合、償却資産の申告は、原則として買主が行うよう取り扱われていることから、リース会社から、契約先の一覧を提出してもらい、買主側の申告との突合を行います。



4 テナント情報からの捕捉 資料編 (P.28) 参照

店舗等がテナントとして入居している複合施設の所有者に対して、賃貸者契約を結んでいる者のリスト（テナント台帳）を提出してもらい、申告のない者をピックアップします。〔情報源：自課（家屋担当）から複合施設の情報入手して所有者と接触〕

🔍 [ポイント]

- テナント入居者で特定附帯設備（※）を所有している場合には、そのほかの資産も所有している場合があります。
- ※ 特定附帯設備：複合施設の所有者でないテナント入居者等が、事業の用に供するため取り付けた内外装及び設備のことをいい（地方税法第343条第9項）、納税義務者はテナント入居者になります。
- 唐突に複合施設の所有者にテナント台帳の提出を求めても断られる場合がありますので、まずは、

複合施設の所有者の実地調査を行い、その話の中でテナント台帳を求める方が良いでしょう。

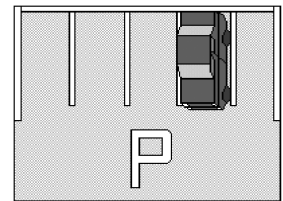
- 複合施設の所有者にテナント台帳の提出を求める際には、店舗名（屋号）ではなく、事業者の正式名が分かるものを依頼します。店舗によっては、直営店なのかフランチャイズで別会社なのか分からない場合があるからです。
- テナント入居者が資産を所有せず全てリースという場合もありますが、まずはテナント入居者をピックアップします。
- 道府県の不動産取得税担当部署がテナント入居者分の納付額を求める関係上（※）、テナント台帳や該当分の見積明細書などを所有している場合がありますので、それらを参考資料として当該部署から入手することも可能です。

※ 道府県税の不動産取得税においても、固定資産税におけるテナント入居者における特定附帯設備を家屋から分離して課税する仕組みに似た制度があります（地方税法第73条の2第6項）。具体的には家屋本体の所有者が不動産取得税分割申出書を提出した場合、家屋本体の所有者の税額から特定附帯設備部分を分離してテナント入居者に課税しており、この分離課税を行うためのテナント台帳等を所有しています。



5 航空写真からの捕捉 資料編（P.29）参照

土地・家屋の課税捕捉のため活用している航空写真から、駐車場や太陽光発電設備等をピックアップして、土地所有者情報を確認したうえで申告のない者をピックアップします。〔情報源：自課（土地・家屋担当）〕



【ステップ2】（一財）資産評価システム研究センターが作成した「固定資産税関係資料集Ⅲ-償却資産調査編」や「固定資産評価関係質疑応答集-償却資産・審査委員会・固定資産税制度編」等で紹介している方法

1 国税資料の閲覧からの捕捉 資料編（P.30～36）参照

地方税法上、市町村長が固定資産税の賦課徴収に際して、国税の申告書等の書類の閲覧・記録を請求した場合には、政府は関係書類を閲覧又は記録させるものとする（地方税法第354条の2）とされています。各自治体においては、これに基づいて国税資料の閲覧を行っていますが、具体的には法人税の申告書（別表16等）から償却資産の所有が見込まれる者をピックアップします。

国税資料に資産が計上されているのに償却資産の申告がない場合には申告漏れである可能性が高いと考えられます。〔情報源：最寄りの税務署〕

☞ 【ポイント】

- 税務署への申告は他の市町村に所在する資産も含めて、事業者が所有する資産「全体」としての申告となっており、資産の所在地が分からないことをはじめ、固定資産税の申告されるべき数値と単純に比較することは難しいところがあります。そのため、資産の申告漏れにある程度の見当や見通しをつけることに主眼を置くべきでしょう。



2 法人住民税に係る法人設立・開設届（個人営業開業届）からの捕捉 資料編（P.37）参照

当該届出は、税務署への届出と同時に市町村にも提出されるため、そのデータを活用して、新設した法人への申告案内をはじめ、申告のない者をピックアップします。〔情報源：市民税担当部署〕

☞ [ポイント]

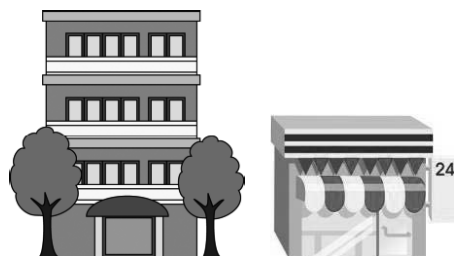
- 当該届出は、固定資産税担当部局と同じ部局（部・課）内で保有している場合が多く入手しやすいものなので、これにより毎年、捕捉するようにすると効果的です。
- 当該届出には、法人名称、本店又は主たる所在地、事業種目、設立年月日等が記載されています。

3 建築確認申請からの捕捉 資料編（P.38）参照

基本的に建築主事がいる人口25万人以上の市においては、建物及び構築物の新築や、増改築を行う場合には、建築確認申請が担当部署に提出されますので、そのデータを活用します。〔情報源：建築担当部署〕

☞ [ポイント]

- 基本的には人口25万人未満の自治体では都道府県が業務を行っています。
- 当該申請書には、所在地、建築主、用途等が記載されていますので、用途が「店舗」、「事務所」、「共同住宅」等となっているものを抽出して、申告のない者をピックアップします。



4 その他情報からの捕捉

（一財）資産評価システム研究センターの「固定資産評価関係質疑応答集－償却資産・審査委員会・固定資産税制度編－（平成25年2月版）」28ページには、上記以外の捕捉方法が記載されていますので、再度、確認してみてください。（なお、その28ページに記載されている捕捉方法についても、本マニュアル中の他のステップ（「ステップ3」以降）で記載しているものもあります。）

【ステップ3】 官公庁以外で簡単に捕捉できるデータを活用する方法 資料編（P.39）参照

1 インターネットにより得た情報からの捕捉

- 厚生労働省の各地方厚生（支）局が、それぞれの管内の保険医療機関や保険薬局等の指定状況（一覧表）について、ホームページで公開しておりますので、その一覧表から申告のない者をピックアップします。

〔情報源：自課（償却資産担当で把握可能）〕

※ 地方厚生（支）局

北海道厚生局、東北厚生局、関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局、四国厚生支局、九州厚生局

- 色々な業種において協同組合が設立されており、インターネットで会員名簿が公開されているものもあり、その名簿から申告のない者をピックアップします。〔情報源：自課（償却資産担当で把握可能）〕

☞ [ポイント]

- インターネット検索で「◇◇県 協同組合」で検索すると、葬祭業、自転車販売業、印刷工業、建設業等々多岐にわたる業種の協同組合が検索でき、中には組合名簿等が公開されているものもあるた



め、それを活用します。

- 法人だけでなく、個人もありますが、個人が特定できない場合は、店舗に申告案内を送付して、申告は個人で行ってもらうよう要請します。

2 電話帳（タウンページ、ハローページ）からの捕捉

文字どおり電話帳から申告のない者をピックアップします。〔情報源：自課（償却資産担当で把握可能）〕

☞ [ポイント]

- タウンページでは、業種毎に記載されており、所在地も連絡先も掲載されているため捕捉しやすいです。また、インターネット版タウンページ「iタウンページ」もあります。
- 屋号（店舗名等）で掲載されている場合もありますが、店舗等に申告案内を送付します。



3 ハローワークの求人情報からの捕捉

ハローワークにも求人情報がありますので、そのデータから申告のない者をピックアップします。

〔情報源：自課（償却資産担当で把握可能）〕

☞ [ポイント]

- 紙ベースでの求人情報や、ハローワークインターネットサービスでも就業地を市町村単位で検索できますので、事業者名、所在地、連絡先が入手できます。
- 求人情報で、就業地があるということは、何らかの店舗、事務所等があり、事業用資産の所有が見込まれます。申告案内を発送する際にも、ハローワークの求人情報から検索し捕捉した旨を記載することも可能です。

4 新聞広告、地元経済情報誌からの捕捉

新聞広告による新規店舗オープンの情報や民間求人広告欄の事業者情報、地元経済情報誌による事業者情報などから、申告のない者をピックアップします。〔情報源：自課（償却資産担当で把握可能）〕

☞ [ポイント]

- 新聞広告は、新聞広告検索サイトのホームページで見たい地域の広告をいつでも確認できます。
- 民間求人広告には、事業者名、連絡先、勤務地等の情報が掲載されています。



5 一般財団法人 自動車検査登録情報協会の保有する情報からの捕捉

当該協会で閲覧した情報から申告のない者をピックアップします。〔情報源：一般財団法人 自動車検査登録情報協会〕

☞ [ポイント]

- 閲覧は有料となっております。
- 自動車登録番号と、使用者本拠位置で検索されたデータを活用します。
- 自動車登録で、大型特殊自動車である「0」「9」ナンバーの自動車が対象となりますが、公道を走行しない自動車登録の必要がない建設機械（無登録車両）は検索できません。



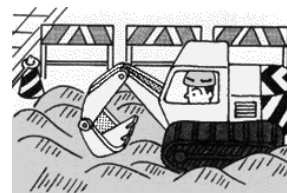
【ステップ4】 固定資産税担当部署以外が所有するデータを活用する方法

1 契約担当部署が所有する入札参加者名簿からの捕捉 資料編 (P.40) 参照

公共工事の建築工事、機械設備工事等の契約を所管する部署が所有する入札参加者名簿から、申告のない者をピックアップします。〔情報源：公共工事・各種調達等担当部署、水道局〕

☞ [ポイント]

- 工事業務では、土木工事、建築工事、電気工事等があり、委託業務には、測量、土木設計、建築設計、地質調査等があります。
- 水道局にも同様に、水道工事・修繕など水道業務に関連した名簿があります。



2 環境、下水道担当部署が所有するデータからの捕捉 資料編 (P.40) 参照

工場等から公共用水域に水を排出する者は、そのための施設等の届出を都道府県知事に行うこととされており、各市町村の河川等の環境保全担当部署で確認できるほか、下水道の場合、除害施設（排水や廃液による障害を除去するために必要な施設）等は下水管理者に届出を行うことになっており、各市町村の下水道担当部署で確認できますので、これらの届出から事業者を確認して、申告のない者をピックアップします。〔情報源：環境保全担当部署、下水道担当部署〕

☞ [ポイント]

- 以上のような届出を行う者は、当然のことながら事業を行っている者と推測できます。



3 保健衛生担当部署のデータからの捕捉

保健衛生担当部署では、予防接種、検診等で医療機関の情報があるなど医療機関や医師会等との関わりが深く、医師、歯科医師等の名簿を所有しておりますので、その名簿から申告のない者をピックアップします。〔情報源：保健衛生担当部署〕

☞ [ポイント]

- 特に開業医の情報が 있습니다。



4 水道開設届のデータからの捕捉 資料編 (P.41) 参照

水道を引き込む際には、水道局へ開設届を提出する必要がありますが、その届出には「使用用途」が記載されていますので、その使用用途から、業務用（非家事用）とあるものを抽出して、申告のない者をピックアップします。〔情報源：水道担当部署〕

☞ [ポイント]

- 届出には、業種区分があり、共同住宅用、医療用、クリーニング用、店舗用など細分化されており、この区分は業種コードとして数字で区分されている場合が多いため、そのコードにより抽出します。
- 水道担当部署に資料提供をお願いする場合には、「・水道を使う住所・契約者名・契約者住所・使用開始日・使用用途」が分かる一覧の資料の提供をお願いします。
- 個人が特定できない場合には、その一覧に記載されている住所に申告案内を送付します。
- 飲食業に限らず、あらゆる業種において水道は必要ですので、この水道開設届



から捕捉するのは有効です。

5 消防関係申請届出からの捕捉 資料編 (P.41) 参照

消防署には、危険物製造所等を設置する場合の許可申請が必要となっています。危険物関係以外にも石油コンビナート等災害防止法関係、防火管理関係、その他にも消防用設備関係、高圧ガス関係の申請、届出があります。その名簿から申告のない者をピックアップします。

☞ [ポイント]

- ガソリンスタンドの地下タンク等は危険物の規制に関する政令、規則で設置許可が必要となっています。
- その他、消防法上の危険物（第1類から第6類）の製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、その区分に応じて消防署に申請することとなっています。



6 その他の資料からの捕捉

上記以外にも捕捉手法に有効な資料を各市町村では所有している場合もあります。例えば、各部署の所属長が集まる会議などがあれば、その会議で捕捉のために有効な資料を持っていないか議題にあげて聞いてみるのもよいかもしれません。（例えば市町村独自で補助金等を交付している事業があり、その補助事業が事業用の場合等）

【ステップ5】 都道府県が所有するデータを活用する方法 資料編 (P.43～47) 参照

1 許認可情報の活用

都道府県では、各種法律に基づく許認可・登録業務を行っており、その許認可一覧（名簿等）を地方税法第20条の11（官公署等への協力要請）に基づいて都道府県より提供してもらうことで、申告のない者をピックアップします。（保健所など一部の許認可等については、政令市、中核市で所管しているものがあります。）

☞ [ポイント]

- 都道府県の許認可・登録業務と、提供を受けた場合の有効度（捕捉する際の有効度を評価したもので、先進取組団体の評価によるものです。）について、資料として一覧表に整理したものを「資料編」で示しておりますので、参考にしてください。
- このうち、有効度の高いとされている以下について、補足しておきます。
 - ◇ 飲食営業〔情報源：保健所〕
 - ・ 食品営業許可については、営業所の所在地ごとに許可を受けるようになっています。
 - ・ 個人の店舗で個人が特定できない場合には、申告案内を店舗に送付します。
 - ◇ 美容・理容業、クリーニング業〔情報源：保健所〕
 - ・ 個人経営の場合も多く、個人の特定が困難な場合が多いが、特定できない場合は申告案内を店舗に送付します。
 - ・ テナント入居して営業している場合も多く、特定付帯設備（地方税法第343条第9項）の所有も見込まれます。



※ 都道府県の許認可・登録業務以外にも国が許認可・登録業務を行っているものもあります。特に電気事業者による再生可能エネルギー発電設備は、各経済産業局で認定を行っていますが、これらの認定一覧が入手できる場合もあります。

(レクパスネットで情報交換等をされている例もありますので、参照してください。)



2 不動産取得税に係る情報の活用

都道府県が、不動産取得税（家屋等）の評価を実施した際に把握した償却資産に関する情報を、家屋担当等を通じて入手し、活用します。

4 捕捉した事業者等に対するアプローチの確実な実施

- 捕捉手法を選択したら、次はこれを着実に実施していくことが重要です。「いつまでに」「誰が」「何をやるのか(やったのか)」といった進行管理を適切に行うことが必要です。情報共有を図る意味からも、いわゆる「見える化」を図ることが大事です。
- 例えば、法人住民税に係る開設届を毎月締めで担当課からもらうという取り決めをしたら、提供してもらった月の分からピックアップした未申告者への対応について、「いつまでにやるか」という目標を設定し、「どこまでやったのか」ということを進行管理表に記載していくことがよいでしょう。とくに、電話催告は一度ではなく、提出日を申告者に求めながら、複数回行っていくと効果があり、その後の処理を軽減できます。また、進行管理表に捕捉の成果（税収効果等）も含めると一層効果的でしょう。
- 冒頭でも触れているとおり、まずは申告させることに重点を置き、申告案内を発送しましょう。最初は発送するだけでも相応の効果があります、申告案内を発送しなければ「自ら進んで申告する納税者はいない。」ぐらいの気持ちで発送しましょう。
- 以下、進行管理表の例をお示ししますので参考にしてください。



未申告者への対応に係る進行管理表（7月設立分）

NO	所有者名	未申告 該当年度	担当	進捗状況					
				申告書等 の送付	電話に よる申告 依頼	督促文書 の送付	実地調査 の実施日	申告書の 提出	価格決定
1	(株) ●●商事	26	青空主事	8月20日	9月25日	10月15日	11月5日	11月17日	
2	(株) ××フーズ	25,26	大空主任	8月20日	—	—	—	8月30日	9月15日
3	△△運輸(株)	26	大空主任	8月20日					
4	(株) □□建設	23, 24, 25, 26	大空主任	8月20日	9月27日				

(参考) (一財) 資産評価システム研究センターのホームページの活用について

- ◎ 「本調査研究報告書」や「固定資産税関係資料集Ⅲ－償却資産調査編－」は、ホームページからダウンロードできます。捕捉の対応等の際に必要な各種様式などについても掲載されています。
- ◎ また、同センターでは、税務情報の共有化等を目的とする、インターネットによる地方公共団体相互の意見交換等のWEBサイト「レクパスネット－固定資産税会議室」を開設しておりますので、捕捉の手法等に関して他の自治体に確認したいことなどがあれば、是非こちらをご活用ください。

※レクパスネットの利用方法等については、平成26年10月27日付け資評研発第192号「「レクパスネット－固定資産税会議室」の開設について（依頼）」をご参照ください。



固定資産税（償却資産）の捕捉に係るマニュアル

< 資 料 編 >

目 次

1. 「償却資産(固定資産税)の申告の手引き」について	21
2. 電話による申告依頼の対応例	21
【ステップ1】 固定資産税担当部署が所有するデータを活用する方法	21
1 固定資産税賦課情報からの捕捉	21
2 共同住宅所有者からの捕捉	23
3 リース会社の申告内容からの捕捉	27
4 テナント情報からの捕捉	28
5 航空写真からの捕捉	29
【ステップ2】 (一財)資産評価システム研究センターが作成した「固定資産税関係資料集Ⅲ 一償却資産調査編一」や「固定資産評価関係質疑応答集一償却資産・審査委員会・ 固定資産税制度編一」等で紹介している方法	30
1 国税資料の閲覧からの捕捉	30
2 法人住民税に係る法人設立・開設届(個人営業開業届)からの捕捉	37
3 建築確認申請からの捕捉	38
【ステップ3】 官公庁以外で簡単に捕捉できるデータを活用する方法	39
【ステップ4】 固定資産税担当部署以外が所有するデータを活用する方法	40
1 契約担当部署が所有する入札参加者名簿からの捕捉	40
2 環境、下水担当部署が所有するデータからの捕捉	40
3 水道開設届のデータからの捕捉	41
4 消防関係申請届出からの捕捉	41
【ステップ5】 都道府県が所有するデータを活用する方法	43
3. 申告書を送付しても提出がない場合	48
4. 「平成27年度償却資産(固定資産税)申告の手引 横浜市」	52

1. 「償却資産（固定資産税）の申告の手引き」について

- この「手引き」を作成していない団体におかれては、先進取組団体の「手引き」を参考にするなどして、まずは作成しましょう。

（本資料の最後に、横浜市の手引きを添付しておりますので参考にして下さい。）

2. 電話による申告依頼の対応例

- 提出期限を過ぎても申告書の提出がない場合は、電話にて依頼を行います。
- 相手方の経理担当者に話をします。

「〇〇市（町村）税務課の△△と申しますが、日頃より本市（町村）の税務行政にご協力いただきありがとうございます。」

「本日、お電話させていただきましたのは償却資産の申告の件でございます。〇〇月〇〇日付けで償却資産の申告依頼を文書にてお送りしておりますが、未だご提出がありません。」

「償却資産は、土地・家屋以外の事業用資産が対象となっており、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品等が該当します。つきましては、再度、依頼時に同封している申告の手引をご確認いただき、〇〇月〇〇日までにご提出いただきますようお願いします。」

「申告について不明な点等がございましたら、お手数ですが税務課までご連絡ください。よろしくお願ひします。」

- 電話での依頼が終われば、日時、経理担当者の部署名、氏名等の記録を残しておきます。
- この電話依頼にも関わらず提出されない場合は「次なるステップ」として48ページの最終通告、実地調査（立入調査）となりますが、そのためにも電話依頼を行った旨の記録はしっかり残しておく必要があります。

【ステップ1】 固定資産税担当部署が所有するデータを活用する方法

1 固定資産税賦課情報からの捕捉

- 土地、家屋を所有する法人であれば、何らかの償却資産を所有することが見込まれます。
- 個人でも事業を行っている場合もありますが、個人を含めると一般の居住用で取得している者も含まれてしまいますが、少なくとも法人の場合は事業用です。
- 電算処理等で義務者ごとに名寄情報の土地、家屋、償却資産の課税標準額が記載された一覧表があれば、これを活用します。

義務者 No.	義務者名	課税標準額			
		土地	家屋	償却資産	
1	法人A	1,000,000	2,000,000	0	ピックアップ
2	法人B	2,000,000	3,000,000	2,000,000	申告あり
3	法人C	0	4,000,000	0	ピックアップ
4	法人D	3,000,000	0	0	ピックアップ

法人で土地や家屋の課税標準額があるが償却資産が0の者をピックアップする。今まで申告案内を送付していなければ送付するようにしましょう。(土地、家屋の一方のみを所有していても償却資産を所有している可能性があります。)

- 上記のような一覧表がない場合でも、これに代わる土地、家屋の課税状況を確認し、これらを所有しているにも関わらず、償却資産の申告がない法人については、ピックアップして申告案内を送付するようにしましょう。
- 例えば、土地のみを課税している法人であっても、家屋の要件を満たさない柱と屋根のみの作業場、資材置場、境界フェンス等を所有している可能性がありますので、今まで償却資産の申告案内を送付した経緯がないのであれば一度は送付しましょう。家屋のみを所有している法人も同様に何らかの事業用資産を所有している可能性は大ですので、申告案内を送付しましょう。
- 申告案内を送付する際には、通常の申告案内に加え、今回案内を送付した理由を記載した文書を添付することで、電話等による問い合わせが少なくなります。(下記様式参照)

今回の償却資産申告の案内について

この償却資産について、初めて聞いたという方もおられるかもしれませんが、固定資産税を構成する1つとして従前からあるものです。

〇〇市(町村)では、市(町村)内に償却資産(土地、家屋以外に事業用資産である構築物、機械装置、工具、器具・備品など)を所有すると見込まれる方の調査を行い、ご案内させていただきます。

この度は、「固定資産税における土地又は家屋を所有しているが、償却資産の申告がない法人」に対してお送りしています。

通常、法人が土地や家屋を所有していれば、何らかの事業を行っていることが多く、償却資産の所有が見込まれますので、ご案内しているものです。

今回、お送りしている方の中には、以前にも同様の提出依頼があつて、「資産なし」と申告された方もおられると思いますが、その後に当市(町村)内に償却資産を所有した場合も想定されますので、改めてご案内しておりますので、ご了承ください。

なお、該当となるような資産がない場合もお手数ですが、償却資産申告書の右下の「17 備考(添付書類等)」欄に、「資産なし」と記載して提出してください。(この場合、種別別明細書の提出は不要です。)

ただし、「資産なし」と申告された場合でも、内容確認のために固定資産台帳や減価償却資産計算書等の帳簿確認調査や訪問による固定資産台帳等の確認調査をお願いする場合がありますので、調査時には、ご協力をお願いします。

2 共同住宅所有者からの捕捉

- アパート等の共同住宅には、塀やフェンス、入居者用の駐車場、サイクルポート、植栽等の外構工事や太陽光発電設備（屋根材一体型を除く。）を施工していることが多く、これらは償却資産ですので申告案内を送付するようにしましょう。

- 家屋担当が共同住宅を現地調査する際には、償却資産担当も同行し償却資産の説明を行えば、家屋担当と償却資産担当で家屋部分と償却資産部分の確認をより確実に行うことができるとともに双方で説明を行うことで申告漏れも少なくなります。（現地確認の際の資料は次ページ参照）

家屋調査を都道府県の不動産取得税担当課が行う場合があり、現地調査の同行が難しい場合もありますが、少なくとも共同住宅における償却資産の課税説明資料を手渡してもらえるようにしておきましょう。

- 電算処理等で共同住宅の所有者をピックアップできるのであれば、その一覧表から償却資産の申告のない者に申告案内を送付するようにしましょう。

また、家屋担当者と連携を図り、当初申告案内ができるように共同住宅の新築物件があれば、次のような所有者リストに随時、入力（作成）してもらうようにすると良いかもしれません。

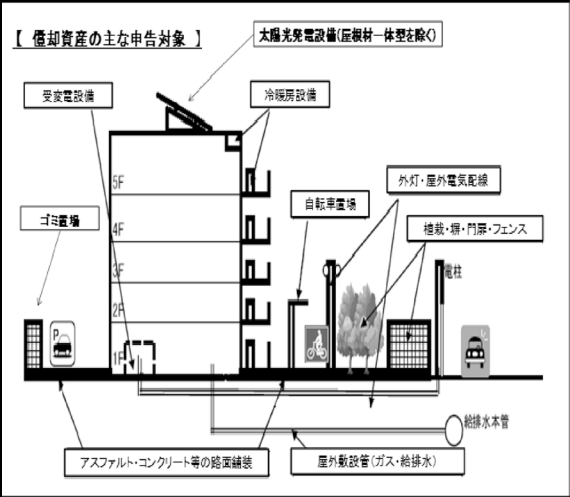
担当者	種類	物件所在地	構造	施工業者	戸数	延床面積	階数	建築年月日	所有者氏名・名称
家屋担当A	共同住宅	〇〇町1-1-1	木造	株D	8	451.46	2	H26.10.1	個人A
家屋担当B	共同住宅	△△町2-2-2	軽量鉄骨造	株E	2	117.28	2	H26.10.15	個人B
家屋担当C	共同住宅	□□町333	軽量鉄骨造	F株	4	206.46	2	H26.12.1	共有C

- 申告案内を送付する際には、通常の申告案内に加え、今回案内を送付した理由を記載した文書を添付することで、電話等による問い合わせが少なくなります。（次ページ様式添付）
- また、このようなリストをパソコンの表計算ソフト等で作成して家屋担当に入力してもらうようにすると、家屋担当側でも利点があります。このリストから同一の施工業者が新築物件を複数件施工している場合、各家屋担当どうしで評価の摺合せができるということもあります。
- リストには、年内竣工の物件を入力してもらい、それでもリストに入力漏れという場合もありますので、当初課税となる段階で、電算処理等で共同住宅リストを出力してもらい、入力漏れ分は4月に改めて送付するようにしましょう。

共同住宅現地調査の際の説明資料

共同住宅等を取得(新築)された方へ

固定資産税は、土地と家屋以外にも償却資産というものがあります。
共同住宅における償却資産に該当するものは、下の図にあるように主に構築物や器具備品です。
償却資産については、土地や家屋のように登記制度がないため、所有されている方は申告していただく必要があります。
申告案内は、12月中旬に郵送にてお送りしますので、ご記入のうえ提出してください。(提出期限1月31日(提出期限が土、日曜日又は休日にあたる場合は、その翌日が提出期限となります。))



※上記の〔償却資産の主な申告対象〕に掲げる資産は家屋の評価には含まれない部分であり、償却資産として申告が必要なもの。(例示として挙げているもの以外にも償却資産に該当するものも申告が必要です。)

申告の際には、次のように各資産について、工事内訳明細書から名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数を抽出して記入していただくこととなります。(所得税申告等で税理士が関与されている場合は税理士ににご相談ください。)
申告内容について不明な点等があり、来庁のうえ申告書類を作成される場合は、工事内訳明細書をご持参ください。(なるべく来庁の旨を事前にご相談ください。)

償却資産申告書 種類別明細書(増加資産・全資産用)における記載例											
行番	資産の種類	資産コード	資産の名称等	取得年月			取得価額	耐用年数	増	加	概要
				量	号	年 月					
01	1		アスファルト舗装	1	4	26 7	1,200,000	10			2 3 4
02	1		キューハイスイガスセパ(オガカ)	1	4	26 7	800,000	15			2 3 4
03	1		がけ	1	4	26 7	100,000	10			2 3 4
04	1		ゴミ置場	1	4	26 7	500,000	10			2 3 4
05	1		シンクアイコジ	1	4	26 7	800,000	20			2 3 4
06	1		もみ	1	4	26 7	250,000	10			2 3 4
07	1		キョウロウ(ハシ)	1	4	26 7	1,000,000	30			2 3 4
08	1		タコタコハダテン	1	4	26 7	10,000,000	17			2 3 4
09	6		エレン	1	4	26 7	800,000	8			2 3 4
10											1 2 3 4
11											1 2 3 4
12											1 2 3 4

上記のとおり、種類別明細書(増加資産・全資産用)に各資産について記載していただき、資産に種類ごとの小計を償却資産申告書(償却資産課税台帳)に転記してください。
詳しくは、同封の「償却資産(固定資産税)の申告の手引」の〇ページから〇ページを参照してください。

参考 よく使用される資産の耐用年数 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令から抜粋)			耐用年数
種類	用途又は用途	細目	
建物	電気設備(照明設備を含む。)	その他のもの	15
附属設備	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
	緑化施設及び庭園	その他の緑化施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるものを除く。)	20
構築物	舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15
		アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10
	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの(前掲のものを除く。)	下水道、顕育場及びへい	15
	金属造のもの(前掲のものを除く。)	つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	10
機械装置		主として金属製のもの	17

この償却資産について不明な点等(各資産の使用すべき耐用年数など)ございましたら、お手数ですが償却資産係までご連絡ください。

＜共同住宅所有者＞		
確認	償却資産に該当するもの	
駐車場	無	有 アスファルト(10)、コンクリート(15)、その他()
塀・フェンス	無	有 RC(30)、CB(15)、金属(10)、その他()
屋外給水設備	無	有 (15)、散水栓(15)
屋外排水設備	無	有 浄化槽(15)、公共下水(15)
屋外電気設備	無	有 (15)
自転車置場	無	有 CB(15)、金属(10)
ゴミ置場	無	有 CB(15)、金属(10)
橋梁・擁壁	無	有 SRC(50)、RC(30)、CB(15)、()
室内	無	有 電気製品()
太陽光発電	無	有 (17) 10KW以上・10KW未満

＜償却資産担当＞		
確認	所在地 所有者氏名	
駐車場	無	有 アスファルト(10)、コンクリート(15)、その他()
塀・フェンス	無	有 RC(30)、CB(15)、金属(10)、その他()
屋外給水設備	無	有 (15)、散水栓(15)
屋外排水設備	無	有 浄化槽(15)、公共下水(15)
屋外電気設備	無	有 (15)
自転車置場	無	有 CB(15)、金属(10)
ゴミ置場	無	有 CB(15)、金属(10)
橋梁・擁壁	無	有 SRC(50)、RC(30)、CB(15)、()
室内	無	有 電気製品()
太陽光発電	無	有 (17) 10KW以上・10KW未満

現地確認の際には、確認事項に○をつけ（左右とも）左部分は相手方に右部分は償却担当で保管します。
実際の申告時の申告漏れの有無の確認にも役立ちます。

< 共同住宅所有者 >			< 償却資産担当 >		
確認 償却資産に該当するもの			所在地 所有者氏名		
駐車場	無	有 アスファルト(10)、コンクリート(15)、その他()	駐車場	無	有 アスファルト(10)、コンクリート(15)、その他()
塀・フェンス	無	有 RC(30)、CB(15)、金属(10)、その他()	塀・フェンス	無	有 RC(30)、CB(15)、金属(10)、その他()
屋外給水設備	無	有 (15)、散水栓(15)	屋外給水設備	無	有 (15)、散水栓(15)
屋外排水設備	無	有 浄化槽(15)、公共下水(15)	屋外排水設備	無	有 浄化槽(15)、公共下水(15)
屋外電気設備	無	有 (15)	屋外電気設備	無	有 (15)
自転車置場	無	有 CB(15)、金属(10)	自転車置場	無	有 CB(15)、金属(10)
ゴミ置場	無	有 CB(15)、金属(10)	ゴミ置場	無	有 CB(15)、金属(10)
橋梁・擁壁	無	有 SRC(50)、RC(30)、CB(15)、()	橋梁・擁壁	無	有 SRC(50)、RC(30)、CB(15)、()
室内	無	有 電気製品()	室内	無	有 電気製品()
太陽光発電	無	有 (17) 10KW以上・10KW未満	太陽光発電	無	有 (17) 10KW以上・10KW未満

左部分は共同住宅所有者へ



右部分は償却担当で保管

今回の償却資産申告の案内について

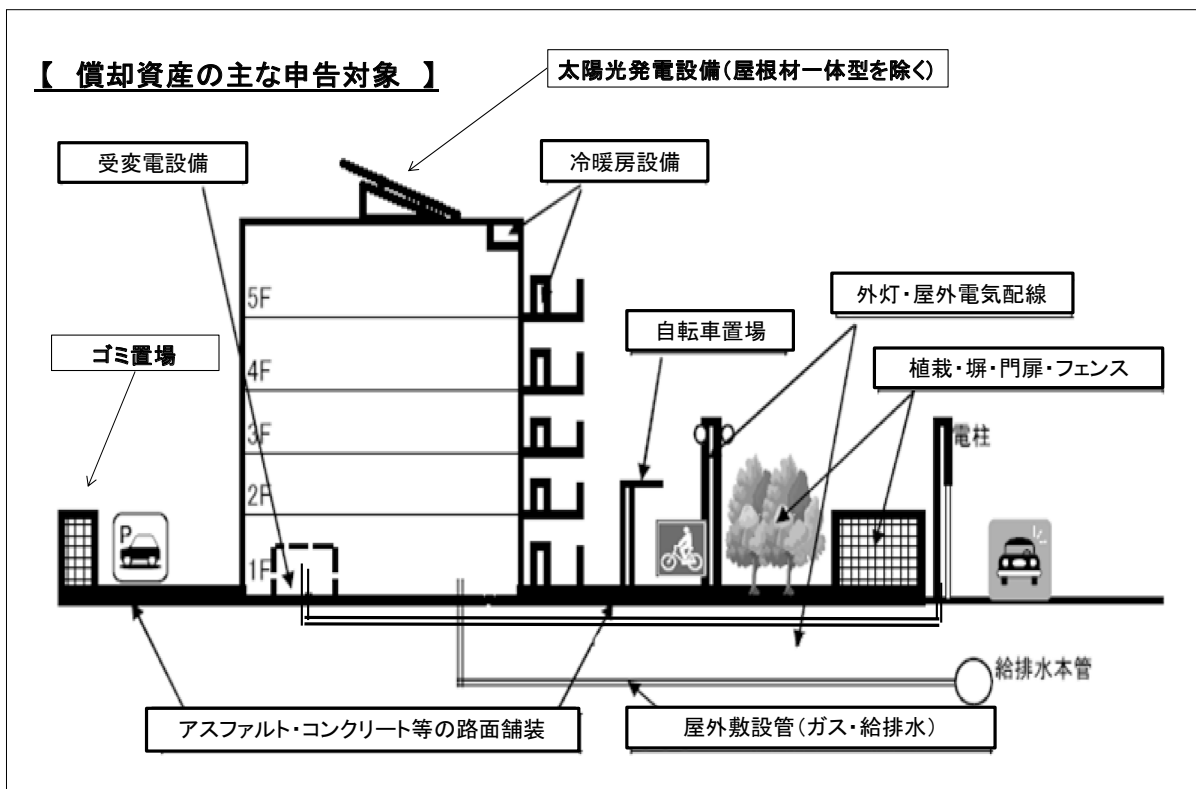
この償却資産について、初めて聞いたという方もおられるかもしれませんが、固定資産税を構成する1つとして従前からあるものです。

〇〇市（町村）では、市（町村）内に償却資産（土地、家屋以外に事業用資産である構築物、機械装置、工具、器具・備品など）を所有すると見込まれる方の調査を行い、ご案内させていただいています。

この度は、平成〇〇年中にアパート等の共同住宅、貸家、事務所、店舗等の事業用家屋を取得（建築）された方に対してお送りしています。

これは、下の具体例に示しているとおり、共同住宅をはじめ事業用家屋には、外構工事等の構築物の所有が見込まれるためです。（構築物以外にも機械装置、工具器具備品等も償却資産です。）

なお、申告書の提出がない場合や現地確認等で疑義がある場合は、内容確認のために固定資産台帳や工事内訳明細書等の帳簿確認調査をお願いする場合がありますので、調査時には、ご協力をお願いします。



3 リース会社の申告内容からの捕捉

- リース会社の償却資産申告書は、大半が電算処理による全資産申告となっています。その申告明細である種類別明細書（全資産用）は次のように使用者が記載されている場合があります。

種類別明細書（全資産用）

番号	種類	資産コード	資産の名称等	使用者	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	評価額	課税標準額	使用者である法人の申告
1	6	00002	洗浄機	(有)B	1	H22.9	800,000	6	212,231	212,231	あり
2	6	00001	ショーケース	(株)A	1	H23.2	600,000	5	194,700	194,700	なし
3	6	00004	金型	D(株)	1	H23.12	3,690,000	2	242,452	242,452	あり
4	6	00003	パソコン	個人C	1	H25.1	326,000	4	254,606	254,606	

使用者が個人であれば、事業用とは限りませんが、法人であれば事業用として使用しています。リース資産は、所有権に帰属するのでリース会社からの申告となりますが、この使用者欄に記載の法人は事業を行っており、リース資産以外にも当然、自己所有の償却資産の所有が見込まれます。

- 上記のとおり、(株)Aは、リース会社からリースを貸与され事業を行っていますが、(株)A自体に償却資産の申告はありません。リース資産のみで事業を行っている場合もありますが、自己所有資産も所有している可能性があります。

よって、リース会社の償却資産申告における種類別明細書から使用者と書かれている法人自体が申告をしていなければ一度、申告案内を送付してみましょう。

- 業種によっては、機器類はリースという場合が多いですが、テナント入居をして事業を行っている場合も多く、内装等のテナント入居における特定附帯設備は自己所有という例もよく見受けられます。
- 申告案内を送付する際には、リース会社の償却資産申告明細に使用者として記載されていたため送付したと記載すると、リース会社へクレームが入ることもあるので、捕捉した理由は記載しない方が良いと思われます。これは、リース会社へのクレームのせいで、今後の申告明細に使用者欄が記載されなくなる可能性があるためです。通常版の申告案内を送付しましょう。

4 テナント情報からの捕捉

- 家屋を自ら所有し、事業を行っている場合は、「1 固定資産税賦課情報」からある程度、ピックアップは可能ですが、家屋を所有しないテナント入居の場合は、この手法で捕捉できます。
- 店舗等がテナントとして入居している複合施設の所有者に対し、賃貸借契約のリスト（テナント台帳）を提出してもらい申告のない者をピックアップします。
- 商業施設であれば、その施設のホームページ等で、ショップリストが掲載されていますが、店舗名（屋号）であって確実に所有者を特定することができません。店舗名から推測する法人とは違い、フランチャイズで別の法人が資産を所有し経営している場合がありますので、出来るだけテナント台帳から捕捉しましょう。

ただし、複合施設の所有者に対し提出依頼しても、守秘義務があるとして協力が得られない場合がありますが、地方税法上の調査権という法的根拠はないため、あくまでも協力要請にとどめる必要があります。

- 唐突にテナント台帳の提出を求めるよりは、まず、その複合施設の所有者に対し実地調査等を行い、その話の中でテナント台帳を求める方が協力は得やすいです。

〇〇テナント台帳						
テナントコード	店 名	会 社 名	郵便番号	住 所	TEL	FAX
00050	A	㈱A	***-****	東京都〇〇区〇〇〇町〇-〇-〇	03-****-****	03-****-****
00060	B	㈱B	***-****	東京都〇〇〇区〇〇〇1丁目〇-〇	03-****-****	03-****-****
00100	C	㈱C	***-****	東京都〇〇〇区〇〇〇2丁目〇-〇	03-****-****	03-****-****
00110	D	㈱D	***-****	東京都〇〇〇区〇〇〇町〇〇〇	03-****-****	03-****-****

申告あり
申告あり
申告なし
申告あり

- それでも、テナント台帳の提出が得られない場合がありますが、もう1つテナント台帳を入手する方法があります。道府県税である不動産取得税の担当部署（都道府県庁）にテナント情報があるか聞いてみましょう。

不動産取得税における家屋課税において、固定資産税で家屋と償却資産に分離する仕組みに似た制度があり、申出があれば不動産取得税でも家屋所有者とテナント入居者で分離課税をしている場合があります。よって、不動産取得税担当部署は、テナント情報を所有しています。

ただし、このテナント情報は都道府県の不動産取得税担当部署が所有していますので、地方税法第20条の11における官公署等への協力要請で要請することになりますが、当然、固定資産税における家屋課税と密接な関係があるため、自課の家屋担当から話を進める方が協力を得やすいかもしれません。

- 実地調査で得られたテナント台帳から償却資産の申告のない者に対して申告案内を送付したいという場合には、テナント台帳から捕捉した旨を記載してよいか複合施設の所有者に確認しておく必要があります。

その記載について了解が得られない場合には、テナント台帳に記載のあるテナント事業者のホームページ等で確認し、当該市町村に店舗がある旨を確認して申告案内を送付しましょう。

同様に都道府県の不動産取得税担当部署に対しても、不動産取得税の分離申出書データから捕捉した旨を申告案内に記載してよいか確認しましょう。

5 航空写真からの捕捉

- 土地・家屋の課税のために使用している航空写真があれば、駐車場などの屋外構築物や太陽光発電設備等を捕捉することも可能です。これらの所在する土地の所有者情報を参考にピックアップしましょう。
- ただし、土地所有者がこれらの資産を所有しているとは断定できないので、現地を確認して看板等により所有者を特定しましょう。それでも、所有者が特定できない場合は、土地所有者に対し、文書で、その資産の所有が誰なのかを尋ねて、確定するようにしましょう。（下記様式参照）

今回の償却資産申告の案内について

この償却資産について、初めて聞いたという方もおられるかもしれませんが、固定資産税を構成する1つとして従前からあるものです。

〇〇市（町村）では、市（町村）内に償却資産（土地、家屋以外に事業用資産である構築物、機械装置、工具、器具・備品など）を所有すると見込まれる方の調査を行い、ご案内させていただいています。

この度は、「航空写真から駐車場、屋外構築物や太陽光発電設備等を捕捉し、償却資産の申告がない方」（土地所有者の方）に対してお送りしています。

これら屋外構築物や太陽光発電設備は事業用の資産であり、償却資産となります。

この度は、土地所有者の方にご案内していますが、償却資産の所有者は別である場合には、お手数ですが、償却資産申告書の備考欄に償却資産の名称、所有者名及び連絡先を記載して提出してください。

今回、お送りしている方の中には、以前にも同様の提出依頼があつて、「資産なし」と申告された方もおられると思いますが、その後に当市内に償却資産を所有した場合も想定されますので、改めてご案内しておりますので、ご了承ください。

ただし、「資産なし」と申告された場合でも、内容確認のために固定資産台帳や減価償却資産計算書等の帳簿確認調査や訪問による固定資産台帳等の確認調査をお願いする場合がありますので、調査時には、ご協力をお願いします。

【ステップ2】（一財）資産評価システム研究センターが作成した「固定資産税関係資料集Ⅲ－償却資産調査編－」や「固定資産評価関係質疑応答集－償却資産・審査委員会・固定資産税制度編－」等で紹介している方法

1 国税資料の閲覧からの捕捉

- 地方税法第354条の2による国税資料との照合については、「平成26年度固定資産税関係資料集Ⅲ－償却資産調査編－」の69ページにも記載されています。

この中での説明では、既に償却資産の申告がある者で、法人税申告書別表第16の種類ごとの取得価額計と償却資産申告書の種類ごとの取得価額計を照合して差異があれば、申告漏れの可能性が高く、実地調査を行う上での目安（見当をつける目安）にすること、また国税資料では構築物、機械装置や工具器具備品等の取得があるにもかかわらず償却資産の申告がない者は不申告者である可能性が高いといったことが触れられておりますが、これらも参考にしながら国税資料の閲覧により償却資産に該当する資産があるにもかかわらず、償却資産の申告がない者をピックアップしましょう。

- ただし、注意する点もあります。

国税申告は所在する市町村ごとに分けて申告するというのではなく、他市町村に所在する資産も含めて全てを申告すること、固定資産税の賦課期日である1月1日と法人における事業年度の違いから単純に比較はできない点等があります。

しかしながら、償却資産を所有する可能性はありますので、ピックアップしましょう。

- また、申告案内を発送する際、申告案内において、国税資料の閲覧を行い資産の所有が見込まれるため送付した旨の記載をしてよいか税務署に確認する必要があります。場合によっては、国税資料を閲覧した旨は伏せてほしいと言われる場合もありますので、税務署への確認が必要です。（下記様式参照）

※ 東京国税局から管内税務署に対して通知されている国税関係書類の写しの閲覧及び交付申請手続（概要）に関する資料（東京都資料）も添付しておりますので、参考にして下さい。

今回の償却資産申告の案内について

この償却資産について、初めて聞いたという方もおられるかもしれませんが、固定資産税を構成する1つとして従前からあるものです。

〇〇市（町村）では、市（町村）内に償却資産（土地、家屋以外に事業用資産である構築物、機械装置、工具、器具・備品など）を所有すると見込まれる方の調査を行い、ご案内させていただきます。

この度は、「税務署において資料閲覧を行い、土地、家屋以外の事業用資産を所有しているが、償却資産の申告がない方」に対してお送りしています。

今回、お送りしている方の中には、以前にも同様の提出依頼があつて、「資産なし」と申告された方もおられると思いますが、その後に当市（町村）内に償却資産を所有した場合も想定されますので、改めてご案内しておりますので、ご了承ください。

ただし、「資産なし」と申告された場合でも、内容確認のために固定資産台帳や減価償却資産計算書等の帳簿確認調査や訪問による固定資産台帳等の確認調査をお願いする場合がありますので、調査時には、ご協力をお願いします。

平成23年6月24日

各部・所総務担当課長 殿

総務部総務課長
(庶務係扱い)

国税関係書類の写しの閲覧及び交付申請手続について（通知）

標記の件について、東京国税局から管内各税務署へ平成23年6月16日付けで「地方団体に対する国税関係書類の写しの交付手続きについて（指示）」が通知されました。

ついては、通知の概要をとりまとめましたので、各部・所においては、下記のとおり閲覧及び交付申請手続を行ってください。

記

1 趣旨

地方税の賦課徴収上必要な国税関係書類の閲覧及び写しの交付を含む国と地方団体との税務行政運営上の協力については、昭和29年9月20日付「税務行政運営上の協力に関する国税庁と自治庁との了解事項」等に基づき、円滑な実施が図られているところであるが、写しの交付に係る情報管理の徹底及び事務処理のより一層の円滑化を図る観点から、写しの交付等に関する事務処理手続を定める。

2 指示の適用範囲

この指示は、東京国税局が管内（東京都・神奈川県・千葉県・山梨県）の税務署に対して行ったものであり、東京国税局の管外に所在する税務署に対しては適用されない。

そのため、東京国税局の管外の所在する税務署に対し、閲覧及び写しの交付申請を行う場合は、個別に調整を行うこと。

3 事務処理手続

国税関係書類の閲覧及び写しの交付申請を行う場合は、以下のように事務処理を行うこととする。

（1）「東京都複写」等の表示

写しの作成に当たっては、地方団体が作成したものであることを明確にする観点から、全ての写しに「東京都複写」等の表示をすること。

「東京都複写」等の表示位置、フォント等については特段の定めはないので、写しの種類に応じて変更して差し支えない。

ただし、表示が見えなくなるような位置、フォント等にならないよう留意すること。

なお、表示に当たっては、次の方法により対応することとして差し支えない。

①複写機に「東京都複写」等のラベルをあらかじめ貼付した状態で複写する。

②あらかじめ「東京都複写」等と印刷された用紙等を用意する。

③「東京都複写」等のゴム印を全ての写しに押印する。

(2) 本人確認

閲覧及び写しの交付申請を行う際、税務署からの求めに応じ、身分証明書等により申請者本人であることを証明すること。

(3) 国税関係書類の閲覧及び写しの交付申請書兼受領書

別添「国税関係書類の閲覧及び写しの交付申請書兼受領書」（以下「申請書」という。）を東京国税局管内における共通の様式とする。

申請書を使用する場合は、申請書裏面に記載されている『「国税関係書類の閲覧及び写しの交付申請書兼受領書」の記載要領』及び『「国税関係書類の写し」の交付要領』を参照すること。

なお、各都税事務所は、管内（ブロック所における地域所も含む）に所在する税務署に対して閲覧及び写しの交付申請をする際、各地区税務協議会等における合意に基づき行っている場合や、個別に税務署と調整がついた場合には、これまでと同様の方法により閲覧及び交付申請を実施することとして差し支えない。

その場合であっても作成した全ての写しに「東京都複写」等の表示をすること。

4 写しの交付申請ができる書類の範囲

写しの交付申請ができる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 所得税関係書類

① 所得税の確定申告書及び付表（修正申告書を含む。）

② 更正決定等決議書

③ 青色申告決算書及び収支内訳書

④ 附属明細書及び添付書類

(2) 法人税関係書類

① 法人税申告書（修正申告書を含む。）

② 法人税申告書の別表及び付表等

③ 法人税決議書

④ 附属明細書及び添付書類

(3) その他

各種届出書等

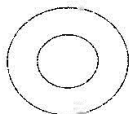
なお、目的外又はしっかいたな写しの交付申請はすることができず、調査関係書類（税務署職員が調査情報等をメモ書きした国税関係書類を含む。）については、写しの交付の対象外となる。

5 写しの紛失等への対応

作成した写しの紛失や盗難など、不測の事態が生じた場合には、速やかに『「国税関係書類の写し」の交付要領』に基づく必要な処置を講ずるとともに、至急、総務部総務課庶務係まで連絡すること。

税務署受付印

平成 年 月 日



国税関係書類の閲覧及び写しの 交付申請書 兼 受領書

税務署長 殿

長 ④

次のとおり、国税関係書類の閲覧及び写しの交付を申請します。
 なお、国税関係書類の写しの取扱いに当たっては、裏面の規程を厳守します。

閱 覧 者		(所 属) (職名・氏名)
閲覧 対象者	(整理番号)	()
	氏 名 ・ 法 人 名	
	納 税 地	
閲覧(複写)を要する 年 分 ・ 事 業 年 度		☐ 平成 年 分 ☐ 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
閱 覧 目 的 等		(根拠法令：地方税法第 条)
閱 覧 及 び 写 し の 交 付 を 要 す る 国 税 関 係 書 類		【所得税関係書類】 ☐ 所得税の確定申告書及び付表(修正申告書を含む。) ☐ 更正決定等決議書 ☐ 青色申告決算書及び収支内訳書 ☐ 附属明細書及び添付書類 () 【法人税関係書類】 ☐ 法人税申告書(修正申告書含む。) ☐ 法人税申告書の別表及び付表等 ☐ 法人税決議書 ☐ 附属明細書及び添付書類 () 【その他】 ☐ その他 ()

【税務署整理欄】

申請時	総括統括官	担当者	閲覧者の本人確認	写し作成の可否
			☐ 身分証明書等 ☐ その他 ()	☐ 可 ☐ 不可
返却時	総括統括官	担当者	写し作成後の確認事項	写し交付の可否等
			☐ 国税関係書類の返却 ☐ 全ての写しに「地方団体複写」等の表示	☐ 可 ☐ 閲覧のみ ☐ 不可

「国税関係書類の閲覧及び写しの交付申請書兼受領書」の記載要領

- 1 「国税関係書類の閲覧及び写しの交付申請書兼受領書」（以下「申請書」という。）の申請者は地方団体の長（都・県税事務所など、地方団体に属する各機関の長を含む。）とし、「閲覧者」欄には、地方団体職員（代表者）の所属、職名及び氏名を記載する。
- 2 閲覧対象者が複数ある場合には、「別紙」を使用して、対象者全員の氏名・法人名等を記載する。この場合、申請書の「閲覧対象者」欄には「別紙のとおり」と記載する。
- 3 申請書の「閲覧目的等」欄については、必ず根拠となる法令を記載した上、その理由をできるだけ具体的に記載する。
(例) ・ 預貯金等及び売掛金の内訳書から財産情報を把握し、滞納整理の資料とする。
・ 法人税申告書の別表、貸借対照表、固定資産の内訳書から資産状況を把握し、固定資産税に係る償却資産調査の資料とする。

～ 「国税関係書類の写し」の交付要領 ～

1 写しの交付申請

- (1) 写しの交付申請に当たっては、電話等により事前に管轄税務署と日程調整等を行う。
- (2) 実施時期、申請件数等の細目については、管轄税務署と十分協議を行う。
- (3) 写しの交付申請は、署の窓口において申請書を直接提出することとし、郵送（書面照会）では行わない。

2 写しの作成

- (1) 地方団体が写しを作成する場合には、原則として複写機を持参して行う。
- (2) デジタルカメラ及びスキャナー等によるデータでの記録は行わない。
- (3) 複写の作業は、会議室等の納税者の目に触れない場所で行う。
- (4) 貸与を受けた国税関係書類（以下「原本」という。）は、税務署庁舎外に持ち出さない。また、原本の編てつ替えは行わない。
- (5) 作成した全ての写しに「地方団体複写」等の表示を行う。
- (6) 複写作業終了時には、原本及び作成した全ての写し（書損を含む。）を署職員に提示する。

3 写しの管理

- (1) 写しの管理責任者は、写しの交付申請を行う地方団体の長（地方団体に属する都・県税事務所等の長を含む。）とし、善良なる管理者の注意義務を負う。
- (2) 写しは、施錠のできる書庫等に格納して保管し、地方団体の庁舎外に持ち出さない。
- (3) 写しを申請書に記載した目的外に使用しない。また、納税者をはじめとする部外者に対して、写しの存在を明らかにしない。
- (4) 写しの紛失及び盗難等の事態が発生した場合には、速やかに管轄税務署に連絡するとともに、当局と協議の上、納税者等への説明等、必要かつ適切な処置を講じる。

別 紙

〔写しの交付を受ける国税関係書類〕

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| 1 所得税の確定申告書及び付表（修正申告書を含む。） | 5 法人税申告書（修正申告書を含む。） |
| 2 更正決定等決議書 | 6 法人税申告書の別表及び付表等 |
| 3 青色申告決算書及び収支内訳書 | 7 法人税決議書 |
| 4 附属明細書及び添付書類（所得税関係） | 8 附属明細書及び添付書類（法人税関係） |

No	(整 理 番 号)	年 分 事業年度	複 写 の 内 容 等
	氏 名 ・ 法 人 名 納 税 地		
1	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
2	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
3	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
4	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
5	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
6	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
7	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
8	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
9	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
10	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
11	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
12	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()

2 法人住民税に係る法人設立・開設届（個人営業開業届）からの捕捉

- この届出は税務署への届出と同時に市町村に提出されますので、市民税担当部署に確認をとってデータを入手しましょう。
- 今後の処理を踏まえ、定期的にデータ入手できるシステムを構築する必要があります。
例えば、次年度申告案内発送時に発送するため、10月末までに設立された事業者の一覧データを入手し、1月に11月～12月に設立された事業者の一覧データを入手できるように協議してみるといいかもしれません。
- 申告案内を送付する際には、通常の申告案内に加え、今回案内を送付した理由を記載した文書を添付することで、電話等による問い合わせが少なくなります。（下記様式参照）

今回の償却資産申告の案内について

この償却資産について、初めて聞いたという方もおられるかもしれませんが、固定資産税を構成する1つとして従前からあるものです。

〇〇市（町村）では、市（町村）内に償却資産（土地、家屋以外に事業用資産である構築物、機械装置、工具、器具・備品など）を所有すると見込まれる方の調査を行い、ご案内させていただきます。

この度は、「法人設立（開設）届や個人営業開業届」を提出されている方で、償却資産の申告がない方」に対してお送りしています。

通常、これらの届を提出され事業を行っていれば、償却資産の所有が見込まれますのでご案内しているものです。

今回、お送りしている方の中には、以前にも同様の提出依頼があつて、「資産なし」と申告された方もおられると思いますが、その後に当市（町村）内に償却資産を所有した場合も想定されますので、改めてご案内しておりますので、ご了承ください。

ただし、「資産なし」と申告された場合でも、内容確認のために固定資産台帳や減価償却資産計算書等の帳簿確認調査や訪問による固定資産台帳等の確認調査をお願いする場合がありますので、調査時には、ご協力をお願いします。

3 建築確認申請からの捕捉

- 建造物の新築や増改築を行う場合は、建築確認が必要となっています。これら建造物の大半は家屋です。この家屋の用途が非居住用であれば償却資産を所有している可能性が高いとなります。また、屋外広告物（高さ4mを超える看板等）の設置に関しても、建築確認が必要となります。これらの建築確認から申告のない者をピックアップしましょう。
- 申告案内を送付する際には、通常の申告案内に加え、今回案内を送付した理由を記載した文書を添付することで、電話等による問い合わせが少なくなります。（下記様式参照）

今回の償却資産申告の案内について

この償却資産について、初めて聞いたという方もおられるかもしれませんが、固定資産税を構成する1つとして従前からあるものです。

〇〇市（町村）では、市（町村）内に償却資産（土地、家屋以外に事業用資産である構築物、機械装置、工具、器具・備品など）を所有すると見込まれる方の調査を行い、ご案内させていただいています。

この度は、「建築確認申請」を提出されている方で、家屋用途が店舗、事務所等の非居住用となっている方及び家屋以外の屋外建造物を建築されている方で償却資産の申告がない方に対してお送りしています。

通常、家屋用途が非居住用の場合や屋外広告等の建造物を所有していれば、何らかの事業を行っており、償却資産の所有が見込まれますのでご案内しているものです。

今回、お送りしている方の中には、以前にも同様の提出依頼があって、「資産なし」と申告された方もおられると思いますが、その後に当市（町村）内に償却資産を所有した場合も想定されますので、改めてご案内しておりますので、ご了承ください。

ただし、「資産なし」と申告された場合でも、内容確認のために固定資産台帳や減価償却資産計算書等の帳簿確認調査や訪問による固定資産台帳等の確認調査をお願いする場合がありますので、調査時には、ご協力をお願いします。

【ステップ3】 官公庁以外で簡単に捕捉できるデータを活用する方法

- ステップ3では、5つの手法について触れていますが、インターネットや電話帳、紙ベースの資料から捕捉できます。

全て、公開されているものですので、何から情報を得て申告案内を送付したのかを明記しても問題ありません。（下記様式参照）

※ ハローワークは官公庁ではありますが、直接依頼しなくても、インターネットや紙ベースの資料を容易に入手できるとして、ステップ3の中で紹介しています。

今回の償却資産申告の案内について

この償却資産について、初めて聞いたという方もおられるかもしれませんが、固定資産税を構成する1つとして従前からあるものです。

〇〇市（町村）では、市（町村）内に償却資産（土地、家屋以外に事業用資産である構築物、機械装置、工具、器具・備品など）を所有すると見込まれる方の調査を行い、ご案内させていただきます。

この度は、「「※」から、償却資産の申告がない方」に対してお送りしています。

通常、何らかの事業を行っていれば、償却資産の所有が見込まれますのでご案内しているものです。

今回、お送りしている方の中には、以前にも同様の提出依頼があって、「資産なし」と申告された方もおられると思いますが、その後に当市（町村）内に償却資産を所有した場合も想定されますので、改めてご案内しておりますので、ご了承ください。

ただし、「資産なし」と申告された場合でも、内容確認のために固定資産台帳や減価償却資産計算書等の帳簿確認調査や訪問による固定資産台帳等の確認調査をお願いする場合がありますので、調査時には、ご協力をお願いします。

※ 「インターネット検索で各業種の協同組合会員名簿」、「タウンページ」、「ハローワークの求人情報」、「民間求人情報」、「新聞広告等」、「自動車検査登録協会の大型特殊自動車情報」

【ステップ4】 固定資産税担当部署以外が所有するデータを活用する方法

1 契約担当部署が所有する入札参加者名簿からの捕捉

- 公共工事等において契約を行う場合、契約を担当する部署があります。この契約を担当する部署には、入札参加者名簿や物品調達業者名簿等があります。これらの名簿を入手し、申告のない者をピックアップします。
- 市町村によっては、これらの名簿は当該市町村のホームページに掲載している場合もあります。これらの名簿に記載されて、当該市町村に本店、支店、営業所等があれば、何らかの資産を所有しています。また、水道局にも同じように各種工事等の名簿がありますので、担当部署に確認してみましょう。

業種：建築工事

(市内業者)

業者名	所在地(契約締結先)	代表者職氏名	電話番号	
(株)A	〇〇市〇〇町1-1-1	代表取締役〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇〇	申告あり
(株)B	〇〇市△△町2-2-2	代表取締役〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇〇	申告なし
(株)C	〇〇市□□町3-3-3	代表取締役〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇〇	申告あり
(株)D	〇〇市××町4	代表取締役〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇〇	申告あり

- 色々な業種の名簿が存在する場合がありますので、契約担当部署にどんな名簿があるか確認しましょう。

2 環境、下水担当部署が所有するデータからの捕捉

- 環境保全、下水道担当部署に施設の届出がなされています。
- 届出はデータ化され、一覧表となっているものがあれば参考にしましょう。

下水道特定施設設置事業場一覧表

整理番号	事業場名	所在地	施設番号	日平均排水量	除害施設名	処理区名	
1	(株)A	〇〇町1-1	12	2	活性汚泥	〇〇処理区	申告あり
2	(株)B	□□町2-2	12	13	なし	〇〇処理区	申告なし
3	C	△△町3-3	12	2	油水分離槽	〇〇処理区	申告なし
4	D	××町4-4	4	1	なし	〇〇処理区	申告あり

- これらの名簿の中には、課税標準の特例措置の公共の危害防止施設に係る汚水廃液処理施設や下水道除害施設も含まれています。

3 水道開設届のデータからの捕捉

- 水道局から水道開設届のデータを入手しましょう。
- データには使用用途（業種ごとにコードが振られている）が記載されていますので、業務用（非家事用）を抽出しましょう。名簿と使用用途が分かるデータ提供を依頼しましょう。

水道開設者名簿

場所	氏名	開栓日	業種コード		
〇〇町1-1	個人A	2013.5.3	10	家事用につき事業用でない	
〇〇町1-2	(株)B	2013.10.1	230	小売店用につき事業	申告なし
〇〇町1-3	(医)C	2013.12.1	120	医療用につき事業	申告あり
〇〇町1-4	D(株)	2013.12.1	160	旅館宿泊用につき事業	申告あり

業種コード

10: 家事用

120: 医療用

160: 旅館宿泊用

230: 小売店用 等があります

4 消防関係申請届出からの捕捉

- 消防署にも各種許可申請や届出がされています。それらのデータから捕捉を行います。
- データについては、多岐にわたり次のような業務について申請等がなされていますので、消防署に確認してみましょう。
 - ・危険物関係 危険物の製造、貯蔵、販売取扱、使用等
 - ・石油コンビナート等災害防止法関係 石油コンビナート等災害防止法に関するもの
 - ・予防関係 炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・火花を生ずる設備等の設置等
 - ・防火管理関係 防火管理者選任、自衛消防組織設置等
 - ・消防用設備関係 消防用設備設置等
 - ・開発行為関係 開発行為事前協議、消火栓設置
 - ・高圧ガス関係 高圧ガス製造、貯蔵、販売

今回の償却資産申告の案内について

この償却資産について、初めて聞いたという方もおられるかもしれませんが、固定資産税を構成する1つとして従前からあるものです。

〇〇市（町村）では、市（町村）内に償却資産（土地、家屋以外に事業用資産である構築物、機械装置、工具、器具・備品など）を所有すると見込まれる方の調査を行い、ご案内させていただいています。

この度は、「市（町村）契約担当部署の所有する名簿」（※）から、償却資産の申告がない方」に対してお送りしています。

通常、何らかの事業を行っていれば、償却資産の所有が見込まれますのでご案内しているものです。

今回、お送りしている方の中には、以前にも同様の提出依頼があつて、「資産なし」と申告された方もおられると思いますが、その後に当市（町村）内に償却資産を所有した場合も想定されますので、改めてご案内しておりますので、ご了承ください。

ただし、「資産なし」と申告された場合でも、内容確認のために固定資産台帳や減価償却資産計算書等の帳簿確認調査や訪問による固定資産台帳等の確認調査をお願いする場合がありますので、調査時には、ご協力をお願いします。

※「市（町村）水道部局が所有する名簿」「市（町村）環境、下水道担当部署が所有する名簿」「市（町村）保健衛生部局が所有する名簿」「市（町村）水道開設届」「市（町村）消防局所管名簿」

【ステップ5】 都道府県が所有するデータを活用する方法

- 都道府県は各種法律に基づき許認可・登録業務を行っています。その名簿を地方税法第20条の11に基づく官公署への協力要請を依頼してデータを入手します。
- 特に保健所関係のデータは有効です。
保健所所管のデータは、食品営業許可（飲食店、食品製造業）、美容・理容業、クリーニング業の他にも医師・歯科医師名簿、薬事（薬局）業、コインオペレーティングクリーニング（コインランドリー）、旅館業、動物取扱業（ペット販売店、ペットサロン、獣医）などがあります。
- まずは、特に有効な保健所所管データから捕捉を行い、他の許認可・登録業務へと広がっていきましょう。

（参考） 先進取組団体の有効度の評価をご参考までお示ししておきます。なお、太枠で囲んだ部分は保健所所管データで特に有効的であると評価されているものです。

有効度【高】の業種	有効度【中】の業種	有効度【低】の業種
建設業	駐車場業	建築士事務所
産廃処理業	旅館業	電気工事業
解体業	ペットショップなど	建築物清掃業 等
獣医業	木材製造業	歯科技工業
美容業	パチンコ、ゲームセンターなど	宅建業
理容業	漁業	マッサージ指圧師、鍼灸師など
クリーニング業	採石業	火薬類の製造・販売業
薬局業		高圧ガス製造業
病院、医院、診療所など		液化ガス製造業
食料品販売業		公衆浴場業
食料品製造業		貸金業
飲食店等		質屋業
		古物商
		警備業
		自動車運転代行業
		探偵業

- 実際に都道府県が所有する許認可・登録業務データで、データ入手が可能かどうか福岡県が調査した結果の資料を次ページに添付しています。これらデータの入手可能なものは、都道府県に協力要請すれば入手可能かと思しますので、それぞれの都道府県に要請してみてください。

また、都道府県からデータを入手して実際に事業所に申告案内を送付する際には、都道府県からデータを入手して捕捉した旨を記載してよいかを都道府県に確認しておきましょう。

※ 都道府県に協力要請する際の様式について、東京都の資料を参考資料として添付しておきます。

(参考)福岡県調査結果資料

業種ごとの県許認可業務一覧の各県閲覧可能可否調査票(福岡県)

福岡県担当課	No.	業種	区分	根拠法	閲覧・資料提供の内容	市町村から協力要請があった場合の 閲覧・資料提供の可否 (県担当部局)	閲覧・資料提供 否の場合の理由
建築指導課	1	建設業	許可	建設業法(3)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	名簿には許可日はないが、1件ごとの申請書の閲覧(主要県土整備事務所)は可能
工業保安課	2	火薬類の製造・販売業	許可	火薬類取締法(3)製造	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	
工業保安課				火薬類取締法(5)販売	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	
工業保安課	3	高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法(5)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	
保健衛生課	4	公衆浴場業	許可	公衆浴場法(2)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	<備考> 当課において保有しているデータもあるが、詳細については、保健所が保有している。
保健衛生課	5	興行業	許可	興行場法(2)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	<備考> 当課において保有しているデータはないが、保健所において保有している。
廃棄物対策課	6	産廃処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14)産廃	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	
廃棄物対策課	7			廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14/4)特別管理産廃	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	
工業保安課	8	液化ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律(3)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	福岡、久留米、北九州、飯塚中小企業振興事務所にて管理
建築指導課	9	解体業	登録	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(21)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	否	閲覧規程がないため
漁業管理課	10	遊漁業	登録	遊漁船業の適正化に関する法律(3)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	
漁業管理課	11	漁業(漁船)	登録	漁船法(10)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	
中小企業振興課	12	貸金業	登録	貸金業法(3)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	
工業保安課	13	砂利採取業	登録	砂利採取法(3)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	
工業保安課	14	採石業	登録	採石法(32)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	

建築指導課	15	建築士事務所	登録	建築士法(23)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	指定機関での閲覧可能
工業保安課	16	電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律(3)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	
保健衛生課	17	建築物清掃業 等	登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(12/2)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	<備考> 当課において閲覧・資料提供可能 登録年月日、登録業者名、営業所の名称、営業所所在地、営業所の電話番号
医療指導課	18	歯科技工業	届出	歯科技工士法(6)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	各保健所で手続きをしているので、各保健所での対応となる。 北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市は各市での対応となる。
畜産課	19	獣医業	届出	獣医師法(22)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	否	目的外となるため否 但し、法令に基づく場合はその都度協議
保健衛生課	20	美容業	届出	美容師法(11)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	<備考> 当課において保有しているデータもあるが、詳細については、保健所が保有している。
保健衛生課	21	理容業	届出	理容師法(11)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	<備考> 当課において保有しているデータもあるが、詳細については、保健所が保有している。
保健衛生課	22	クリーニング業	届出	クリーニング業法(5)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	<備考> 当課において保有しているデータもあるが、詳細については、保健所が保有している。
医療指導課	23	あん摩、マッサージ指圧師、鍼灸師、柔道整復師	届出	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(9/2)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	各保健所で手続きをしているので、各保健所での対応となる。 北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市は各市での対応となる。
林業振興課	24	木材製造業	認定	木材の安定供給の確保に関する特別措置法(4)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	否	法律に基づく認定の申請がなく、一覧資料を作成していないため。
建築指導課	25	宅建業	免許	宅地建物取引業法(3)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	
漁業管理課	26	漁業	免許	漁業法(10)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	
畜産課	27	家畜商	免許	家畜商法(3)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	否	目的外となるため否 但し、法令に基づく場合はその都度協議
警察本部生活安全課	28	キャバレー等社交飲食店、パチンコ、ゲームセンター等	許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(3)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	・地方税法第20条の11に基づく文書による照会であれば可能。
警察本部生活保安課	29	質屋業	許可	質屋営業法(2)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	・地方税法第20条の11に基づく文書による照会であれば可能。

警察本部生活保安課	30	古物商	許可	古物営業法(3)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	条件付き可	・地方税法第20条の11に基づく文書による照会で、個別照会であれば可能。 ・総括照会は受けることができない。(文書が複数警察署にまたがるため。)
警察本部生活安全総務課	31	探偵業	届出	探偵業の業務の適正化に関する法律(4)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	連絡先については不可(台帳の整備を行っていない)
警察本部生活安全総務課	32	警備業	認定	警備業法(4)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	連絡先については不可(台帳の整備を行っていない)
警察本部交通企画課	33	自動車運転代行業	認定	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(4)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	
都市計画課	34	駐車場業	届出	駐車場法(12)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	注)町村のみ。市(政令市除く)には権限移譲済み。
薬務課	35	薬局業	許可	薬事法(4)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	
医療指導課	36	病院、医院、診療所、歯科医院、助産所	許可	医療法(開設)(7)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	各保健所で手続きをしているので、各保健所での対応となる。 北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市は各市での対応となる。
医療指導課			許可	医療法(病床)(7-3)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先		各保健所で手続きをしているので、各保健所での対応となる。 北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市は各市での対応となる。
保健衛生課	37	食料品販売業	許可	食品衛生法(52)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	<備考> 当課において保有しているデータもあるが、詳細については、保健所が保有している。
保健衛生課	38	飲食店、喫茶店 等			許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先		<備考> 当課において保有しているデータもあるが、詳細については、保健所が保有している。
保健衛生課	39	食料品製造業			許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先		<備考> 当課において保有しているデータもあるが、詳細については、保健所が保有している。
保健衛生課	40	旅館業	許可	旅館業法(3)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	<備考> 当課において保有しているデータもあるが、詳細については、保健所が保有している。
保健衛生課	41	ペットショップ 等	登録	動物の愛護及び管理に関する法律(10)	許認可(登録・届出)日、事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地、連絡先	可	<備考> 当課において保有しているデータもあるが、詳細については、保健所が保有している。

例

区保健所等への依頼文書

2×○税区（評）第○号

平成2×年△月△△日

○○区保健所長

東京都○○都税事務所長

東京 太郎

営業許可申請書等の閲覧（交付）について

このことについて、固定資産税（償却資産）の賦課徴収のため、下記書類の閲覧（交付）の申請をいたします。

記

1 申請書類

- (1) 料理飲食業
- (2) 理容業・美容業
- (3) クリーニング業

2 申請内容

- (1) 営業所所在地・屋号（商号）・電話番号
- (2) 営業者氏名・住所・電話番号
- (3) 営業許可年月日
- (4) 業種等

3 対象地域

○○区内全域

4 対象期間

平成2×年1月1日から平成2×年12月31日まで

5 その他

根拠法令：地方税法第20条の11

徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることが出来る。

なお、手数料につきましては、○○区手数料条例第○条の規定による免除をお願いいたします。

担当者

東京都○○都税事務所

固定資産税（評価）課 償却資産係 ■■

TEL 03-****-####

3. 申告書を送付しても提出がない場合

- 各ステップで捕捉した者に対し、申告書等を送付しますが、それでも提出されない場合があります。
- 電話による申告依頼や文書による督促、催告を行っても提出されない場合は、最終通告を行います。最終通告上、提出がない場合は、事務所等へ訪問する旨を記載しておきます。

この最終通告を行っても提出がない場合は、訪問日時等を記載した訪問通知を送付し、訪問するようにならしてください。（下記以降様式参照）

【最終通告 例】

重 要

○ 第 ○ ○ ○ 号
平成○○年○○月○○日

株式会社 ○○○○ 様

○○市(町村)長 ○ ○ ○ ○

償却資産申告書の提出について(催告)

償却資産申告書の提出を再三にわたり、お願いしておりますが、現在のところ提出されていません。

この償却資産は、地方税法の規定により、事業用として使用している構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品が該当し、これらを申告していただく必要があります。

再度、申告書類をお送りいたしますので、早急に提出されますよう通知いたします。

また、申告すべき資産がない場合は、お手数ですが、償却資産申告書に「該当資産なし」を明示していただいた上で、税務署へ提出されている直近の法人税申告書別表16(1)、(2)、(7)及びその明細である固定資産台帳の写しを添付してください。

なお、提出された償却資産申告書と添付いただく固定資産台帳の写し等から疑義がある場合は、別途ご連絡させていただきます。

提出期限までに申告書又は別紙等が提出されない場合は、別途、日時を指定し事業所へ訪問させていただきますので、ご了承ください。

国税申告において税理士が関与されている場合は、税理士にご連絡いただき、この償却資産申告書の作成等の依頼をしていただきますようお願いいたします。

また、申告により現年度だけでなく過年度に課税遡及する場合や地方税法に基づく帳簿確認調査により申告誤りが判明した場合は追加課税をお願いすることがあります。

詳しくは同封の「償却資産(固定資産税)の申告の手引」をご覧ください。

提出期限 平成○○年○○月○○日(○)

申告書の提出、お問い合わせ先

〒○○○-○○○○

○○市(町村)○○○○町○○○番地

○○市(町村)○○○○課

電話 (○○○) ○○○-○○○○

FAX (○○○) ○○○-○○○○

(参考条文)

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第三百八十六条 市町村は、固定資産の所有者（第三百四十三条第八項及び第九項の場合にあつては、これらの規定によつて所有者とみなされる者とする。第三百九十三条及び第三百九十四条において同じ。）が第三百八十三条又は第三百八十四条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

【訪問通知 例】

重 要

○ 第 ○ ○ ○ 号
平成○○年○○月○○日

株式会社 ○○○○ 様

○○市（町村）長 ○ ○ ○ ○

償却資産における訪問調査について（通知）

平成○○年○○月○○日付け○第○○○号にて償却資産申告書の提出をお願いしておりますが、現在のところ提出されていません。

つきましては、訪問調査を次の日程で実施させていただきますので、ご多忙のことと存じますが、関係者の立会い等、ご協力よろしくお願いします。

なお、立会いの際には、国税申告書等、固定資産関係帳簿類をご準備ください。

また、国税申告において税理士が関与されている場合は、税理士にご連絡いただき、帳簿類の準備していただくか、立会いの依頼をお願いします。

指定した訪問日時が都合の悪い場合は、事前にご連絡ください。

訪問日時 平成○○年○○月○○日（○）○○：○○

訪問場所 ○○市（町村）○○○町○○○番地

お問合せ先

〒○○○-○○○○

○○市（町村）○○○○町○○○番地

○○市（町村）○○○○課

電話 （○○○）○○○-○○○○

FAX （○○○）○○○-○○○○

固定資産台帳 例

固定資産台帳 兼 減価償却計算表

円 本

日 平成22年 6月 1日 現在

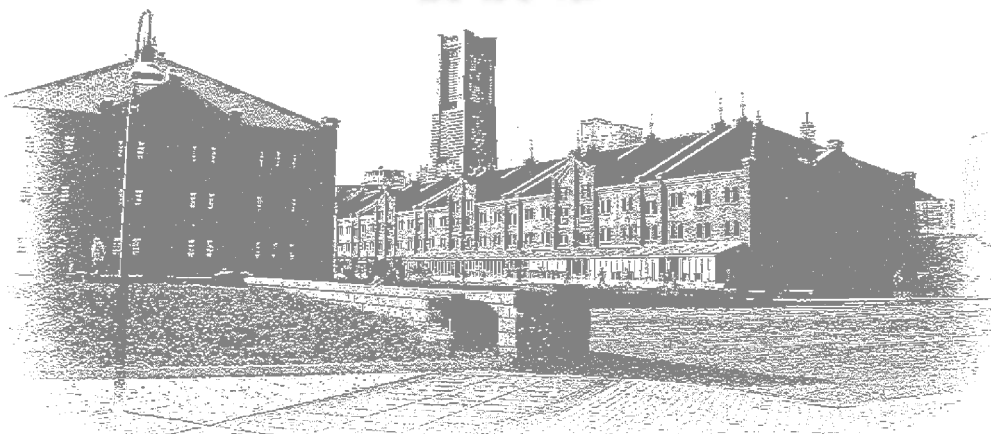
勘定科目	資産コード	資産名	数量	使用年月	取得価額	定額 償却率	定額 償却額	期首帳簿価額	期中増加資産	期末帳簿価額	期末減価償却累計額	期末純価額
機 械	000	倉庫	1.00	元 8/ 4	1,800,000	定額 12 8.33%	90,000	0	0	0	0	0
機 械	001	本社	1.00	元 7/ 4	50,000,000	定額 12 8.33%	36,500,000	0	0	900,000	35,600,000	14,400,000
機 械	002	専業所	1.00	元 15/ 4	12,000,000	定額 12 8.33%	10,110,000	0	0	270,000	9,840,000	2,160,000
機 械	003	専業所	1.00	元 22/ 30	84,000,000	定額 12 8.33%	0	84,000,000	0	940,000	83,160,000	840,000
		小 計			147,800,000		46,700,000	84,000,000	0	2,027,999	125,672,001	19,127,999
機 械 装 置	000	製造装置	1.00	元 17/ 12	3,600,000	定額 6 8.33%	712,521	0	0	227,294	485,227	3,114,773
機 械 装 置	001	製造機	1.00	元 22/ 4	2,550,000	定額 10 8.33%	0	2,550,000	0	037,500	1,912,500	037,500
機 械 装 置	002	製造機	1.00	元 22/ 8	2,650,000	定額 10 8.33%	0	2,650,000	0	425,000	2,125,000	425,000
		小 計			8,700,000		712,521	5,100,000	0	1,289,794	4,522,727	4,177,273
車 両 運 搬 具	001	営業用乗用車	1.00	元 16/ 3	3,480,200	定額 6 8.33%	740,793	0	0	239,183	610,610	2,976,586
車 両 運 搬 具	002	ワゴン	1.00	元 17/ 7	2,900,000	定額 7 8.33%	235,476	0	0	84,024	144,800	1,855,196
		小 計			5,480,200		976,269	0	0	323,859	655,410	4,830,790
工 具 器 具 備 品	001	圧縮機	1.00	元 17/ 30	495,000	定額 6 8.33%	131,875	0	0	34,068	193,407	301,593
工 具 器 具 備 品	002	ポンプ	1.00	元 17/ 4	580,000	定額 8 8.33%	58,021	0	0	21,409	35,612	543,388
工 具 器 具 備 品	003	ダイムレコーダー	1.00	元 18/ 1	330,000	定額 8 8.33%	45,052	0	0	16,993	29,059	299,941
工 具 器 具 備 品	004	パソコン	1.00	元 19/ 4	400,000	定額 4 8.33%	20,000	0	0	3,999	16,001	383,999
		小 計			1,795,000		254,948	0	0	76,969	185,079	1,612,961
		合 計			163,784,200		48,653,738	89,100,000	0	3,718,521	134,035,217	29,748,983

このように資産の一品ごとに取得年月、取得価額等が記載されているものを準備してください
減価償却資産計算書と兼ねている場合もあります

上記のとおり、法人税申告書一式と固定資産台帳を立会い時に確認させていただきますので、ご準備ください。

4. 平成27年度償却資産（固定資産税）申告の手引 横浜市

平成27年度 償却資産（固定資産税）申告の手引 横浜市



申告は平成27年2月2日（月）までをお願いします。

◆◆◆ お知らせ ◆◆◆

- ☆ 償却資産申告書の提出先は、横浜市償却資産センターです！
詳しくは裏表紙を御覧ください。
- ☆ 償却資産申告書の法定提出期限は、1月31日です。（申告期限が土曜日又は休日にあたるときは、休日等の翌日がその期限となります。）期限間近になりますと窓口が混雑しますので、1月19日（月）までの提出に御協力ください。
- ☆ 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- ☆ 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」は必ず提出してください。
- ☆ 申告書を郵送で提出される場合に、宛先として使用していただけるラベルを裏表紙に印刷してありますので、切り取って御利用ください。
- ☆ 横浜市ホームページ「償却資産のページ」も御利用ください。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/shizei/shoukyakushisan.html>
検索サイトからも検索できます。 
また、「申告の手引」、「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は以下よりダウンロードできます。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/dl/kotei-dl.html>

【目次】

I 償却資産とは	1 ～ 2 ページ
II 償却資産の申告について	3 ～ 7 ページ
III 申告書類の作成方法	8 ～ 12 ページ
IV 償却資産の評価額の計算方法から納税まで	13 ～ 14 ページ

償却資産の申告はインターネットでも簡単にできます！

- ☆ 複数の区や地方公共団体への申告がまとめて一度にできるなど、様々なメリットがあります。
詳しくは、<http://www.eltax.jp/>又は<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/denshi/>を御覧ください。

I 償 却 資 産 と は

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます（地方税法第341条第4号＜固定資産税に関する用語の意義＞）。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

1 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のとおりです。

資 産 の 種 類		主 な 償 却 資 産 の 内 容
第1種	構 築 物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等
		建物附属設備 1 建物の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます。）（詳しくは5ページ参照）
第2種	機 械 及 び 装 置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、駐車場機械装置等
第3種	船	遊覧船、ボート、はしけ等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト等（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09及び000～099」「9」「90～99及び900～999」となっています。）、台車等（自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。） 農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの
第6種	工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パーソナルコンピュータ、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

2 申告する資産とは

平成27年1月1日現在事業の用に供することができる資産のうち、次の（1）（2）の要件を満たすものです。

（1）土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア 建設仮勘定で経理されている資産

イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）

オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

カ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）

キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産（リース資産は3ページ参照）

ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

(2)

(2) 耐用年数が1年以上で取得価額（1個又は1組当たり）が10万円（取得時期により20万円）以上の資産

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合	平成11年1月1日以後に取得した資産 （平成11年1月1日前に取得した資産については、横浜市償却資産センターにお問い合わせください。）	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産 （平成10年4月1日前に開始された事業年度に取得した資産については、横浜市償却資産センターにお問い合わせください。） ※「3年間一括償却」は7ページ表参照	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

3 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。（ ）内の数字は、各資産の耐用年数です。

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
共 通	タイムレコーダー(5)、事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パーソナルコンピュータ(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、看板(10)、受変電設備(15)、舗装路面(10又は15)、その他
飲 食 業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、その他
理・美容業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)、その他
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、その他
小 売 業 食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)、その他
加工・修理業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10又は15)、圧縮機(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15)、その他
医（歯）業	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)、その他
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分(10)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、緑化施設（植木等）(20)、太陽光発電設備(17)、その他

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸付けていたりするなど、事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産（詳しくは1、2ページを参照してください。）を所有している方です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

- 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- 償却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、代表者を決めて申告してください。（9ページを参照してください。）

2 リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

3 提出していただく書類

（1）必ず提出していただくもの

① 「償却資産申告書」 ② 「種類別明細書」

◎前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」は必ず提出してください。

（2）該当する資産がある場合に提出していただくもの

- 課税標準の特例がある資産を所有されている場合 … 課税標準特例該当資産届出書兼明細書、事実を証明する書類
- 非課税資産を所有されている場合 …………… 非課税適用届出書、事実を証明する書類
- 短縮耐用年数を適用された場合 …………… 国税局長の承認通知書（写）
- 増加償却をされた場合 …………… 税務署長への届出書（写）
- 減免該当資産を所有されている場合 …………… 減免申請書、事実を証明する書類

◎これらの書類を提出される場合は、申告書の「17 備考」欄に添付書類の名称を記載してください。

4 企業の電算処理により申告をされる場合（横浜市では全資産申告となります）

電算処理により申告される方は、毎年度、増減のあった資産だけでなく、1月1日（賦課期日）現在横浜市内に所有しているすべての償却資産について申告してください。

償却資産申告書及び種類別明細書記入例（9～12ページ）を参考に次のとおり書類を作成し、提出してください。

償却資産申告書	1 独自の申告書を使用する場合は、所有者コードを確認させていただくため、必ず本市の申告書（又はお知らせのはがき）を添付してください。 2 資産件数を備考欄に記入してください（資産種類別に明細書の一行を一件として集計）。 3 評価額（ホ）の欄を必ず記入してください。
種類別明細書 （増加資産・全資産用）	1 次の項目は必ず記載してください。 ・資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・減価残存率・耐用年数（改正耐用年数も含む）・価額・特例率（該当有の場合）・増加事由（1～4） 2 評価額は13、14ページを参照のうえ算出してください。 3 税制改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、改正年、改正前及び改正後の耐用年数をそれぞれ記載してください。 4 減少した資産のリストを種類別明細書に添付してください。 5 増加資産や減少資産がある場合は、増減事由を摘要欄等に記入してください。

5 提出期限

平成27年2月2日（月）です。

◎期限間近になりますと窓口が混雑しますので、1月19日（月）までに御来庁いただくか、郵送による提出に御協力をお願いします。

6 提出先

横浜市償却資産センターに御提出ください。（ファックスによる申告は受け付けておりません。）

〒231-8343 横浜市中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル10階

◎受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

◎郵送でも提出することができます。

申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。切手を貼り付けた返信用封筒がない場合は、返送することができませんので、あらかじめ御了承ください。

申告書の提出は便利な電子申告を御利用ください！

平成26年9月から、eLTAXがさらに便利になりました！

- 利用届出（新規）を提出後、直ちに電子申告を利用することができます。
- PCdeskで固定資産税（償却資産）申告データのCSV取り込みによる作成が可能です。

* **eLTAX** の御利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください！

○ホームページ：<http://www.eltax.jp/>

○電話：0570-081459（ハイシンコク）全国一律市内通話料金
IP電話やPHSからは：03-5500-7010 通常電話料金

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください！

7 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び横浜州市税条例第58条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

8 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いいたします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の修正年度は現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することもありますので、御了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期と異なり、納期は1回となります。そのほか調査の結果により、家屋の評価を変更する場合があります。

9 国税資料等の閲覧について

横浜市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、横浜市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので御協力をお願いいたします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめ御了承ください。

10 非課税及び課税標準の特例について

(1) 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。

(2) 課税標準の特例が適用される資産の例示（固定資産税が軽減されます。）

特例対象資産	根拠規定		特例率	添付書類
	条	項号		
汚水又は廃液の処理施設	地方税法 附則第15条	第2項第1号	1／3	特定施設設置（使用、変更）届出書の写
ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場		第2項第4号	1／2	一般廃棄物処理施設設置許可申請書の写
下水道除害施設		第2項第6号	3／4	除害施設新設等届出書の写
再生可能エネルギー発電設備（低圧かつ10kW未満のものを除く）		第31項	3年間 2／3	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写、電気事業者との特定契約書の写

詳しくは、横浜市ホームページ「償却資産のページ」<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/shizei/shoukyakushisan.html>を御覧いただくか、横浜市償却資産センターまでお問い合わせください。

11 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分（次ページの区分表を参照してください。）

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

償却資産とするもの …… 単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器としての性格の強いもの

家屋とするもの …………… 家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など

イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明用として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室（人が作業することが想定されない部屋）に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となります。

(2) 賃借人等の方が取り付けけた内装、造作、建築設備等の資産（特定附帯設備）

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けけた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、地方税法第343条第9項及び横浜市市税条例第41条第9項の規定により、テナントの方が償却資産として申告してください。

(3) 家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示しますと、次のとおりです。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建 築 工 事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○
電 気 設 備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式		○		○
		屋内設備一式	○			○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管・配線、端子盤等	○			○
	LAN設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		配管・配線等	○			○
	監視カメラ(ITV) 設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器		○		○
		配管・配線等	○			○
	避雷設備	設備一式	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		○		○
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、 中央式給湯設備	○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		屋内の配管等	○			○
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			○
空 調 設 備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		○		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降 機(ダムウエーター)等	○			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・ 百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
		冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、 POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、 袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ター ンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メー ルボックス、カーテン・ブラインド等		○		○
外 構 工 事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		○		○

12 法人税・所得税との比較

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、御留意ください。

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い（法人税・所得税）
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	事 業 年 度
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は定率法を適用（固定資産評価基準に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様。	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度（建物については旧定額法） 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度（建物については定額法）
前年中の新規取得資産	半 年 償 却（1／2）	月 割 償 却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません。（注1）	認められます。
特 別 償 却・割 増 償 却	認められません。	認められます。（租税特別措置法）
増 加 償 却	認められます。	認められます。（法人税法・所得税法）
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
改 良 費 （資本的支出）	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価） （注2）	原則区分評価
少 額 の 減 価 償 却 資 産 （使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産）	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（注3）	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする （法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条）
一 括 償 却 資 産 （取得価額が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（注4）	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能 （法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条）
即 時 償 却 資 産 （中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産）	課税対象になります。（注5）	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能 （租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5）

（注1）圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

（注2）平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、固定資産税（償却資産）における取扱いには変更はありません。

（注3）法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注4）法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注5）中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方等が、平成15年4月1日から平成28年3月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます（平成18年4月1日以降は上限300万円まで）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

Ⅲ 申告書類の作成方法

1 作成の単位

資産の所在する区ごとに「償却資産申告書」、「種類別明細書」を作成してください。

- 同一区内に2か所以上の事業所がある場合は、主たる事業所でまとめて記載してください。
- 以下は紙による申告書類の記載方法です。電子申告により提出される方は、横浜市ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/denshi/> を御覧ください。

2 作成していただく書類

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を次の注意事項にしたがって作成してください。

書 類 名	注 意 事 項
償却資産申告書	申告書送達先・氏名が印字されている場合でも必ず記名・押印してください。 資産に増減がない場合は、申告書の「17 備考」欄の「前年中資産増減なし」を○で囲んでください。
種類別明細書	1 資産内容が印字されていない場合（記入例1） 平成27年1月1日現在に所有しているすべての資産を記入してください。 2 資産内容が印字されている場合（記入例2） 前年までに申告されている資産が、すべて印字されています。 前年中に増減があった資産を加除修正してください。

※ お送りした書類は感圧複写式（ノーカーボン）となっております。

3 申告していただく事項

(1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

取得価額が30万円未満の資産については、法人税法及び所得税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の償却資産の取扱いについては、2、7ページの一覧表にて御確認ください。

(2) 耐用年数

耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には、次の3種類があります。

- ア 法定耐用年数 …… 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表を御覧ください。
◎基本的に、この耐用年数により申告してください。
- イ 中古見積耐用年数 … 耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。
- ウ 短縮耐用年数 …… 法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写を申告書に添付して提出してください。

(3) その他

所在、種類、数量、取得時期、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を、償却資産申告書及び種類別明細書記入例（9～12ページ）を参考に申告してください。

耐用年数の改正について

平成20年度税制改正において、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の改正が行われ、耐用年数が大幅に変更されました。

この省令改正後の耐用年数は、平成21年度課税分から適用されます。評価額の計算は、資産の取得時に遡って改正後の耐用年数を用いるのではなく、平成20年度までは改正前の耐用年数に応じた減価率、平成21年度からは改正後の耐用年数に応じた減価率で算出します。

初めて申告される方（申告書に氏名等が印字されていない場合）の償却資産申告書の記入方法

⑤その他、この申告に必要な事項

初めて申告される方(資産内容が印字されていない場合)の 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法

第61号様式の2

[illegible]

「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古取得、3 移動による受入れ、4 その他のいづれかに○印を付けてください。

償却資産申告書の記入例 2

前年度以前に申告された方（申告書に氏名等が印字されている場合）の償却資産申告書の記入方法

[illegible]

※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

①～⑧ について記入してください。印字してある内容（前年度までの申告内容）に変更がある場合は、朱線2本で抹消し、その欄内の下段に正しい内容を記入してください。

種類別明細書の記入例 2

前年度以前に申告された方（資産内容が印字されている場合）の種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法

平成 27 年度 種類別明細書 (増加資産・全資産用)										1枚のうち	
カブシキガイシャ ヨコハマシウウキャクメカニク										1枚	
資産の種類	資産コード	資産の名称等	取得年月日	取得価額	耐用年数	改正耐用年数	課税標準減価率	価額	増加事由		
01	419000101	コンクリート舗装	41809	1500000	15		0.858	1251688	1・2	取得価額訂正	
02	419000107	受変電設備	41811	2500000	15		0.858	682109	1・2	耐用年数改正	
03	418000101	機械プレス	41705	1500000	08	42005	0.750	98547	1・2	耐用年数改正	
04	420000103	フラットパネルディスプレイ	41904	7980000	08	12005	0.631	3990000	1・2	耐用年数改正	
05	408000101	パソコン	41910	800000	04		0.222	40000	1・2	26年度7月廃棄	
06	420000102	コピー	42512	1000000	05		0.200	40000	1・2	26年度申告	
07	42607	廃セツト	42607	400000	08		0.125		1・2	即時償却適用資産	
08	42609	パソコン (即時償却)	42609	280000	04		0.250		1・2	即時償却適用資産	
09									1・2		
10									1・2		
11									1・2		
12									1・2		
13									1・2		
14									1・2		
15									1・2		
16									1・2		
17									1・2		
18									1・2		
19									1・2		
20									1・2		

【資産の種類】
以下の数字で記入してください。
1=構築物(建物附属設備含む)
2=機械及び装置
3=船舶
4=航空機
5=車両及び運搬具
6=工具、器具及び備品

【取得年月】
3=昭和
4=平成
(例)平成6年9月の場合は「140609」となります。

【取得価額】
当該資産の取得価額を記入してください。

【耐用年数】
法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。

【改正耐用年数】
耐用年数改正に該当する資産は、改正後の耐用年数を記入してください。

【増加事由】
該当する増加事由を○で囲んでください。
1=新品取得
2=中古品取得
3=移動による受入れ
4=その他
3の場合、摘要欄に移動前の所在地を記入してください。
4の場合、摘要欄に理由を記入してください。

【摘要】
非課税該当資産・課税標準の特例が適用される資産・短縮耐用年数を適用している資産・増加償却を行っている資産についてその旨表示してください。資産の価格の決定について必要な事項がある場合や資産が増加した事由について特記すべき事項がある場合は、その旨表示してください。

小計

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

* 異動コード欄(18)、資産コード欄(22)、※欄には記入しないでください。

Ⅳ 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

1 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

- ア 前年中に取得のもの
 $\text{取得価額} \times \text{前年中取得のものの減価残存率} = \text{評価額}$
- イ 前年前に取得のもの
 $\text{前年度評価額} \times \text{前年前取得のものの減価残存率} = \text{評価額}$

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

[減価残存率表]

(これは固定資産税に係る残存率表です。)

区分 耐用 年数	減価残存率		区分 耐用 年数	減価残存率		区分 耐用 年数	減価残存率	
	前年中 取得の もの (1-r/2)	前年前 取得の もの (1-r)		前年中 取得の もの (1-r/2)	前年前 取得の もの (1-r)		前年中 取得の もの (1-r/2)	前年前 取得の もの (1-r)
—			21年	0.948	0.896	41年	0.972	0.945
2年	0.658	0.316	22年	0.950	0.901	42年	0.973	0.947
3年	0.732	0.464	23年	0.952	0.905	43年	0.974	0.948
4年	0.781	0.562	24年	0.954	0.908	44年	0.974	0.949
5年	0.815	0.631	25年	0.956	0.912	45年	0.975	0.950
6年	0.840	0.681	26年	0.957	0.915	46年	0.975	0.951
7年	0.860	0.720	27年	0.959	0.918	47年	0.976	0.952
8年	0.875	0.750	28年	0.960	0.921	48年	0.976	0.953
9年	0.887	0.774	29年	0.962	0.924	49年	0.977	0.954
10年	0.897	0.794	30年	0.963	0.926	50年	0.977	0.955
11年	0.905	0.811	31年	0.964	0.928	51年	0.978	0.956
12年	0.912	0.825	32年	0.965	0.931	52年	0.978	0.957
13年	0.919	0.838	33年	0.966	0.933	53年	0.978	0.957
14年	0.924	0.848	34年	0.967	0.934	54年	0.979	0.958
15年	0.929	0.858	35年	0.968	0.936	55年	0.979	0.959
16年	0.933	0.866	36年	0.969	0.938	56年	0.980	0.960
17年	0.936	0.873	37年	0.970	0.940	57年	0.980	0.960
18年	0.940	0.880	38年	0.970	0.941	58年	0.980	0.961
19年	0.943	0.886	39年	0.971	0.943	59年	0.981	0.962
20年	0.945	0.891	40年	0.972	0.944	60年	0.981	0.962

※ r とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

〔例えば〕 取得価額250,000円、取得時期平成26年2月、耐用年数4年のパソコンの場合
(耐用年数4年、前年中の取得のものの減価残存率 …… 0.781)
(耐用年数4年、前年前の取得のものの減価残存率 …… 0.562)

平成27年度 = 250,000円 × 0.781 = 195,250円
平成28年度 = 195,250円 × 0.562 = 109,730円
平成29年度 = 109,730円 × 0.562 = 61,668円
平成30年度 = 61,668円 × 0.562 = 34,657円
平成31年度 = 34,657円 × 0.562 = 19,477円
平成32年度 = 19,477円 × 0.562 = 10,946円 < 12,500円

※ 平成32年度で算出額が取得価額の5% (12,500円) より小さくなりますので、以降12,500円で評価されます。

2 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価し、3月31日までに市長が価格(評価額)を決定します。

なお、償却資産の価格等を決定しますと、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。

この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間、審査の申出をすることができます。

3 税額の計算方法

税 額 (100円未満切り捨て)	=	課 税 標 準 額 ※ (1,000円未満切り捨て)	×	税 率 (1.4%)
---------------------	---	-------------------------------	---	------------

※課税標準額とは一つの区の区域内に所在する資産の価格の合計です。(1,000円未満切り捨て)

----- 免 税 点 -----

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

〔例えば〕

A区とB区に資産をお持ちのC社の場合

A区所在の資産の合計の課税標準額が1,457,000円→課税されません。

B区所在の資産の合計の課税標準額が1,689,000円→課税されます。

4 納 期

年税額は4回の納期(4月、7月、12月、翌年の2月)に分けて納めていただくことになります。

なお、市税の納付には、パソコンや携帯電話等を利用したインターネットバンキング等やATMから納税することができるサービス(ペイジー)が御利用いただけます。

市税の納付は、口座振替で！

口座振替納税は、一度お申込みいただければ、あなたの指定した金融機関やゆうちょ銀行の口座から、納期限の日自動的に引き落としとして納税できる便利な制度です。是非御活用ください。金融機関・ゆうちょ銀行の窓口で申し込むことができます。

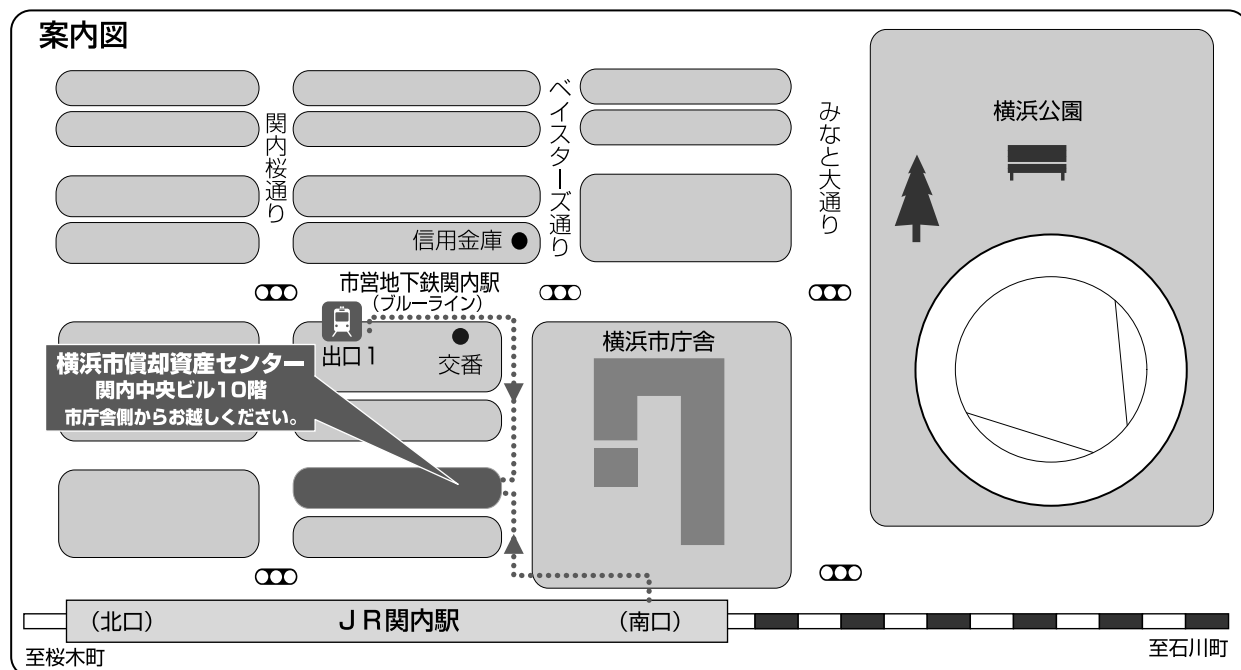
※取り扱う金融機関については納付書裏面を御覧ください。

また、横浜市ホームページから、口座振替依頼書(郵送専用)をダウンロードして、郵送でもお申し込みいただけます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/dl/hurikae.html>

詳しくは、財政局納税管理課(Tel: 045-671-3747)までお問い合わせください。

償却資産申告書の提出先・お問合せ先は「横浜市償却資産センター」です!



このラベルを切り取って、申告書
送付の際の封筒に貼り付けて、
御利用ください。



平成26年12月発行
発行／横浜市財政局主税部償却資産課
〒231-8343
横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル10階
電話 045 (671) 4384 ファックス 045 (663) 9347
Eメール za-shoukyakushisan@city.yokohama.jp
ホームページアドレス
<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/shizei/shoukyakushisan.html>

〒231-8343

横浜市中区真砂町2丁目22番地
関内中央ビル10階

横浜市償却資産センター 行

(この封筒に入っている申告書の区に○印を付けてください。)

鶴見 神奈川 西 中 南 港南 保土ヶ谷 旭 磯子
金沢 港北 緑 青葉 都筑 泉 栄 戸塚 瀬谷

提出前に次の確認をお願いします。

チェック

- ☐ 申告書に連絡先の記入はされていますか?
- ☐ 申告書に資産所在地は記入されていますか?
- ☐ 種類別明細書に所有者コードの記入はありますか? (わかる場合は、記載をお願いします。)
- ☐ 増加資産の耐用年数は記入されていますか?
- ☐ 増加事由の欄(1~4)の記入はありますか?

非課税、特例の対象資産を
お持ちの場合は、同時に届出書
の提出をお願いします。



申告者の課税客体漏れ対策 (申告者の課税客体の捕捉に係る確認等) について

～ 実地調査へ進む前に行うべきこと ～

この内容については、平成12年度及び13年度の当研究会（償却資産に関する調査研究委員会）の成果を踏まえて作成した「償却資産実地調査の手引き（実地調査マニュアル・総合編）」^(※)に盛り込むこととして、改訂を行う。

なお、改訂後の当該マニュアルについては、大部となるため、この報告書においては追加部分のみを掲載している。

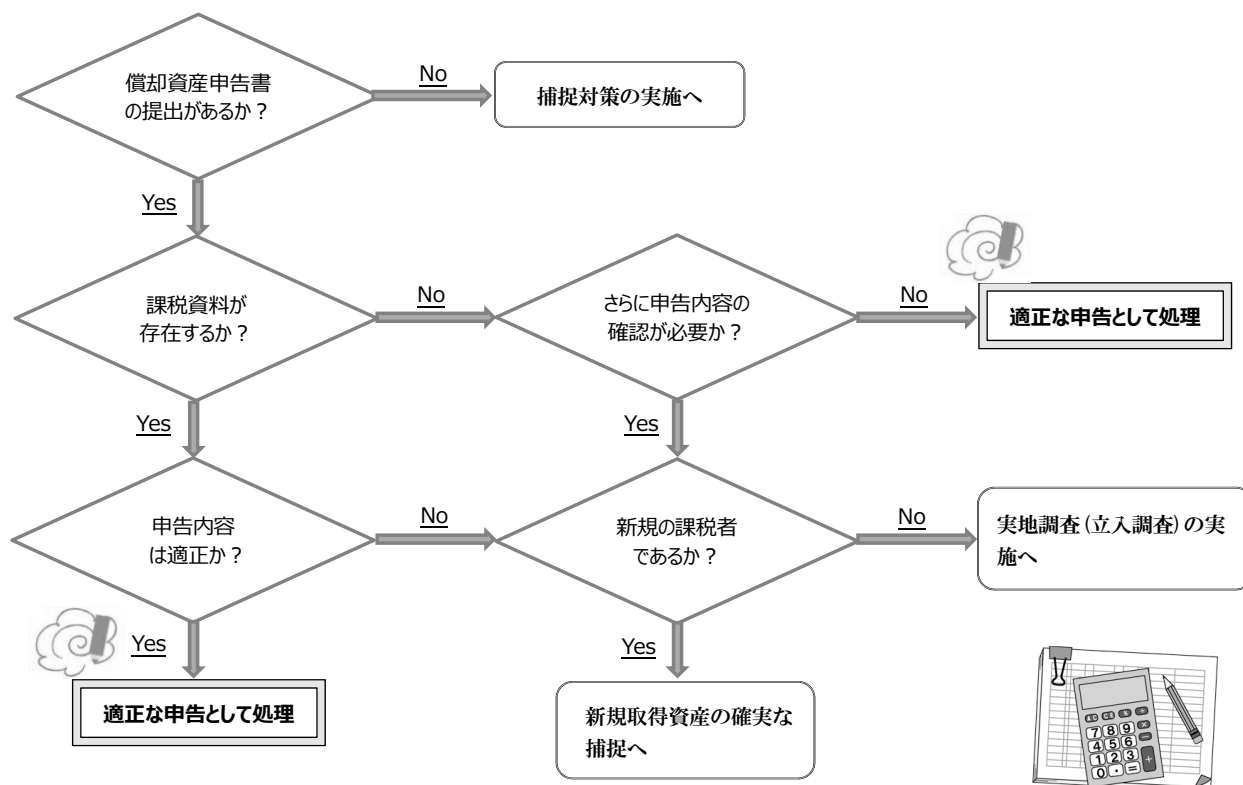
(※) 平成24年度以降は「固定資産税関係資料集Ⅲ－償却資産調査編－」と名称変更している。

目 次

1 申告者の課税客体漏れ対策（申告者の課税客体の捕捉に係る確認等）について	73
(1) 申告者の課税客体漏れ対策に係るフローチャート.....	73
(2) 実地調査を始める前に.....	73
(3) 捕捉対策の実施へ【フローの場面】.....	73
(4) 課税資料が存在するか？【フローの場面】.....	74
2 「資産なし」として申告書を提出してきた場合	74
(1) 納税義務者側の問題点.....	74
①納税義務者が償却資産課税の認識不足であると想定されるケース.....	74
②「資産なし」の申告以来、その翌年以降、全く申告がないケース.....	75
③関与税理士と納税義務者との連携が十分に図られていないケース.....	75
(2) 行政側の問題点.....	75
①申告勧奨を行わなければ新規取得資産の申告を行わない者であると想定されるケース.....	75
②「資産なし」の申告を受けた時点で課税庁が申告対象者から除外してしまうケース.....	76
3 「資産の増減なし」として申告書を提出してきた場合	76
(1) 納税義務者側の問題点.....	76
①納税義務者が償却資産課税の認識不足であると想定されるケース.....	76
②関与税理士と納税義務者との連携が十分に図られていないケース.....	77
(2) 行政側の問題点.....	77
①事業用の土地や家屋の新規取得があるにも関わらず、「資産の増減なし」として申告するケース.....	77
②事業用の土地や家屋の新規取得はないが、事業用資産の新規取得があるにも関わらず、「資産の増減なし」として申告するケース.....	77
4 適正な申告として処理して良いか？	77
(1) さらに申告内容の確認が必要か？【フローの場面】・申告内容は適正か？【フローの場面】.....	77
①実地調査（立入調査）について、人員不足から調査が実施できていないケース.....	78
②実地調査（立入調査）について、担当職員の知識・経験不足から調査が実施できていないケース.....	78
③税理士と納税義務者との連携が十分に図られていないケース.....	78
(2) 実地調査（立入調査）の実施へ【フローの場面】.....	78
〈参考〉	
償却資産申告書の提出について・固定資産に係る不申告に関する過料（条文）.....	79

1 申告者の課税客体漏れ対策（申告者の課税客体の捕捉に係る確認等）について

(1) 申告者の課税客体漏れ対策に係るフローチャート



(2) 実地調査を始める前に

- 申告対象者には、申告書とともに「申告の手引き」を同封しておきます。

この「申告の手引き」に課税客体となる償却資産、納税義務者、国税との相違について説明してあることが、その後の、窓口受付、電話での交渉、実地調査（立入調査）等を行っていくなかで重要になってきます。

また、質問の多い申告対象資産（特に家屋と償却資産の区分）の説明等も、この「申告の手引き」に加えておけば交渉がスムーズに進みますし、不申告の過料、虚偽の申告、実地調査等の根拠法令を明示しておけば、償却資産の申告を軽んじられることを防ぐことになります。

- 未申告者があると考えられる場合や、申告内容に疑義があるといった場合には実地調査を行うことが想定されますが、実地調査に至るまでに各事案の問題点がどこにあるのか前掲フローチャートに沿って確認を行い、所要の対策を取った上で実地調査の準備に進んでいきましょう。

〔ポイント〕

実地調査対象者をしばっていくためにも、申告書発送後には、進行管理表による催告文書の送付、電話催告が必要です。特に電話催告は、未申告者に確実な提出日を求めながら実践します。電話催告を確実にすることにより、その後の実地調査等に移行する処理件数を大幅に減らすことができます。

(3) 捕捉対策の実施へ【フローの場面】

〔ポイント〕

- 捕捉対策については、捕捉の取組が遅れているような自治体（償却資産担当職員）をターゲット

にした資料として、別途、『固定資産税（償却資産）の捕捉に係るマニュアル』を整備しておりますので、この資料を参考にさせていただくなどして対応について検討していきましょう。

(4) 課税資料が存在するか？【フローの場面】

〔ポイント〕

- ここでは、課税資料として有効な資料が存在するかということに着目するわけですが、次のとおり、先進取組自治体における申告漏れの傾向等もご参考までに記載したうえで、業種ごとに必要な確認項目、確認資料（課税資料として有効な資料）について例示しましたので、参考にしてください。
- なお、課税資料がないという場合には、資料を収集する必要がありますが、収集が初めての場合には、これを機に継続的に収集できるような体制を整えてしまうことも必要です。収集の方法などについては、『固定資産税（償却資産）の捕捉に係るマニュアル』を参考にしてください。

業 種	主な業態	先進取組団体における申告漏れの傾向等（主な課税客体）			確認項目	確認資料 （償却資産申告書以外の資料）
		構築物	内装工事	機械・器具・備品		
サービス業	リース、不動産管理業、学習塾、廃棄物回収業、福祉業など		△	△	・ 専有床面積 ・ 資本金 ・ 法人所在地	・ 法人異動届 ・ テナント名簿 ・ 事業所税貸付申告書
	医療機関、理・美容店		◎	○		・ テナント名簿 ・ 事業所税貸付申告書
飲食業 卸小売業	飲食店、小売店		◎	○	・ 専有床面積 ・ 内装施工状況	・ 各種情報誌 ・ 国税資料 ・ インターネット情報
不動産業	共同住宅、駐車場	◎			・ 建物床面積 ・ 敷地面積	・ 工事見積書 ・ 建築確認申請情報 ・ 国税資料
製造業	工 場（※）	◎	◎	◎	・ 資産所在地 ・ 資本金 ・ 従業員数	・ 工事見積書 ・ 建築確認申請情報
			△	△		
運輸通信業	オフィスビル内の事務所		△	△	・ 資産所在地	・ 法人異動届 ・ テナント名簿 ・ 事業所税貸付申告書
建設業			△	△	・ 専有床面積	
金融保険業			○	△	・ 法人所在地	

（符号の説明） ◎：申告漏れが多く、かつ取得価額も大きい
（※工場は特定の生産又は業務用設備が多い。）
○：申告漏れが多く、かつ取得価額がある程度大きい
△：申告漏れが多いが、取得価額が小さい
無印：申告漏れ資産がない、又は取得資産が小さい

2 「資産なし」として申告書を提出してきた場合

想定される「資産なし」として申告書が提出されるケースと、その対応策について以下のとおり整理していますので、今後の対応に当たり参考にしてください。

(1) 納税義務者側の問題点

① 納税義務者が償却資産課税の認識不足であると想定されるケース

※ 認識不足についての例示

- ・ 建物附属設備や特定附帯設備等の家屋と償却資産の区分について、認識誤りがあるため、償却資産として申告すべき資産を家屋と認識し、償却資産として申告していないケースがあります。
- ・ 国税との取扱いの違い（特別償却など）を理解されていないため、償却資産として申告すべき資産について申告をしていないケースがあります。

〔対応策〕

- ・ 家屋の新築時に工事見積書、外観調査等により償却資産の課税対象資産を把握し、納税義務者に対して申告勧奨を行います。
- ・ 業種によくある償却資産を提示するなど、その特性に応じた効率的・効果的な申告勧奨を行います。
- ・ パンフレットの配布、広報誌、公式ウェブサイト等での広報を充実させ、償却資産課税制度について積極的にPRを行います。

② 「資産なし」の申告以来、その翌年以降、全く申告がないケース

〔対応策〕

- ・ 外観調査等により課税対象資産を把握しておきます。
- ・ 納税義務者に対する継続的な申告勧奨を行います。
- ・ 必要に応じて税務署調査（国税資料の閲覧）を行います。

③ 関与税理士と納税義務者との連携が十分に図られていないケース

〔対応策〕

- ・ 償却資産課税制度に対する一部の税理士の理解不足があることも想定されますので、税理士会に対して償却資産課税制度の説明会をはじめ、パンフレットの配布、税理士会の会報などの広報誌への記事の掲載などの広報の充実に努める必要があります。
- ・ 地方税法第353条の規定により、納税義務者やその他関係者に対して質問や帳簿などを検査する権限が与えられており、その権限に基づいて調査を行っていることを関与税理士や納税義務者に伝えておくことも重要です。また、間違いやすい事例を広報することもよいでしょう。
- ・ 納税義務者に対して、申告の疑義に関する質問や実地調査の連絡等を行う場合は、納税義務者の了解を得たうえで、関与税理士にも連絡を行い、納税義務者と連携して対応してもらうよう促すこともよいでしょう。

上記①～③の理由により、「資産なし」と記入した申告書が提出されることがありますが、少なくとも定期的に申告勧奨をする必要があります。

また、「資産なし」と記入した申告書が提出された場合において、償却資産の申告漏れの疑いがある場合については、再度、申告案内等を送付する必要があります。その際には、申告案内等に不申告の場合、罰則がある旨を明示して、固定資産台帳等の提出を依頼します。（79ページ参照）

(2) 行政側の問題点

① 申告勧奨を行わなければ新規取得資産の申告を行わない者と想定されるケース

〔対応策〕

- ・ 納税義務者に固定資産台帳等の提出を依頼し、提出された固定資産台帳等から償却資産の申告すべき資産がないか確認をします。固定資産台帳等で確認すべきことがある場合は、納税義務者又は関与税理士等に連絡し、確認を行います。
- ・ 税務署調査（国税資料の閲覧）を行います。
- ・ 業種によくある償却資産を提示するなど、その特性に応じた効率的・効果的な申告勧奨を行います。

② 「資産なし」の申告を受けた時点で課税庁が申告対象者から除外してしまうケース

〔対応策〕

- ・ 課税対象資産の捕捉体制については、自治体間で格差があるのが現状ですが、この体制を確立する必要があります。
- ・ 償却資産の担当者は、業種において償却資産の申告対象になりそうな資産を把握し、申告がない場合は、申告漏れではないか疑う癖をつける必要があります。
- ・ 管理監督者や担当者の償却資産の課税制度に対する認識不足が原因の場合がありますので、各種研修に積極的に参加し、能力の向上を図る必要があります。

前述のとおり、上記①～②の理由により、「資産なし」と申告書を提出されることがありますが、少なくとも定期的に申告案内を送付する必要があります。

また、「資産なし」と記入した申告書が提出された場合において、償却資産の申告漏れの疑いがある場合については、再度、申告案内等を送付する必要があります。その際には、申告案内等に不申告の場合、罰則がある旨を明示して、固定資産台帳等の提出を依頼します。（79ページ参照）

3 「資産の増減なし」として申告書を提出してきた場合

予想される「資産の増減なし」として申告書が提出されるケースと、その対応策を次のとおり整理しますので、今後の対応に当たり参考にしてください。

(1) 納税義務者側の問題点

① 納税義務者が償却資産課税の認識不足であると想定されるケース

※ 認識不足についての例示

- ・ 建物附属設備や特定附帯設備等の家屋と償却資産の区分について、認識誤りがあるため、償却資産として申告すべき資産を家屋と認識し、償却資産として申告していないケースがあります。
- ・ 国税との取扱いの違い（特別償却など）を理解されていないため、償却資産として申告すべき資産について申告をしていないケースがあります。

〔対応策〕

- ・ 家屋の新築時に工事見積書、外観調査等により償却資産の課税対象資産を把握し、納税義務者に対して申告勧奨を行います。

- ・ 業種によくある償却資産を提示するなど、その特性に応じた効率的・効果的な申告勧奨を行います。
- ・ パンフレットの配布、広報誌、公式ウェブサイト等での広報を充実させ、償却資産課税制度について積極的にPRを行います。

② 関与税理士と納税義務者との連携が十分に図られていないケース

〔対応策〕

- ・ 償却資産課税制度に対する一部の税理士の理解不足があることも想定されますので、税理士会に対して償却資産課税制度の説明会をはじめ、パンフレットの配布、税理士会の会報などの広報誌への記事の掲載などの広報の充実に努める必要があります。
- ・ 地方税法第353条の規定により、納税義務者やその他関係者に対して質問や帳簿などの検査する権限が与えられており、その権限に基づいて調査を行っていることを関与税理士や納税義務者に伝えておくことも重要です。また、間違いやすい事例を広報することもよいでしょう。
- ・ 納税義務者に対して、申告の疑義に関する質問や実地調査の連絡等を行う場合は、納税義務者の了解を得たうえで、関与税理士にも連絡を行い、納税義務者と連携して対応してもらうよう促すこともよいでしょう。

(2) 行政側の問題点

① 事業用の土地や家屋の新規取得があるにも関わらず、「資産の増減なし」として申告するケース

〔対応策〕

- ・ 事業用の土地（駐車場など）や家屋の新規取得がある場合は、償却資産の新規取得が考えられます。土地や家屋の担当者との連携を密にすることで事業用の土地や家屋の新規取得情報を把握することにより、償却資産の申告勧奨に活用します。

② 事業用の土地や家屋の新規取得はないが、事業用資産の新規取得があるにも関わらず、「資産の増減なし」として申告するケース

〔対応策〕

- ・ 「資産の増減なし」が複数年続く納税義務者に対しては、定期的に固定資産台帳等の提出の依頼をする必要があります。
- ・ 定期的に税務署調査（国税資料の閲覧）を行い、償却資産の新規取得の把握に努める必要があります。

4 適正な申告として処理して良いか？

(1) さらに申告内容の確認が必要か？【フローの場面】・申告内容は適正か？【フローの場面】

- ◎ 申告はあるものの、外観調査等から明らかに申告漏れと思われる場合や、税務署で閲覧した資料等との比較から明らかに相違が見受けられる場合など申告漏れがあると思われる場合

予想される申告漏れの原因とその対応策について次のとおり整理していますので、今後の対応に当たり参考にしてください。

① 実地調査（立入調査）について、人員不足から調査が実施できていないケース

- ・ このような場合についても、最低限の確認調査は実施する必要があります。家屋担当と兼務している状況等があり調査が実施できていないといった人員の問題がありますが、工夫すればできる最低限の調査方法があります。
- ・ 例えば、固定資産台帳等の提出を協力要請するという形で、納税義務者に申告時に依頼するとともに、疑義が生じた場合には確認の連絡を行う、また必要に応じて訪問調査を行う旨、納税義務者に伝えておきます。これだけ行うだけでも調査になりますし、申告漏れについて納税義務者に認識してもらうこともできます。

② 実地調査（立入調査）について、担当職員の知識・経験不足から調査が実施できていないケース

- ・ 知識や経験が不足する状況は、どの自治体においてもあり得ます。しかしながら、償却資産課税について、これから力を入れていこうとしている中で、納税義務者への理解を求める、あるいは説明責任を果たしていくためには、これまで以上に職員のスキルアップが必要です。
- ・ 現在、（一財）資産評価システム研究センターにおいても研修会が実施されていますが、一部の都道府県等の主催で研修会等も実施されており、これら研修会に積極的に参加するとともに、研修成果をしっかりと業務に反映することが求められます。
- ・ 他方、同センターがDVD（※）も作成しておりますので、これらを参考にして管理監督者や担当者間で勉強会等を行うことも良いと思います。

※『はじめの一步 償却資産の実地調査』（DVD）

- ・ 近隣自治体と定期的に情報交換したり、合同で研修会を行う方法もあります。

③ 税理士と納税義務者との連携が十分に図られていないケース

〔対応策〕

- ・ 固定資産税（償却資産）制度に対する一部の税理士の理解不足があることも想定されますので、税理士会に対して制度の説明会をはじめ、パンフレット配布、税理士会会報など広報誌への記事の掲載など広報の充実に努める必要があります。
- ・ 特に、償却資産課税においても地方税法第353条に基づく調査があることや、間違いやすい事例の説明などをPRするとよいでしょう。
- ・ 納税義務者に疑義に関する質問や実地調査の連絡を行う場合には、納税義務者に了解を得たうえで関与税理士にも連絡を行い、納税義務者と連携して対応してもらうよう促すこともよいでしょう。

(2) 実地調査（立入調査）の実施へ【フローの場面】

（一財）資産評価システム研究センターより発刊されている「固定資産税関係資料集Ⅲ－償却資産調査編－」の中の「第2部 これから実地調査を始めるために」において、調査の事前準備から調査後の事務処理まで、具体的なケースを想定して分かりやすく解説されておりますので、こちらを参考に実地調査を進めて行きましょう。

○ 第 ○ ○ ○ 号
平成○○年○○月○○日

株式会社 ○○○○ 様

○○市（町村）長 ○ ○ ○ ○

償却資産申告書の提出について

本市（町村）税行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年度の償却資産申告書において、「資産なし」と回答された方に再度、ご案内しております。

償却資産は、事業用として使用している構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品が該当し、これらを申告していただく必要がありますので、再度ご確認いただき申告していただきますようお願いいたします。

なお、昨年度と同様に「資産なし」の場合は、お手数ですが、償却資産申告書に「該当資産なし」を明示していただいた上で、直近の法人税申告書別表16(1)、(2)、(7)及びその明細である固定資産台帳の写しを添付して提出してください。

なお、提出された償却資産申告書と添付いただく固定資産台帳の写し等から疑義がある場合は、別途ご連絡させていただきますので、ご了承ください。

提出期限までに申告書又は別紙等が提出されない場合は、別途、日時を指定し事業所へ訪問させていただきますので、ご了承ください。

国税申告において税理士が関与されている場合は、税理士にご連絡いただき、この償却資産申告書の作成等の依頼をしていただきますようお願いいたします。

提出期限 平成○○年○○月○○日（○）

申告書の提出、お問い合わせ先

〒○○○-○○○○

○○市（町村）○○○○町○○○番地

○○市（町村）○○○○課

電話 （○○○）○○○-○○○○

FAX （○○○）○○○-○○○○

（参考条文）

（固定資産に係る不申告に関する過料）

第三百八十六条 市町村は、固定資産の所有者（第三百四十三条第八項及び第九項の場合にあつては、これらの規定によつて所有者とみなされる者とする。第三百九十三条及び第三百九十四条において同じ。）が第三百八十三条又は第三百八十四条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

固定資産税（償却資産）の適正課税に向けた 都道府県と市町村との連携した取組手法について

《ガイドライン》

～課税の公平性・税収の確保に向けて～

目 次

はじめに	85
1 市町村における固定資産税（償却資産）の実情の把握	86
(1) 税収等の状況	86
① 税収の状況	86
② 納税義務者数から推測する償却資産の捕捉の取組状況	87
(2) 適正な課税に向けた取組状況	88
2 都道府県と市町村が連携して取り組む必要性（目的）	88
3 取組内容	89
(1) 都道府県が行う支援内容の検討について	89
(2) 取組計画の策定について	90
(3) 取組内容について	92
① 副市町村長会議の開催	92
② 管理監督者研修会の開催	92
③ ブロック会議の立ち上げ・開催	93
④ 担当者研修会の開催	95
⑤ 実地調査（立入調査）への支援	95
⑥ 広域事業所調査への支援	96
⑦ 実地調査（立入調査）の年間計画策定の支援	98
⑧ 償却資産課税に係る啓発リーフレット・ポスター作成、市町村への配布	98
⑨ 国税当局への協力要請、税理士会等への適正課税に向けた働きかけ	98
⑩ 情報交換ネットワークの構築など	98
おわりに	100

はじめに

固定資産税における償却資産については、土地及び家屋と異なり、償却資産の所有者（納税義務者）から申告を求める点に特徴があり、この申告書が課税事務における基礎的な資料となることから、

- ・ 申告が漏れなく確実に行われること
- ・ 申告内容が正確であること

が、適正な課税事務を遂行していくうえで極めて重要となります。

そのためには、

- ・ 申告義務があるにもかかわらず申告がない方を捕捉して課税すること
- ・ 既申告者の申告が適正か否かを確認するため、あるいは申告義務があるにもかかわらず未申告になっている方に対する適切な指導等のために実地調査（立入調査）を実施すること

が必要です。

これまで（一財）資産評価システム研究センターが実施する「償却資産実地調査等研修会」を通じて償却資産課税担当職員のスキルアップに努めてきていただいておりますほか、実地調査に関しましては同センターより、そのマニュアルとして「固定資産税関係資料集Ⅲ－償却資産調査編－」が発刊されており、その普及啓発等にご尽力いただいているところです。そのような中、当委員会としましては、現状において申告がない方等の捕捉に関して実践的な資料が存在しないことなども踏まえまして、この度、「固定資産税（償却資産）の捕捉に係るマニュアル」をとりまとめました。

今後、市町村において、これらの資料を活用していただきながら適正課税に向けた取組を推進していただくことを期待しているところですが、その取組の推進方策の一環としまして、既に先進的に取り組んで成果を上げている福岡県の取組を参考にしながら、適正課税に向けた都道府県と市町村との連携した取組について検討を進めて参りましたところ、その成果としてこの度、本ガイドラインをとりまとめました。

これまでの都道府県と市町村との連携した取組としましては、平成19年に行われた税源移譲を契機とした個人住民税の特別徴収の強化を巡る取組がありますが、このような取組も踏まえつつ、都道府県の皆様方におかれましては、本ガイドラインも参考としていただきながら、それぞれの実情に応じて連携した取組の推進についてご検討いただき、市町村におけるなお一層の固定資産税（償却資産）の適正課税及び税収確保に向けて、ご尽力いただければ幸いと考えております。

1 市町村における固定資産税（償却資産）の実情の把握

まずは、市町村における、固定資産税（償却資産）の税収等をはじめ、適正課税に向けた取組状況など、固定資産税（償却資産）を取り巻く状況について把握する必要があります。

以下、把握する主な内容について例示します。

(1) 税収等の状況

① 税収の状況

<ポイント>

- ・ 全国状況と比較して、貴都道府県がどのような状況にあるか把握します。
- ・ 貴都道府県に政令指定都市が存在するとすれば、当該市を除いたベースでも比較してみましょう。
- ・ また、市町村毎に全国や貴都道府県の状況と比較して、どのような状況にあるかについても把握する必要があります。
- ・ ここでは、全国と貴都道府県との比較整理表をお示ししますので、参考として下さい。

(ア) 「普通税全体における固定資産税（償却資産）に占める割合」の全国平均との比較、「普通税の全国に占める割合」と「固定資産税（償却資産）の全国に占める割合」との比較

※決算額ベース

(単位：億円、%)

	普 通 税 （決算額ベース）					
	市町村民税	固定資産税			軽自動車税	その他
		土地	家屋	償却資産		
〇〇県 a						
普通税に占める割合						
〇〇県 b (政令市除く)						
普通税に占める割合						
全国 c						
普通税に占める割合						
全国 d (政令市除く)						
普通税に占める割合						

(イ) 「固定資産税における償却資産の税収規模・割合」の全国平均との比較

※決算額ベース

(単位：億円、%)

	固 定 資 産 税 (決算額ベース)			
		土地	家屋	償却資産
〇〇県				
割合				
〇〇県 (政令市除く)				
割合				
全 国				
割合				
全国 (政令市除く)				
割合				

※ 上記(ア)、(イ)の表について、全国ベースの数字（平成24年度決算ベース）を入れたものを資料編の「資料1-1」（P.105～114）にお示ししておりますので、参考にして下さい。

② 納税義務者数から推測する償却資産の捕捉の取組状況

- あくまで推測とはなりますが、償却資産の捕捉の取組状況を検証するデータとして、次の二つのデータを活用して比較してみる方法をお示しします。 ※何れも直近のデータで比較

ア 「固定資産税の概要調書における償却資産の法人納税義務者数」

イ 「市町村民税課税状況調における法人均等割の納税義務者数」

- ただし、以下のとおり、このデータが直接、各団体の賦課の実態を示すものではないことに注意が必要です。

- ・ 比較をできるだけ容易に行うために、法人に特化した比較としています。
- ・ 上記イでいえば、例えば事業に用いる資産をリースで賄うなどして、償却資産を自らでは所有していない法人については、上記アではカウントされないものの、上記イではカウントされます。逆に、市町村内に事業所は有していないがリース業を営む納税義務者については、上記アでカウントされるものの、上記イではカウントされません。
- ・ 上記イには、既に事業を廃止されたものについてカウントされている場合があります。

- しかしながら、こういった状況は、程度の差はあるものの、どの団体においても共通していることかと思いますので、一定の傾向は探ることができるのではないかとということで検証する際の参考データとして活用することとします。

<ポイント>

- ・ 以下により算出された率について、近隣の都道府県や全国平均と比較して、どのような状況になっているか把握します。
- ・ 市町村ごとにこの率を算出してみて、貴都道府県の平均や全国平均、また市町村で償却資産課税の取組に力を入れている市町村と比較してみて市町村ごとの状況を把握することも必要でしょう。

(単位：人、%)

	○年度 償却資産 法人納税義務者数 (概要調書) a	○年度 法人市民税 (均等割) 納税義務者数 (課税状況調) b	a/b
〇〇県			
〇〇県			
〇〇県			
全国計			

※ 上記表について、平成25年度ベースで整理したものを資料編の「資料1-2」(P.115)にお示ししておりますので、参考にして下さい。

(2) 適正な課税に向けた取組状況

市町村の適正な課税に向けた取組状況をはじめ、抱えている課題等の把握を行います。

<ポイント>

取組が進んでいない場合においては、原因は何か把握することが必要です。

なお、当委員会の場合では、適正課税に向けた取組が遅れている団体における主な原因としては、「償却資産担当（専任）職員の不在（人員不足）」、「課税事務のノウハウ不足」、「償却資産課税制度の周知不足」との指摘が委員からありました。

ここが今後の取組を推進していく上でポイントとなりますので、しっかりと状況把握しておきましょう。

また、市町村において既に独自に実地調査等に取り組んでいる団体があれば把握しておきましょう。そのような団体は色々なノウハウを持っており、今後の取組を推進していくうえで参考になることは勿論のこと、アドバイザーとなり得ます。

2 都道府県と市町村が連携して取り組む必要性（目的）

- 現状においても、都道府県が不動産取得税（家屋等）の評価を実施した際に、把握した償却資産に関する情報を、市町村に連絡するといった連携方策が実施されている例がありますので、引き続きこれを推進していく必要があります。
- さらに、市町村において人員不足やノウハウ不足により、適正課税に向けた取組が必ずしも十分でないような状況が見受けられる場合には、以下のような観点から、都道府県と市町村が連携した取組が有効であると考えます。

- 市町村において、上記のような課題を抱える中で、都道府県が調整役となって近隣市町村との連携強化による適正課税に向けた取組を促すことにより、
 - ・ 市町村の自主自立による適正課税の取組に向けた第一歩となること
 - ・ 同じ足並みで適正課税に向けた対策を講じていくことにより、一体感を持って対応が図れるほか、ノウハウの蓄積ができること
 - ・ 都道府県内で課税の公平性がより一層確保できること
 - ・ 都道府県内で一体的な対応を行うことで納税者に対する毅然とした姿勢を示すことができること
 - ・ 市町村間のネットワークが構築され、日々の疑問点等について連絡を取り合いながら対応することができること
 - ・ 適正課税の取組の結果として税収効果にもつながることが期待できます。
- ただし、都道府県と市町村が恒常的に連携していくということではありません。都道府県はあくまでも市町村の自主自立による適正課税の取組推進に向けた「きっかけ」をつくること、そして市町村の自主自立という目標に向けて、市町村とともに連携していくことです。

なお、この連携する場合でも、市町村の自主性をできるだけ尊重するべく、あくまでも都道府県は裏方役に徹します。課税主体は市町村であり、都道府県による押しつけにならないよう市町村の自主性を尊重しながら取組を進めていくことに重きを置くということです。
- この取組を推進していくとしても「都道府県にとっては直接的なメリットはないのではないか」との指摘があるかと思いますが、適正課税に向けて市町村に助言を行うことは都道府県の責務ですし、適正課税に努めた副次的結果として、市町村の税収がアップすれば、少なからず、市町村はもとより都道府県の活性化等にもつながるでしょう。
- なお、都道府県と市町村の連携した取組といいましても、ここでは既に先進的に取り組んでいると想定される政令指定都市は除いて考えています。

政令指定都市には、先進取組団体として研修会の講師として招聘することなどが想定されますが、それ以上の協力や役割を求めるといってもあろうかと思いますが、その点については、それぞれの都道府県のご検討に委ねたいと思います。

3 取組内容

(1) 都道府県が行う支援内容の検討について

- まずは市町村の実情を踏まえて、都道府県としてどのような支援を行っていくか検討します。
- ここでは、市町村において人員やノウハウが不足しているという課題を抱えている中で、それに対して都道府県が支援を行う場合の内容について例示します。

課 題	課題解決のための都道府県の支援内容
人員不足	① 副市町村長会議において協力依頼 ⇒ この都道府県と連携した取組への協力依頼・人員体制について配慮を要請
ノウハウ不足	① ブロック会議の立ち上げ・開催 ⇒ ブロック単位での適正課税に向けて連携して足並みを揃えた取組を促進 ② 管理監督者研修会の開催 ⇒ 適正課税の取組に向けての組織的なバックアップを要請 ③ 担当者研修会の開催 ⇒ 基礎知識・実践的知識の蓄積、意識啓発を図る ④ 実地調査（立入調査）への支援 ⇒ 都道府県職員の市町村派遣により、調査を支援 ⑤ 広域事業所調査への支援 ⇒ 市町村を跨いで事業を行う事業所について、関係市町村が連携して実施する調査（広域事業所調査）を支援
償却資産課税の周知不足等	① 償却資産課税に係る啓発リーフレット・ポスターを作成、市町村に配布 ② 国税当局への協力要請、税理士会等への適正課税に向けた働きかけ ③ 情報交換ネットワークの構築など

(2) 取組計画の策定について

- 支援内容が決定したら、その取組を計画的に推進していくべく「取組計画」を策定します。
- ここでは、5年間の取組を次のとおり「三つのステップ」に分けて、計画として整理する場合を例示します。

【5年間の取組目標】

この取組により、市町村に対して組織的な対応、人材育成、地域的な連携等を促しながら、市町村による主体性を持った、自主運営による取組となるよう支援していく。

【ステップ1】（取組初年）

<目標>

- ① 取組を行っていくに当たって、市町村内の組織的な支援体制を整備する。
- ② 近隣市町村との連携など地域連携の土台をつくる。
- ③ 償却資産課税に関して必要な知識を習得する。
- ④ 簡易調査（※）を経験する。

※ 簡易調査とは、事業者の事務所等に赴くことなく、固定資産台帳（減価償却資産明細書）を事業者から取り寄せ、申告書の記載内容と突合を行う調査手法のこと。

<目標達成のための手段>

- ① 副市町村長会議において協力依頼、管理監督者研修会の開催
- ② ブロック会議の立ち上げ・開催
- ③ 担当者研修会の開催（基礎知識の習得）

【ステップ2】（取組2年～4年目）

<目標>

- ① 地域連携した取組の実践を蓄積していきながら、連携を確固たるものとする。
- ② 実地調査（立入調査）のノウハウを蓄積する。

<目標達成のための手段>

- ① ブロック会議の開催
- ② 担当者研修会の開催（実地調査に必要な実践的な知識の習得）
- ③ 都道府県職員の市町村派遣
- ④ 広域事業所調査への支援

【ステップ3】（取組5年目＜最終年＞）

<目標>

- ① 市町村の自主自立に向けた取組を促進する。
- ② 実地調査（立入調査）件数を拡大する。

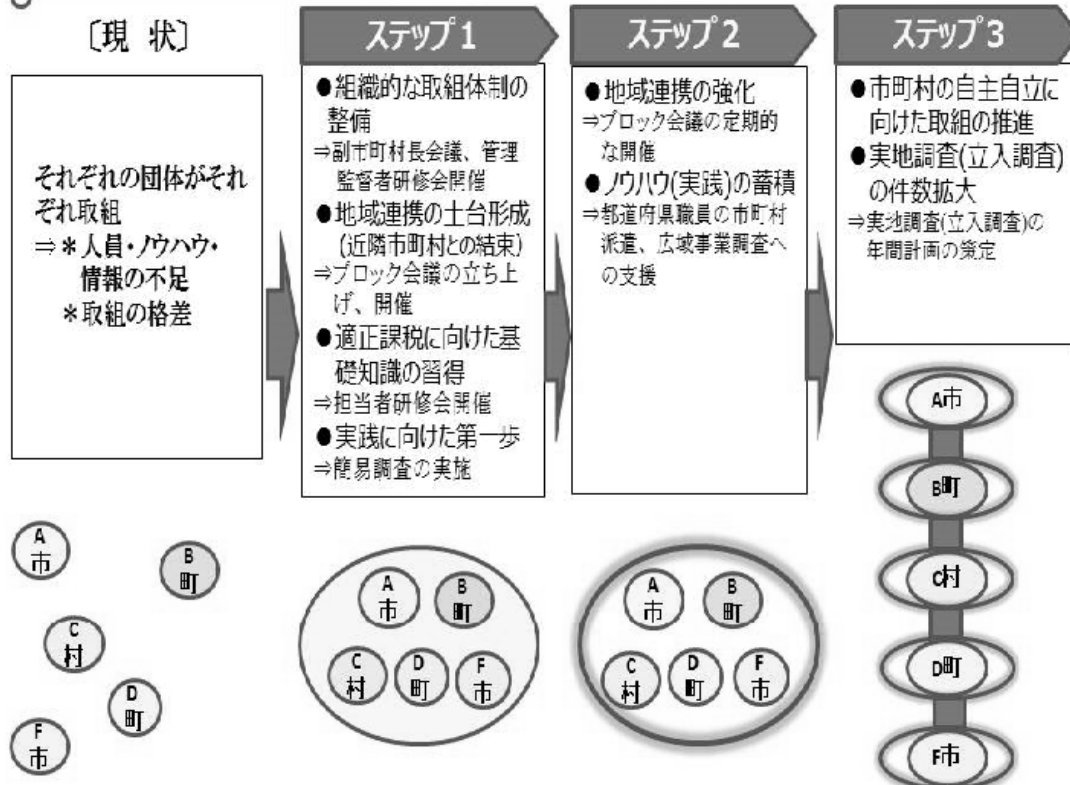
<目標達成のための手段>

- ① 実地調査（立入調査）の年間計画策定の支援

都道府県と市町村との連携した取組(イメージ)

【取組目標】

市町村に対して組織的な対応、人材育成、地域的な連携等を促しながら、市町村による主体性を持った自主運営の取組となるよう支援していく。



(3) 取組内容について

ここでは、都道府県が行う支援内容（上記（２）中の「目標達成のための手段」）について、それぞれ解説していきます。なお、これらはあくまでも例示（参考）として捉えて頂き、市町村の状況等を踏まえて、それぞれの実情に応じた取組をご検討いただければと思います。また、以下に掲げる会議については、必ずしも新たに設置する必要はなく、既存の会議でそれぞれの目的を達成できるものがあるのであれば、それを活用することが現実的です。

① 副市町村長会議の開催

- 副市町村長を対象とした会議です。
- 目的並びに内容は次のとおりです。
 - 適正な償却資産課税、それに伴う税収確保の必要性・重要性を再認識していただくこと（市町村長にもしっかり認識していただくようお願いいただくこと）
 - この都道府県と連携した取組について理解と協力を求めること
 - 担当任せではなく、組織的な対応を求めること
 - 人員体制について配慮をお願いすること

<ポイント>

- 特に、都道府県と連携して、他の自治体と足並みを揃えて取り組むことに意義がありますので、人員の関係から担当者が研修会に参加できない、取組できないといった市町村があると統一的な取組ができないことになるため、参加できるよう配慮をお願いするものです。
- 他方、やる気のある職員（特に若手職員）の改革意識の芽をつまないためにも、副市町村長や管理監督者に対する働きかけはとても重要です。組織としての意識改革を行い、実践してもらうをお願いするものでもあります。
- 実際に実地調査に積極的に取り組んだ団体において相応の税収効果（実績）をあげていることを紹介することにより意識改革を促します。

（参考）福岡県における税収効果^(注)実績額（平成25年度）：41団体で約96百万円 → 詳細については、資料編の「資料2」（P.116）を参照してください。

（注）税収効果額については、適正課税への効果額という観点から、増収、減収に関わらず、積算したもの。

② 管理監督者研修会の開催

- 償却資産課税事務担当課長（管理監督者）を対象とした研修会です。
- 目的は以下のとおりで副市町村長会議と重複しますが、主眼とするところは組織的に対応していただくことを求めるという点です。
 - 適正な償却資産課税、それに伴う税収確保の必要性・重要性を再認識していただくこと
 - この都道府県と連携した取組について理解と協力を求めること
 - 担当任せではなく、組織的な対応を求めること
- 研修内容としては、政令指定都市など先進的な取組団体からのマネジメント（管理監督者の役割等）を含む適正な償却資産課税に向けた取組の説明を中心とするほか、この都道府県と連携し

た取組の概要についても説明します。

＜ポイント＞

上記①の副市長村会議の中でも触れていますが、他の自治体と足並みを揃えて取り組んでいきますので、参加しない団体があると円滑な取組ができなくなりますので、組織として積極的に取組されるようお願いします。

また、実際に実地調査に積極的に取り組んだ団体において相応の税収効果をあげていることを紹介することにより意識改革を促します。

※ 研修会実施要領等の例について、資料編の「資料3」(P.117～118)にお示ししておりますので、参考にして下さい。

③ ブロック会議の立ち上げ・開催

貴都道府県内を幾つかのブロックに分けて、ブロック内で連携した取組を促します。

ブロック会議に関してのポイントは、市町村の自主運営で会議を実施してもらうということです。したがって、都道府県としては、あくまでも裏方役としての役割を担って支援していきます。

＜都道府県の裏方役としての具体的な役割＞

- 会場（都道府県有施設）の提供
- 各ブロック会議において連携し、実施した調査について、取組成果を提出してもらう。

都道府県はその成果により、市町村の調査の進捗状況を把握して、今後の取組の内容に反映していく。

⇒ 進捗管理の例として福岡県では、実地調査の実施前後の課税標準額の状況について年3回（10月末・12月末・2月末）、各ブロックから報告を求めており、県がその報告を受けて全ブロック（全市町村）の状況を取りまとめた上で、その状況を更に各ブロックにフィードバックしています。このフィードバックにより他のブロック（全市町村）の状況が分かるため、各ブロックの意識向上を図るという効果も期待しています。

※ 進捗管理、市町村からの報告様式について、資料編の「資料4」(P.119～121)にお示ししておりますので、参考にして下さい。

＜期待する効果＞

ブロック会議を行うことにより、近隣市町村職員との連携が図れるため、日々の疑問点等について、連絡を取り合うことも可能となります。また、同じ足並みで取組を推進していくことにより、一体感をもった対応を図っていくことができます。

＜具体的な会議の進め方＞

- ブロック分け
 - ・ 貴都道府県内を幾つかのブロックに分けます。
 - ・ ブロック分けに当たっては、以下のような着眼点を持って行うことが考えられます。
 - * 地理的・歴史的・経済的・社会的な特性などを踏まえた日常の連携のしやすさ
 - * 税務署の管轄（いずれブロック単位で税務署が所有する資料の閲覧を行っていくため）

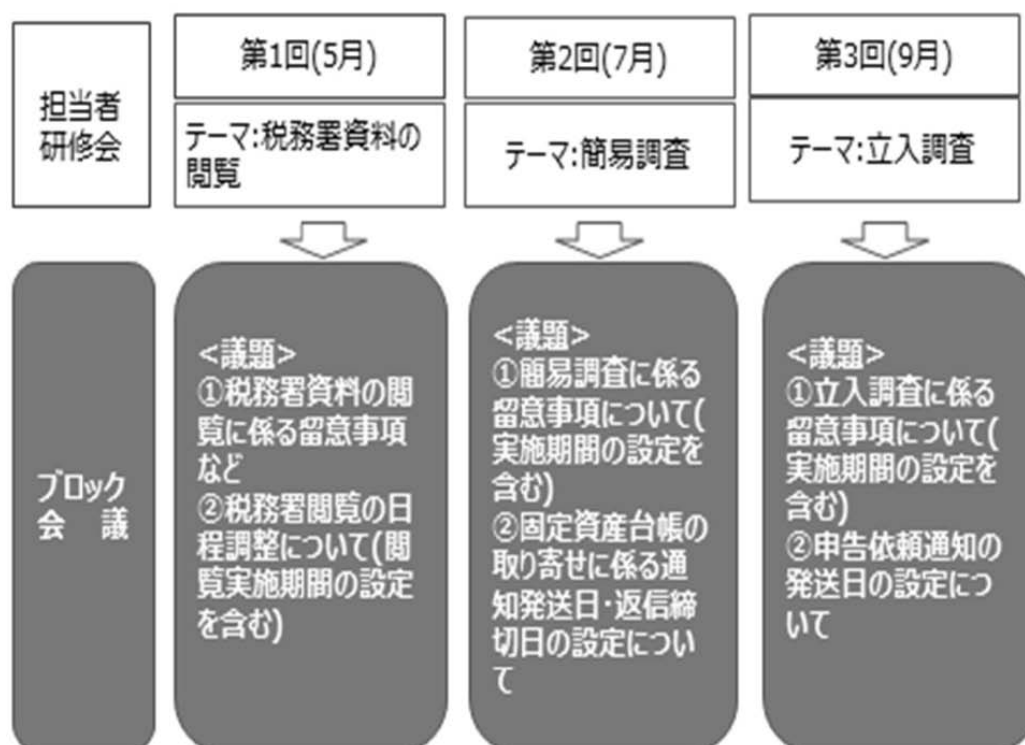
- 「幹事団体」の依頼・決定
 - ・ ブロックの中から1団体を「幹事団体」として依頼、「幹事団体」を決定します。
 - ・ 「幹事団体」は、必ずしも償却資産課税の優れたノウハウを有している必要はなく、ブロック会議を円滑に運営していくに当たってのリーダーシップや協調性といった要素を加味して決定していくことが考えられます。
 - ・ 幹事団体が決定したら、この幹事団体を中心として自主運営で会議を実施していただくことを促します。
- 進め方

年度当初にブロック会議を開催して、「幹事団体」と都道府県で会議の進め方をはじめ、当該年度の取組等について話し合いながら決めていき、それに沿って進めていくこととします。
- 開催回数

それぞれのブロックの実情等に応じた開催を促し、幹事団体主導で決定します。

福岡県におけるブロック会議の開催例

※福岡県では「担当者研修会」を開催した後に、ブロック会議を行っています。



＜「幹事団体会議」の開催＞

- 各ブロックの幹事団体が集まって、それぞれのブロック内で抱える課題等について、情報交換してもらうとともに、課題解決策等について検討してもらいます。
- 福岡県では年3回程度、開催していますが、それぞれ実情に応じて自主的な開催を促します。
- 都道府県に対して要望や意見を提出するという場合には、この会議でとりまとめを行ってもらいます。

④ 担当者研修会の開催

償却資産課税事務担当者を対象とした研修会となります。目的は、言うまでもなく担当者の知識向上、レベルアップを図ることです。

<研修内容>

市町村の実情等に応じて、内容を決定していくべきかと思いますので、ここでは内容の例示をさせていただきます。考え方としましては、上述しましたとおり、ステップ1の時点では「基礎知識の習得」、ステップ2の時点では「実践的な知識の習得」を目標とします。

【ステップ1】

償却資産課税に係る先進団体の職員、税理士等を講師として招いて、以下のテーマで実施します。

- ・ 制度の概要（課税客体、納税義務者、評価方法など）
- ・ 国税の減価償却制度（固定資産税との取扱いの相違を含めて）
- ・ 納税義務者の捕捉方法・留意事項
- ・ 税務署資料の閲覧方法・留意事項
- ・ 簡易調査のやり方・留意事項

<ポイント>

この研修会終了後にブロック会議を開催して、内容について復習したうえで認識を共通にしてブロック内における今後の対応等について検討することが効果的でしょう。

【ステップ2】

ステップ1と同様、先進団体の職員等を講師として招いて、以下のテーマで実施します。

- ・ 実地調査（立入調査）のやり方・留意事項

<ポイント>

- ・ 市町村が調査を行う前に実施すると効果的でしょう。
- ・ また、時間的な余裕があれば、この研修会開催前にブロック会議を開催して、予め研修テーマについて予習（勉強）してもらい、確認事項などを認識してもらった上で受講していただくのが効果的でしょう。
- ・ 講師による説明だけでは不明な点等があれば、積極的に講師に質問してもらうよう促しましょう。

⑤ 実地調査（立入調査）への支援

<都道府県職員の市町村への派遣>

- 実地調査（立入調査）について、市町村において調査を実施することに抵抗感があるなど、なかなか第一歩を踏み出せないといった状況があることを想定して、都道府県職員派遣（支援）の希望の有無を確認します。
- 市町村から派遣要請があった場合には、都道府県職員がその市町村の併任辞令を受けたうえで、実地調査の支援を行います。
- 具体的な流れは、以下のとおりです。

- 都道府県において「都道府県職員の市町村への派遣に関する要綱」を定めます。
 - ↓
 - 市町村に対して、派遣希望について照会します。
 - ↓
 - 派遣を希望する市町村と「都道府県職員の市町村派遣に関する協定書」を取り交わします。
 - ↓
 - 都道府県から派遣される職員は、派遣先の市町村において、当該市町村の職員としての併任辞令をはじめ、固定資産税評価補助員証又は徴税吏員証の交付を受けます。
 - ↓
 - 以上を経た後、調査に同行して支援を行います。

※ 資料編の「資料5」(P.122～127)に関係資料をお示ししておりますので、参考として下さい。

- 実地調査に同行する都道府県職員の役割としては、次のとおりです。
 - 知事配分等で得た調査のノウハウを派遣先の市町村職員に習得させること、また、派遣市町村に同行して得た調査におけるノウハウを、さらに調査未実施市町村へ伝えていくこと
 - 調査に都道府県職員が同行することで、調査受入側に対して都道府県と市町村が一体となって適正課税に取り組んでいる姿勢を示すこと

⑥ 広域事業所調査への支援

- 広域事業所とは市町村を跨いで事業を行う事業所ですが、この広域事業所について関係市町村が連携して実施する実地調査（立入調査）に対して支援を行います。
- 広域事業所調査を行うことで、市町村側にとってはノウハウの欠如を補うことができるといったメリットがありますが、事業者側にとっても個別の自治体によるそれぞれの調査に対応する負担が軽減されるというメリットがあります。特に重要なのは、この事業者側の負担が軽減されるということです。
- 具体的な進め方については、次のとおりです。

広域事業所調査検討委員会の設置

- 都道府県において、「広域事業所調査検討委員会」設置要綱を策定します。
 - 委員については、県内の各ブロックから、償却資産課税に精通し、かつ市町村相互の連携に積極的に取り組む熱意を持った方数名を都道府県が選出します。
- ※ 資料編の「資料6」(P.128～129)に関係資料をお示ししておりますので、参考として下さい。

都道府県が関係市町村から調査先についての意見を聴取

都道府県は、どの広域事業所を調査対象としたいのか関係市町村から意見を提出してもらいます。

都道府県が調査先について「広域事業所調査検討委員会」に諮問・調査先決定

- 関係市町村から調査先についての意見を受けた都道府県は「広域事業所調査検討委員会」に諮問して、同委員会から提言をもらい、調査先を決定します。
- 検討委員会への諮問を行うことで、地域別、業種別のバランスを取ることが可能となります。

調査先決定後の流れ＝「広域事業所調査に係る会議」の設置・実施と班長の決定

- 調査先（事業所）ごとに、調査内容について検討する会議を設置します。
 - 会議は、関係市町村（事業所が跨がる市町村）の実務者で構成します。
 - 会議ごとに、班長（代表市町村）を決定してもらいます。
- ※ 班長の選出については、本店所在市町村の担当者とすることなどが考えられます。
- 班長の役割は具体的には次のとおりです。
- ・ 「広域事業所調査に係る会議」を取り仕切り、対応を検討すること
- ※ この会議は、福岡県においては調査前後で合計3回開催していますが、それぞれの実情に応じて開催して頂ければと思います。
- ・ 簡易調査の実施日程等を設定して足並み揃えた調査の進捗管理を行うこと
 - ・ 事業所の本店（本社）に対して、班長が代表して関係市町村分も含めて固定資産台帳について取り寄せを一括して依頼するほか、申告漏れ等の内容についての協議をはじめ、申告依頼も代表して行うこと

班長が自主的に運営

⑦ 実地調査（立入調査）の年間計画策定の支援

- 各市町村が、ステップ2で蓄積した実地調査のノウハウを基にして調査を拡大することとして、それぞれ実地調査の年間計画を策定してもらいます。
- この実地調査の年間計画とは、事業所の調査を公平に実施できるよう、当該市町村において策定する中長期的な実地調査に係る計画のことです。
- 具体的には、
 - 全納税義務者を業種ごとに分け、
 - 単年度ごとに調査を行う業種を決定して、
 - 数年間のスパン（周期）で全ての納税義務者の調査を実施することを目標とします。
- 調査の周期については、償却資産課税に係る地方税法の期間制限（5年間）を考慮して5年間で策定することが望まれますが、市町村の実情に応じて検討する必要があるでしょう。

⑧ 償却資産課税に係る啓発リーフレット・ポスター作成、市町村への配布

- 償却資産課税に係るポスターやリーフレットを作成し、市町村に広報の充実等に努めてもらうべく市町村に発送します。
 - ※ ポスター等について、資料編の「資料7」（P.130～133）に（一財）資産評価システム研究センターで作成したものをお示ししています。また、これらについては、同センターのホームページからダウンロードすることも可能ですので活用してください。（具体的には、ホームページのメインメニューの中に「資料閲覧室」という項目がありますので、そこをクリックしていただき「ポスター・リーフレットの提供」を選択していただきますと、これらリーフレット等がダウンロードできます。）

⑨ 国税当局への協力要請、税理士会等への適正課税に向けた働きかけ

（ア）国税当局への協力要請

- 市町村が税務署の所有する資料の閲覧を円滑に行えるように、国税局と調整を図り、国税局から各税務署に協力要請を行ってもらうよう依頼します。

（イ）税理士会への周知

- 償却資産課税制度の周知や本取組への協力依頼について文書を作成して、税理士会会報等の広報誌を送付する際に同封していただくなど税理士会に協力を要請します。
 - ※資料編の「資料8」（P.134）に資料をお示ししていますので参考としてください。
- 税理士会の理事会・支部長会等や、原則として毎月開催されている支部税理士会の場合等で、償却資産課税にも実地調査があることなど制度の周知や本取組などについて説明（アピール）します。

⑩ 情報交換ネットワークの構築など

（ア）地方公共団体情報システム機構の「掲示板及びメーリングリストサービス」の活用

地方共同法人である地方公共団体情報システム機構より無償で提供されている「LGWAN掲示板及びメーリングリストサービス」を活用して情報交換ネットワークを構築します。このサービスは、LGWANに接続されたパソコンがあれば利用することができますので、比較的容易にネッ

トワークを構築することが可能です。

具体的には、このサービスを活用して償却資産に係る納税義務者の捕捉や実地調査など適正課税に向けた取組等についての掲示板を開設、これに参加登録した市町村がこの掲示板に投稿すると、他の全ての登録団体にその投稿した内容が一斉にメール送信される仕組みになっていることから、登録団体間の情報交換に有効なツールとなります。

※ 詳細につきましては、「地方公共団体情報システム機構」までお問い合わせ下さい。

(連絡先) 地方公共団体情報システム機構 LGWAN全国センター

☎ (03) 5214-0426 LGWAN全国センターヘルプデスク

(イ) (一財) 資産評価システム研究センターのWEBサイトである「レクパスネットー固定資産税会議室」の活用

同センターでは税務情報の共有化等を目的として、この会議室を開設しておりますので、償却資産に係る事項で他の自治体に確認したいことなどがあれば、この会議室の活用を促すことも良いでしょう。

※ (一財) 資産評価システム研究センターWEBサイト

(レクパスネットの利用方法等については、平成26年10月27日付け資評研発第192号「「レクパスネットー固定資産税会議室」の開設について(依頼)」をご参照ください。)

おわりに

既に福岡県では県と市町村との連携した取組を通じて、着実に成果をあげています。

このガイドラインは、その福岡県の取組をベースにして整理したのですが、人員配置、業務分担、予算措置状況等それぞれの都道府県の置かれている状況が異なることから、これら全ての施策に対応していくことは困難かもしれません。

したがって、このガイドラインは、あくまでも参考資料として捉えていただき、それぞれの実情に応じて工夫していただくなど市町村との連携した取組についてご検討される際の一助としてご活用いただければ幸いと考えております。

しかしながら、最低限、取り組んでいただきたいことがあります。

このガイドラインの中で最も重要なのは、市町村間の「横のつながり」、すなわち市町村が連携する「きっかけ」となる場（地域連携の土台）を都道府県が作ることです。特に小規模の市町村は、償却資産の担当が1人のみの場合や、他の業務と兼務というところが多く、実務を行っていくうえで問題があっても1人で抱えて苦慮しているという声をよく耳にします。都道府県が「横のつながり」の場を提供することで、苦慮している問題を他の市町村に聞くことができる場としても有効的に利用できます。

このガイドラインでは、そのツールとしてブロック会議の立ち上げとその定期的な開催をあげています。是非、その点だけは前向きにご検討いただければ幸いと考えております。そのことが、市町村の自主自立による適正課税に向けた取組の第一歩となると考えます。

固定資産税（償却資産）の適正課税に向けた 都道府県と市町村との連携した取組手法について

<資 料 編>

目 次

資料 1－1

「普通税全体における固定資産税(償却資産)に占める割合」の全国平均との比較、	
「普通税の全国に占める割合」と「固定資産税(償却資産)の全国に占める割合」との比較	105
「固定資産税における償却資産の税収規模・割合」の全国平均との比較	111

資料 1－2

「償却資産 法人納税義務者数」と「法人市民税（均等割）納税義務者数」との比較	115
--	-----

資料 2

福岡県における償却資産調査に係る税収効果額実績（平成25年度）	116
---------------------------------	-----

資料 3

管理監督者研修会実施要領	117
--------------	-----

資料 4

進捗管理、市町村からの報告様式	119
-----------------	-----

資料 5

都道府県職員の市町村派遣に関する要綱等	122
---------------------	-----

資料 6

広域事業所調査検討委員会設置要綱	128
------------------	-----

資料 7

償却資産に関する啓発ポスター・リーフレット	130
-----------------------	-----

資料 8

税理士会への周知文書（例）	134
---------------	-----

資料 1 - 1

「普通税全体における固定資産税(償却資産)に占める割合」の全国平均との比較、
「普通税の全国に占める割合」と「固定資産税(償却資産)の全国に占める割合」との比較
(平成24年度決算ベース)

(単位:億円、%)

		普 通 税 (決算額ベース)					
		市町村民税	固定資産税			軽自動車税	その他
			土地	家屋	償却資産		
北海道	6,229	2,933	699	1,531	502	72	492
普通税に占める割合	100%	47%	11%	25%	8%	1%	8%
北海道 (政令市除く)	3,803	1,732	397	880	402	57	335
普通税に占める割合	100%	46%	10%	23%	11%	1%	9%
青森県	1,449	585	211	342	165	28	118
普通税に占める割合	100%	40%	15%	24%	11%	2%	8%
岩手県	1,396	614	219	290	142	27	104
普通税に占める割合	100%	44%	16%	21%	10%	2%	7%
宮城県	2,795	1,361	401	547	258	36	192
普通税に占める割合	100%	49%	14%	20%	9%	1%	7%
宮城県 (政令市除く)	1,270	548	178	243	168	25	108
普通税に占める割合	100%	43%	14%	19%	13%	2%	9%
秋田県	1,086	457	167	245	103	22	92
普通税に占める割合	100%	43%	15%	23%	9%	2%	8%
山形県	1,244	558	194	270	113	25	84
普通税に占める割合	100%	44%	16%	22%	9%	2%	7%
福島県	2,261	993	330	392	347	39	160
普通税に占める割合	100%	44%	15%	17%	15%	2%	7%

		普 通 税（決算額ベース）					
		市町村民税	固定資産税			軽自動車税	その他
			土地	家屋	償却資産		
茨城県	4,080	1,917	628	803	444	52	236
普通税に占める割合	100%	47%	15%	20%	11%	1%	6%
栃木県	2,827	1,282	487	567	299	35	157
普通税に占める割合	100%	45%	17%	20%	11%	1%	6%
群馬県	2,742	1,228	484	536	303	40	151
普通税に占める割合	100%	44%	18%	20%	11%	1%	6%
埼玉県	9,897	5,086	1,959	1,689	585	76	502
普通税に占める割合	100%	51%	20%	17%	6%	1%	5%
埼玉県 （政令市除く）	7,924	3,976	1,587	1,381	498	67	415
普通税に占める割合	100%	51%	20%	17%	6%	1%	5%
千葉県	8,758	4,525	1,381	1,607	747	65	433
普通税に占める割合	100%	51%	16%	18%	9%	1%	5%
千葉県 （政令市除く）	7,239	3,717	1,164	1,315	629	58	356
普通税に占める割合	100%	51%	16%	18%	9%	1%	5%
東京都	32,250	17,267	7,082	4,973	1,627	56	1,245
普通税に占める割合	100%	54%	22%	15%	5%	0%	4%
神奈川県	14,684	7,713	2,761	2,535	997	62	616
普通税に占める割合	100%	53%	19%	17%	7%	0%	4%
神奈川県 （政令市除く）	4,881	2,428	1,013	833	342	32	233
普通税に占める割合	100%	49%	21%	17%	7%	1%	5%
新潟県	2,997	1,304	475	639	349	51	179
普通税に占める割合	100%	43%	16%	21%	12%	2%	6%
新潟県 （政令市除く）	1,937	789	292	424	275	37	120
普通税に占める割合	100%	41%	15%	22%	14%	2%	6%

		普 通 税（決算額ベース）					
		市町村民税	固定資産税			軽自動車税	その他
			土地	家屋	償却資産		
富山県	1,537	690	234	337	176	22	78
普通税に占める割合	100%	46%	15%	22%	11%	1%	5%
石川県	1,571	729	256	330	147	21	88
普通税に占める割合	100%	47%	16%	21%	9%	1%	6%
福井県	1,177	506	188	243	164	17	59
普通税に占める割合	100%	43%	16%	21%	14%	1%	5%
山梨県	1,168	533	192	237	121	19	66
普通税に占める割合	100%	46%	16%	20%	10%	2%	6%
長野県	2,736	1,220	456	586	280	50	144
普通税に占める割合	100%	45%	17%	21%	10%	2%	5%
岐阜県	2,718	1,249	490	542	268	39	130
普通税に占める割合	100%	46%	18%	20%	10%	1%	5%
静岡県	5,680	2,558	1,079	1,104	595	71	273
普通税に占める割合	100%	46%	19%	19%	10%	1%	5%
静岡県 （政令市除く）	3,459	1,486	641	688	424	45	175
普通税に占める割合	100%	43%	19%	20%	12%	1%	5%
愛知県	12,329	5,923	2,413	2,277	1,079	97	540
普通税に占める割合	100%	48%	20%	18%	9%	1%	4%
愛知県 （政令市除く）	8,026	3,744	1,575	1,443	829	80	355
普通税に占める割合	100%	47%	20%	18%	10%	1%	4%
三重県	2,613	1,174	403	490	381	38	127
普通税に占める割合	100%	45%	15%	19%	15%	1%	5%
滋賀県	1,986	931	299	407	227	27	95
普通税に占める割合	100%	48%	15%	20%	11%	1%	5%

		普 通 税（決算額ベース）					
		市町村民税	固定資産税			軽自動車税	その他
			土地	家屋	償却資産		
京都府	3,560	1,693	716	677	269	32	173
普通税に 占める割合	100%	47%	20%	19%	8%	1%	5%
京都府 （政令市除く）	1,424	652	263	261	154	20	74
普通税に 占める割合	100%	47%	18%	18%	11%	1%	5%
大阪府	13,490	6,426	2,613	2,722	870	70	789
普通税に 占める割合	100%	48%	19%	20%	6%	1%	6%
大阪府 （政令市除く）	6,849	3,375	1,329	1,268	406	50	421
普通税に 占める割合	100%	49%	19%	19%	6%	1%	6%
兵庫県	7,991	3,808	1,419	1,601	713	66	384
普通税に 占める割合	100%	47%	18%	20%	9%	1%	5%
兵庫県 （政令市除く）	5,628	2,632	1,044	1,079	541	55	277
普通税に 占める割合	100%	46%	19%	19%	10%	1%	5%
奈良県	1,590	828	290	275	98	21	78
普通税に 占める割合	100%	53%	18%	17%	6%	1%	5%
和歌山県	1,169	507	211	226	127	24	74
普通税に 占める割合	100%	44%	18%	19%	11%	2%	6%
鳥取県	648	279	111	146	58	14	40
普通税に 占める割合	100%	43%	17%	23%	9%	2%	6%
島根県	810	351	131	168	95	19	46
普通税に 占める割合	100%	43%	16%	21%	12%	2%	6%
岡山県	2,505	1,126	442	478	278	43	138
普通税に 占める割合	100%	44%	18%	19%	11%	2%	6%
岡山県 （政令市除く）	1,533	645	271	286	216	30	85
普通税に 占める割合	100%	41%	18%	19%	14%	2%	6%

		普 通 税（決算額ベース）					
		市町村民税	固定資産税			軽自動車税	その他
			土地	家屋	償却資産		
広島県	3,950	1,896	714	739	356	50	195
普通税に占める割合	100%	48%	18%	19%	9%	1%	5%
広島県 （政令市除く）	2,173	974	397	398	253	36	115
普通税に占める割合	100%	45%	18%	18%	12%	2%	5%
山口県	1,850	839	295	349	235	30	102
普通税に占める割合	100%	44%	16%	19%	13%	2%	6%
徳島県	988	437	173	197	107	19	55
普通税に占める割合	100%	43%	18%	20%	11%	2%	6%
香川県	1,330	652	207	277	101	23	70
普通税に占める割合	100%	48%	16%	21%	8%	2%	5%
愛媛県	1,743	758	332	351	173	31	98
普通税に占める割合	100%	43%	19%	20%	10%	2%	6%
高知県	809	346	155	170	61	19	58
普通税に占める割合	100%	43%	19%	21%	8%	2%	7%
福岡県	6,538	3,086	1,086	1,381	488	77	420
普通税に占める割合	100%	48%	17%	21%	7%	1%	6%
福岡県 （政令市除く）	2,773	1,288	450	589	203	51	192
普通税に占める割合	100%	47%	16%	21%	7%	2%	7%
佐賀県	954	412	151	200	107	20	64
普通税に占める割合	100%	43%	16%	21%	11%	2%	7%
長崎県	1,436	663	191	327	114	30	111
普通税に占める割合	100%	46%	13%	23%	8%	2%	8%
熊本県	1,920	865	299	418	171	39	128
普通税に占める割合	100%	44%	16%	22%	9%	2%	7%

		普 通 税（決算額ベース）					
		市町村民税	固定資産税			軽自動車税	その他
			土地	家屋	償却資産		
大分県	1,395	590	215	294	181	26	89
普通税に 占める割合	100%	43%	15%	21%	13%	2%	6%
宮崎県	1,182	493	183	255	137	27	87
普通税に 占める割合	100%	42%	15%	22%	12%	2%	7%
鹿児島県	1,756	752	286	385	151	40	142
普通税に 占める割合	100%	43%	16%	22%	9%	2%	8%
沖縄県	1,442	567	281	356	80	34	124
普通税に 占める割合	100%	39%	19%	25%	6%	2%	9%
全国	187,266	90,710	33,989	35,511	15,389	1,841	9,826
普通税に 占める割合	100%	49%	18%	19%	8%	1%	5%
全国 （政令市除く）	143,905	68,822	26,284	26,889	12,599	1,604	7,707
普通税に 占める割合	100%	48%	18%	19%	9%	1%	5%

「固定資産税における償却資産の税収規模・割合」の全国平均との比較（平成24年度決算ベース）

（単位：億円、％）

	固定資産税（決算額ベース）			
		土地	家屋	償却資産
北海道	2,732	699	1,531	502
割合	100%	26%	56%	18%
北海道 （政令市除く）	1,679	397	880	402
割合	100%	24%	52%	24%
青森県	718	211	342	165
割合	100%	29%	48%	23%
岩手県	651	219	290	142
割合	100%	34%	44%	22%
宮城県	1,206	401	547	258
割合	100%	33%	46%	21%
宮城県 （政令市除く）	589	178	243	168
割合	100%	30%	41%	29%
秋田県	515	167	245	103
割合	100%	32%	48%	20%
山形県	577	194	270	113
割合	100%	34%	46%	20%
福島県	1,069	330	392	347
割合	100%	31%	37%	32%
茨城県	1,875	628	803	444
割合	100%	33%	43%	24%
栃木県	1,353	487	567	299
割合	100%	36%	42%	22%
群馬県	1,323	484	536	303
割合	100%	37%	40%	23%
埼玉県	4,233	1,959	1,689	585
割合	100%	46%	40%	14%
埼玉県 （政令市除く）	3,466	1,587	1,381	498
割合	100%	46%	40%	14%
千葉県	3,735	1,381	1,607	747
割合	100%	37%	43%	20%
千葉県 （政令市除く）	3,108	1,164	1,315	629
割合	100%	37%	43%	20%

	固定資産税(決算額ベース)			
		土地	家屋	償却資産
東京都	13,682	7,082	4,973	1,627
割合	100%	52%	36%	12%
神奈川県	6,293	2,761	2,535	997
割合	100%	44%	40%	16%
神奈川県 (政令市除く)	2,188	1,013	833	342
割合	100%	46%	38%	16%
新潟県	1,463	475	639	349
割合	100%	32%	44%	24%
新潟県 (政令市除く)	991	292	424	275
割合	100%	29%	43%	28%
富山県	747	234	337	176
割合	100%	31%	45%	24%
石川県	733	256	330	147
割合	100%	35%	45%	20%
福井県	595	188	243	164
割合	100%	32%	40%	28%
山梨県	550	192	237	121
割合	100%	35%	43%	22%
長野県	1,322	456	586	280
割合	100%	34%	45%	21%
岐阜県	1,300	490	542	268
割合	100%	38%	41%	21%
静岡県	2,778	1,079	1,104	595
割合	100%	39%	40%	21%
静岡県 (政令市除く)	1,753	641	688	424
割合	100%	37%	39%	24%
愛知県	5,769	2,413	2,277	1,079
割合	100%	42%	39%	19%
愛知県 (政令市除く)	3,847	1,575	1,443	829
割合	100%	40%	38%	22%
三重県	1,274	403	490	381
割合	100%	32%	38%	30%
滋賀県	933	299	407	227
割合	100%	32%	44%	24%
京都府	1,662	716	677	269
割合	100%	43%	41%	16%
京都府 (政令市除く)	678	263	261	154
割合	100%	39%	38%	23%

	固定資産税(決算額ベース)			
		土地	家屋	償却資産
大阪府	6,205	2,613	2,722	870
割合	100%	42%	44%	14%
大阪府 (政令市除く)	3,003	1,329	1,268	406
割合	100%	44%	42%	14%
兵庫県	3,733	1,419	1,601	713
割合	100%	38%	43%	19%
兵庫県 (政令市除く)	2,664	1,044	1,079	541
割合	100%	39%	41%	20%
奈良県	663	290	275	98
割合	100%	44%	41%	15%
和歌山県	564	211	226	127
割合	100%	37%	40%	23%
鳥取県	315	111	146	58
割合	100%	35%	47%	18%
島根県	394	131	168	95
割合	100%	33%	43%	24%
岡山県	1,198	442	478	278
割合	100%	37%	40%	23%
岡山県 (政令市除く)	773	271	286	216
割合	100%	35%	37%	28%
広島県	1,809	714	739	356
割合	100%	39%	41%	20%
広島県 (政令市除く)	1,048	397	398	253
割合	100%	38%	38%	24%
山口県	879	295	349	235
割合	100%	34%	39%	27%
徳島県	477	173	197	107
割合	100%	36%	42%	22%
香川県	585	207	277	101
割合	100%	35%	48%	17%
愛媛県	856	332	351	173
割合	100%	39%	41%	20%
高知県	386	155	170	61
割合	100%	40%	44%	16%
福岡県	2,955	1,086	1,381	488
割合	100%	37.00%	47.00%	16.00%
福岡県 (政令市除く)	1,242	450	589	203
割合	100%	36%	48%	16%

	固定資産税(決算額ベース)			
		土地	家屋	償却資産
佐賀県	458	151	200	107
割合	100%	33%	44%	23%
長崎県	632	191	327	114
割合	100%	30%	52%	18%
熊本県	888	299	418	171
割合	100%	34%	47%	19%
熊本県 (政令市除く)	513	151	235	127
割合	100%	29%	46%	25%
大分県	690	215	294	181
割合	100%	31%	43%	26%
宮崎県	575	183	255	137
割合	100%	32%	44%	24%
鹿児島県	822	286	385	151
割合	100%	35%	47%	18%
沖縄県	717	281	356	80
割合	100%	39%	50%	11%
全国	84,889	33,989	35,511	15,389
割合	100%	40%	42%	18%
全国 (政令市除く)	65,772	26,284	26,889	12,599
割合	100%	40%	41%	19%

資料 1-2

「償却資産 法人納税義務者数」と「法人市民税（均等割） 納税義務者数」との比較

（単位：人、％）

	25年度 償却資産法人納 税義務者数(概要調書) a	25年度 法人市民税(均等割) 納税義務者数(課税状況調) b	a/b
北海道	121,424	152,576	80%
青森県	24,252	28,805	84%
岩手県	23,800	30,045	79%
宮城県	49,162	66,109	74%
秋田県	18,222	23,809	77%
山形県	24,941	29,490	85%
福島県	43,984	54,396	81%
茨城県	46,912	70,058	67%
栃木県	39,166	56,269	70%
群馬県	41,907	56,893	74%
埼玉県	116,039	184,624	63%
千葉県	99,979	149,824	67%
東京都	876,717	664,513	132% (注)
神奈川県	149,961	252,028	60%
新潟県	49,466	65,535	75%
富山県	21,626	27,989	77%
石川県	22,306	35,025	64%
福井県	21,405	24,576	87%
山梨県	17,451	25,510	68%
長野県	53,307	66,459	80%
岐阜県	43,647	55,799	78%
静岡県	76,234	105,273	72%
愛知県	134,002	213,498	63%
三重県	31,890	45,145	71%
滋賀県	23,023	31,961	72%
京都府	48,179	70,648	68%
大阪府	170,004	280,637	61%
兵庫県	88,060	124,999	70%
奈良県	15,320	24,735	62%
和歌山県	13,771	21,807	63%
鳥取県	11,847	15,670	76%
島根県	13,962	18,058	77%
岡山県	38,925	50,670	77%
広島県	59,289	81,616	73%
山口県	25,730	33,706	76%
徳島県	13,363	21,128	63%
香川県	16,786	30,218	56%
愛媛県	20,060	35,584	56%
高知県	11,732	16,498	71%
福岡県	90,214	139,433	65%
佐賀県	14,860	19,248	77%
長崎県	23,326	30,427	77%
熊本県	36,336	47,713	76%
大分県	21,273	31,241	68%
宮崎県	19,643	27,275	72%
鹿児島県	31,835	40,476	79%
沖縄県	21,280	32,052	66%
全国計	2,976,618	3,710,048	80%

（注）償却資産法人納税義務者数は、市町村ごとの数を合計したものであるため、一の法人が重複計上されることがある。

資料 2

福岡県における償却資産調査に係る税収効果額実績(平成 25 年度)

市町村別	人口規模	調査件数	課税標準額・効果額 合 計(円)	税 額 (円)
市	10万人以上	24	1,033,002,840	14,462,000
市	10万人以上	8	333,267,076	4,665,000
市	10万人以上	22	163,826,484	2,293,000
市	10万人以上	3	10,253,874	143,000
市	5～10万人	22	711,133,062	9,955,000
市	5～10万人	5	315,094,176	4,411,000
市	5～10万人	8	249,300,750	3,490,000
市	5～10万人	33	160,315,655	2,244,000
市	5～10万人	8	91,403,743	1,279,000
市	5～10万人	20	79,453,788	1,112,000
市	5～10万人	3	45,119,000	631,000
市	5～10万人	3	11,233,733	157,000
市	5～10万人	7	7,895,319	110,000
市	5～10万人	3	3,000,741	42,000
町	3～5万人	14	1,173,947,400	16,435,000
町	3～5万人	45	710,634,609	9,948,000
町	3～5万人	11	280,787,093	3,931,000
市	3～5万人	15	262,803,313	3,679,000
町	3～5万人	4	178,570,000	2,499,000
市	3～5万人	7	78,367,223	1,097,000
市	3～5万人	6	74,351,483	1,040,000
市	3～5万人	5	48,638,162	680,000
町	3～5万人	4	47,376,038	663,000
町	3～5万人	4	32,151,764	450,000
市	3～5万人	17	12,604,952	176,000
市	3～5万人	8	9,253,939	129,000
町	3～5万人	1	990,000	13,000
市	3～5万人	2	937,262	13,000
町	1～3万人	8	228,206,200	3,194,000
市	1～3万人	3	173,937,238	2,435,000
町	1～3万人	61	170,370,144	2,385,000
町	1～3万人	9	80,284,997	1,123,000
町	1～3万人	2	22,123,967	309,000
町	1～3万人	2	6,694,518	93,000
町	1～3万人	1	6,651,656	93,000
町	1～3万人	1	3,458,772	48,000
町	1～3万人	1	2,506,632	35,000
町	1～3万人	1	1,535,058	21,000
町	1～3万人	8	1,115,108	15,000
町	1万人未満	4	18,891,000	264,000
町	1万人未満	1	2,239,000	31,000
町	1万人未満	1	2,038,624	28,000
合計		415	6,845,766,393	95,821,000

平成〇〇年度固定資産税償却資産課税事務に係る
管理監督者研修会 実施要領

1 目 的

地方分権型社会の実現に向けて、市町村の安定した税収の確保とともに、税の公平性を保つことを目的として、固定資産税償却資産について一層の課税の適正化を推進するため、管理監督者に対して研修を実施するもの。

2 日 時

平成〇年〇月〇日(〇) 〇時 ～ 〇時

3 主 催

〇〇県〇〇部〇〇課

4 会 場

〇〇県〇〇庁舎〇階 〇〇会議室
(〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号)

5 受講対象者

固定資産税償却資産課税事務を担当する管理監督者

6 研修内容

- (1) 償却資産課税の適切な課税に向けて
- (2) 償却資産課税のマネジメントのあり方

7 講 師

〇〇市〇〇課 課長 〇〇 〇〇 氏

〇〇市〇〇課 課長 〇〇 〇〇 氏

8 参加予定人員

〇〇名程度

平成〇〇年度固定資産税償却資産課税事務に係る管理監督者研修会

日時：平成〇年〇月〇日

会場：〇〇県〇〇庁舎〇階 〇〇会議室

時 間	研修内容及び講師
〇:〇~〇:〇	開会のあいさつ 〇〇県〇〇課 課長 〇〇〇〇
〇:〇~〇:〇	適切な償却資産課税に向けて 〇〇市のこれまでの取組 ※マネジメントのあり方含む 講師：〇〇市〇〇課 課長 〇〇〇〇氏
〇:〇~〇:〇	休 憩
〇:〇~〇:〇	適切な償却資産課税に向けて ・ 〇〇市のこれまでの取組 ※マネジメントのあり方含む ・ 実地調査の必要性 講師：〇〇市〇〇課 課長 〇〇〇〇氏
〇:〇~〇:〇	平成〇年度 〇〇県による市町村の固定資産税(償却資産)の 適正課税に向けた支援の概要について 説明：〇〇県〇〇課 課長補佐 〇〇〇〇

選定調査事業所一覧表

市町村名: _____

担当者: _____

(単位:円)

NO	広域 事業	人格		業種	法人または個人名	所在地	管轄 税務署	調査前の事業所の状況		課税年度	課税標準額(10月31日まで)			課税標準額(12月28日まで)			課税標準額(2月28日まで)		
		法人	個人					未申告者	免税点 未満		調査前	調査後	調査前	調査前	調査後	調査前	調査後	調査前	調査後
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			
計											0	0	0	0	0	0	0	0	0

abs 0

総合計	0	円
事業所数	0	件

資料 4

(記載要領)

この一覧表は、今回の税務署閲覧等の集計や広域事業所調査の希望事業所提出のほか、10月末、12月末及び2月末の調査実績報告書にも使用いたします。

☆記入要領の見方

(当初)・・・年度当初、選定した事業所を御記入いただく際に、参考としてください。

(実績)・・・10月末、12月末及び2月末に、調査の実績を御提出いただく際に、参考としてください。

記入要領

(当初)

○以下の欄のみ記入すること。

「広域事案」「人格(法人・個人)」「業種」「法人または個人」「所在地」「管轄税務署」

○「広域事案」欄には、複数の市町村において事業を展開する事業所で、当課で実施する広域事業所調査の対象事業所として希望する場合に「○」を記載すること。

○人格「法人」「個人」欄には、該当する箇所に○を記入すること

○「管轄税務署」欄は、以下のとおり記入すること。

例) A税務署の場合

※「税務署」は省略する

○ A

× A税務署

○「所在地」欄は、本店の所在地を記入すること。

記入するにあたり、本店所在地が、○○県内であれば市町村から、他県であれば都道府県から記入すること。

(実績)

○過年度の課税を行った場合は、複数行使用し、年度毎に記入すること。

○欄外「NO」欄は、1事業所ごとに一つ番号をとること。

例)	NO	法人名	課税年度
	1	X(株)	H24
			H23
	2	Y(株)	H24
			H23
	3	Z(株)	H24

○「広域事案」欄には、当課で実施する「広域事業所調査」の対象事業所に「○」を記載すること。

○人格「法人」「個人」欄には、該当する箇所に○を記入すること。

○管轄税務署は、以下のとおりとする。

例) A税務署の場合

※「税務署」については省略して記入

○ A

× A税務署

○「所在地」欄は、本店の所在地を記入すること。

記入するにあたり、本店所在地が、福岡県内であれば市町村から、他県であれば都道府県から記入すること。

○12月末及び2月末の報告において、既に報告した分についても累計して報告すること。

調定差額			
	課税年度	10月末	12月末
A事業所	H24	500	700
	H23	200	300

←10月末500+12月末200
←10月末200+12月末100

○「調査前」「調査後」「調定差額」欄は、「課税標準額」の差額を記入すること。

※税額ではないことに注意。

○単位は「円」で記入すること。

償却資産調査に係る効果額一覧表

(H . 末現在)

〇〇地区	市町村名	調査件数	課税標準・効果額	税額
	合計	0	0	0

×〇地区	市町村名	調査件数	課税標準・効果額	税額
	合計	0	0	0

△〇地区	市町村名	調査件数	課税標準・効果額	税額
	合計	0	0	0

□〇地区	市町村名	調査件数	課税標準・効果額	税額
	合計	0	0	0

地区合計	調査件数	課税標準額・効果額	税額
〇〇地区			
×〇地区			
△〇地区			
□〇地区			
合計	0	0	0

広域事業所調査

事業所名	団体数	税額
合計	0	0

固定資産税償却資産に係る〇〇県職員の 市町村派遣に関する要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、〇〇県（以下「県」という。）が職員を市町村に派遣し、市町村税務職員の固定資産税償却資産に係る課税技術の向上及び課税の適正化を図ることにより、市町村の税収確保に寄与するとともに、県と市町村が連携した地方税収確保対策の取組のさらなる推進に貢献することを目的とする。

（職員の派遣）

第2条 前条の趣旨に基づく派遣を要請しようとする市町村長は、要請書（様式1）を知事に提出するものとする。

2 知事は、派遣の要請があった場合は、当該市町村の課税能力の状況等を勘案して、必要と認めるときは派遣を決定し、文書（様式2）により市町村長に通知する。

（派遣職員の資格基準）

第3条 県から派遣する職員（以下「派遣職員」という。）は、次の資格基準に該当する者とする。

- （1）地方税法（市町村分）を所管する職員で、特に習熟した者。
- （2）勤務成績が優秀で、かつ心身が健康な者。

（派遣期間）

第4条 派遣期間は、原則として〇月から×月の△か月間とする。

（派遣職員の身分）

第5条 派遣職員は、県の職員としての身分を保有したまま、派遣先市町村の職員の身分を併せて有するものとする。

（派遣職員が従事する事務）

第6条 派遣職員は、派遣先市町村の固定資産税償却資産に係る課税事務のうち償却資産調査に関する事務（以下「償却資産調査事務」という。）に従事するものとする。

（事務執行に関する留意事項）

第7条 前条の規定に基づき派遣先市町村の償却資産調査事務を行う場合は、次の事項に留意するものとする。

- （1）償却資産調査事務を行うときは、原則として派遣先市町村の職員とともに行う。
- （2）償却資産調査事案の状況に変化が生じたときは、派遣先市町村は随時県へ報告する。

(派遣業務報告)

第 8 条 県は、償却資産調査事務の進捗状況等について、実績報告書（様式 3）を作成し、派遣先市町村と定期的に情報交換を行い、派遣制度の効果的な運用に努めるものとする。

(給与)

第 9 条 派遣職員の給与は、県の関係規程を適用して県が支給する。

2 前項の規定にかかわらず、派遣先市町村の用務に伴う派遣職員の時間外勤務手当は、派遣先市町村の関係規程を適用して、派遣先市町村が支給する。

(旅費)

第 10 条 派遣職員の旅費は、県の関係規程を適用して県が支給する。ただし、派遣先市町村長の命令に基づく派遣職員の旅費は、派遣先市町村の関係規程を適用して派遣先市町村が支給する。

(服務)

第 11 条 派遣職員の勤務時間、休日及び休暇等の服務の取扱いは、県の関係規程を適用する。

(共済組合)

第 12 条 派遣職員は、派遣期間中は県の職員共済組合員とする。

(福利厚生及び健康管理)

第 13 条 派遣職員の福利厚生及び健康管理は、県において行う。

(分限及び懲戒)

第 14 条 派遣職員の分限及び懲戒は、県と派遣先市町村がその都度協議して行う。

(公務災害の補償)

第 15 条 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）に規定する派遣職員の公務災害補償は、県においてその事務を行う。

2 前項に係る地方公務員災害補償基金への地方公共団体の負担金は、県が納付する。

(協定書の締結)

第 16 条 派遣職員の派遣は、協定書をもって行うものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、県と派遣先市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成〇〇年×月△日から施行する。

様式 1

平成 第 年 月 日
号

〇〇県知事 殿

市町村長名 印

固定資産税償却資産に係る〇〇県職員の市町村派遣に関する要請書

固定資産税償却資産に係る〇〇県職員の市町村派遣に関する要綱に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 派遣期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 派遣職員を配属する部署	課 (室)
3 現在の課題等	

様式 2

平成 第 年 月 日
号

〇〇市町村長 殿

〇〇県知事 印

派遣の決定について

年 月 日付 第 号で要請のあった職員の派遣について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 派遣期間	年 月 日から 年 月 日 (概ね月 1 日程度)
2 派遣職員	〇〇県総務部市町村課
3 派遣業務	固定資産税償却資産に係る課税事務
4 その他	職員の派遣は、協定書に基づいて行う。

固定資産税償却資産に係る〇〇県職員の 市町村派遣に関する協定書（案）

「固定資産税償却資産に係る〇〇県職員の市町村派遣に関する要綱」第16条の規定により、〇〇県（以下「甲」という。）と〇〇市（町・村）（以下「乙」という。）とは、甲から乙へ派遣する職員（以下「派遣職員」という。）の取扱いに関し、次の条項により協定を締結する。

（職員の派遣）

第1条 甲は、乙の要請に基づき、別表の職員を乙に派遣する。

（派遣期間及び派遣日数）

第2条 派遣期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

2 派遣日数は、月1日程度とする。

（派遣職員の身分）

第3条 乙は、派遣職員を乙の職員に併任する。

2 乙は、併任の発令をしたとき又は併任を解いたときは、速やかに発令事項を甲に通知する。

（派遣職員が従事する事務）

第4条 派遣職員は、乙の固定資産税償却資産に係る課税事務のうち償却資産調査に関する事務（以下「償却資産調査事務」という。）に従事する。

（固定資産評価補助員証及び徴税吏員証の交付及び返還）

第5条 乙は、派遣職員に対して固定資産評価補助員証及び徴税吏員証を交付する。

2 派遣職員は、派遣期間終了後は、速やかに固定資産評価補助員証及び徴税吏員証を乙に返還する。

（給与）

第6条 派遣職員の給与は、甲の関係規程を適用して甲が支給する。

（旅費）

第7条 派遣職員の旅費は、甲の関係規程を適用して甲が支給する。ただし、乙の命令に基づく派遣職員の旅費は、乙の関係規程を適用して乙が支給する。

（服務）

第8条 派遣職員の勤務時間、休日及び休暇等の服務の取扱いは、甲の関係規程を適用する。

（共済組合）

第9条 派遣職員は、派遣期間中は甲の職員共済組合員とする。

(福利厚生及び健康管理)

第10条 派遣職員の福利厚生及び健康管理は、甲において行う。

(分限及び懲戒)

第11条 派遣職員の分限及び懲戒は、甲と乙がその都度協議して行う。

(公務災害の補償)

第12条 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に規定する派遣職員の公務災害補償は、甲においてその事務を行う。

2 前項に係る地方公務員災害補償基金への地方公共団体の負担金は、甲が納付する。

(その他)

第13条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

以上の協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 ○○県
○○県知事 ○○ ○○

乙 ××市（町・村）
××市（町・村）長 ×× ××

別表

甲が派遣する職員

所属・職名	氏 名	派 遣 期 間

固定資産税償却資産に係る広域事業所調査 検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、〇〇県が市町村に対して行う固定資産税償却資産の支援のうち「広域事業所調査」において、複数の市町村が連携して円滑に調査を推進することができるよう固定資産税償却資産に係る広域事業所調査検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）広域事業所調査の実施に関する助言
- （2）広域事業所調査を実施する事業所の選定
- （3）その他検討委員会が必要と認める事項

（組織）

- 第3条 委員は、別表に定める者をもって構成する。
- 2 検討委員会には、委員長を置き、委員のうちから互選する。
 - 3 委員長は、会議を総括する。
 - 4 検討委員会には、委員とは別にアドバイザーを置くことができる。
 - 5 委員の任期は、平成×年×月×日までとする。

（会議）

第4条 検討委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。

（庶務）

第5条 検討委員会の庶務は、〇〇県〇〇部〇〇課において処理する。

（補足）

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇〇年×月△日から施行する。

別表

委員は、〇〇県が実施する固定資産税償却資産の調査に係る取組に参加する市町村のうち、以下の4地区の中で、償却資産課税に精通しかつ市町村相互の連携に積極的に取り組む熱意を持った者から選出する。

〇〇地区 名以内
((団体) : 〇〇市、…、〇〇町)

×〇地区 名以内
((団体) : ×〇市、…、×〇町)

△〇地区 名以内
((団体) : △〇市、…、△〇村)

□〇地区 名以内
((団体) : □〇市、…、□〇村)

固定資産税の
償却資産の申告
忘れてないですか？
申告は1/31まで

飲食店

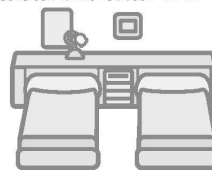
厨房設備、カラオケセットなど

**工場**

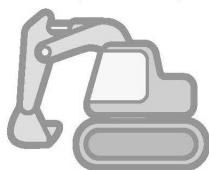
各種製造設備、受変電設備など

**ホテル・旅館**

客室備品、洗濯設備など

**建設業**

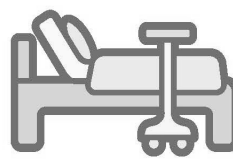
パワーショベル、ポータブル発電機など

**理容業・美容業**

理・美容椅子、洗面設備など

**医院**

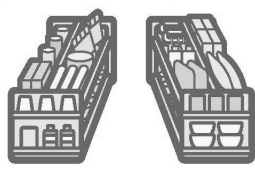
ベッド、手術台、X線装置など

**ガソリンスタンド**

オイルチェンジャー、洗車機など

**小売店**

商品陳列ケース、冷蔵庫など

**農業・漁業**

田植機、漁船など



お問い合わせは「市町村」へ

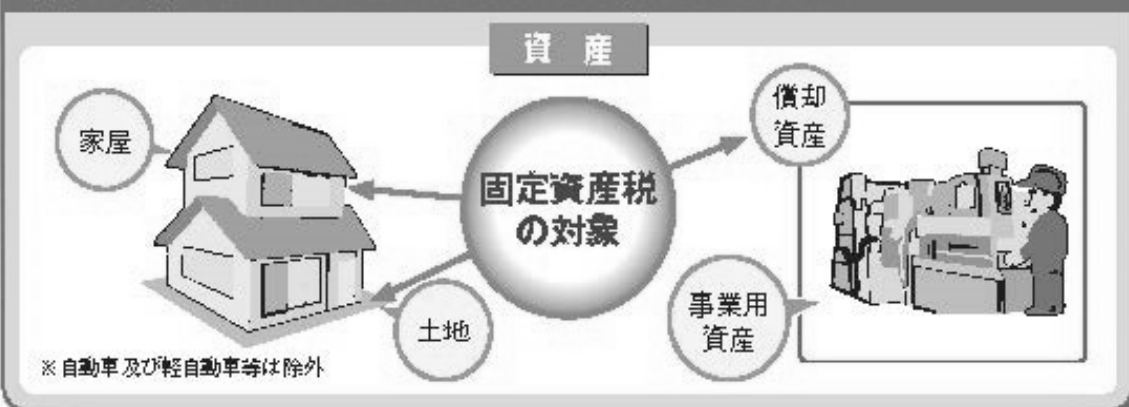


償却資産（固定資産税）の 申告はお済みですか？

申告は1月31日まで

Q1 償却資産って何ですか？

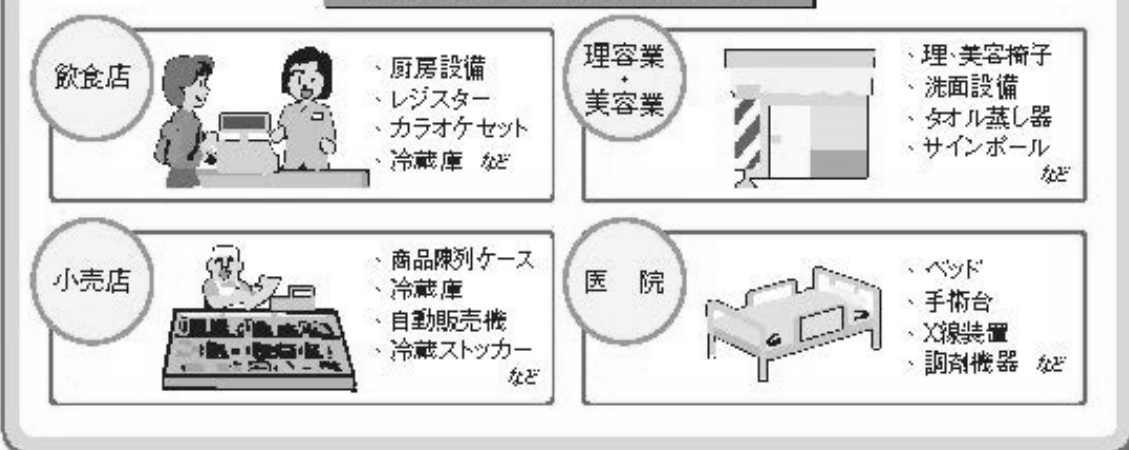
A 償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産です。



Q2 償却資産の対象になるものは何ですか？

A 1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している構築物、機械、器具、備品などの資産です。

償却資産の対象となるもの（例）



Q3 申告はどのようにすればよいですか？

- A 様式が定められていますので、各市区町村の税務担当に問い合わせ、申告書を取り寄せ、申告してください。

償却資産の所有者には、法令により申告する義務があります！

※ 未申告には過料が科せられます。虚偽申告には懲役又は罰金が科せられます。

Q4 具体的な評価額の計算はどのようにするのですか？

- A 以下のような計算を行います。

1. H18年5月に冷蔵庫(耐用年数13年)を¥500,000で取得した場合(前年中取得の場合)

取得価額 × 前年中取得のものの減価残存率※ = 評価額

¥500,000 × 0.919 = ¥459,500 [H19年の申告額]

2. H17年5月に厨房設備(耐用年数13年)を¥2,000,000で取得した場合(前年前取得の場合)

取得価額 (¥2,000,000) × 減価残存率※ (0.919) = 評価額 (¥1,838,000) [H18年の申告額]

前年度の評価額 × 前年前取得のものの減価残存率※ = 評価額

¥1,838,000 × 0.838 = ¥1,540,244 [H19年の申告額]

※ 減価残存率は耐用年数、取得時期によって異なります。

Q5 税額はどのように計算されますか？

- A 償却資産(固定資産税)の税額は次のように求めます。

税額 (100円未満切り捨て) = 課税標準額※ (1,000円未満切り捨て) × 税率

※ 課税標準額とは、Q4の評価額のことで、(特例が適用される場合があります。)

〔減価残存率表〕

耐用 年数	減価残存率	
	前年中 取得のもの	前年前 取得のもの
12	0.912	0.825
13	0.919	0.838
14	0.924	0.848
15	0.930	0.858

お問い合わせ先



飲食店

接客用家具・備品、厨房設備、
テレビ、カラオケセット、
自動販売機など



工場

各種製造設備(旋盤、金型、
プレス機など)、受変電設備、
構内舗装など



ホテル・旅館

客室備品、洗濯設備、
製氷機、ボイラーなど



建設業

ブルドーザー、ポンプ、
ポータブル発電機、
パワーショベルなど

お忘れなく！
償却資産の申告は
(固定資産税)
1/31
までに！



理容業・美容業

理・美容椅子、洗面設備、
タオル蒸器など



医院・歯科医院

各種医療機器(ベッド、
手術台、X線装置など)、
各種キャビネットなど



ガソリンスタンド

オイルチェンジャー、
洗車機、ガソリン計量器、
照明設備など



小売店

商品陳列ケース、陳列棚、
自動販売機、冷蔵庫など



お問い合わせは、市町村へ

〇〇市町村第〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

税理士各位

〇〇県〇〇部〇〇〇課長

固定資産税償却資産の適正な課税に係る取組について（依頼）

日頃から、税務行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、地方分権改革が進展する中、地域経済の活性化や子育て支援・少子化対策、高齢者福祉の充実などに地方自治体が対応していくためには、地方税財源の充実・確保が重要です。とりわけ、固定資産税は、市町村税収の4割を占める基幹税目であり、その充実・確保は市町村にとって大変重要な課題です。

このように重要な税目である固定資産税のうち償却資産については、土地・家屋と異なり登記制度がないため、市町村職員にとって課税客体の把握が容易ではありません。また、資産区分の複雑さが納税者の十分な制度理解の妨げともなっており、不申告につながるケースもあることから、課税の公平性を図る必要があります。

このことを踏まえ、本県では、平成〇〇年度より償却資産課税の適正化の推進に取り組んでいるところですが、その一環として今後、県職員が、市町村の併任辞令を受け、調査に同行する取組も行うなど市町村と県が一丸となって取組を推進していきたいと考えております。

つきましては、本県における固定資産税償却資産の適正な課税に係る取組の重要性を御理解いただき、会員の皆様方には、償却資産の申告が必要となる事業所に対しまして、引き続き申告に関する御指導を賜りますようお願いいたします。

委員会としての意見

1 地方税法施行規則に定める「第二十六号様式」(償却資産申告書)の見直しを検討すること

税理士に税務代理を依頼している場合、償却資産課税制度に対する一部の税理士の理解不足等のため申告漏れが生じるといったことも想定されることから、税理士法第33条の規定を踏まえ、申告書に署名押印欄を設けることを検討すること。また、その他申告書の様式について、適正な申告を促し、課税客体の捕捉につながるような観点から、納税義務者の負担等を考慮した上で、見直しを検討すること。

2 国税庁に対して、地方税法第354条の2に基づく協力が円滑に図られるよう要請すること

地方税法第354条の2において、市町村長が固定資産税の賦課徴収について、国税の申告書等の書類の閲覧や記録を請求した場合には、政府は関係書類を閲覧又は記録させるものとする定められている。

しかしながら、委員会の中で、地方の現場において必ずしも十分な国税当局の協力が得られていない状況も見受けられるとの委員からの指摘もあったことから、地方税法第354条の2に基づく国税当局の協力が円滑に図られるよう、実態把握に努めるとともに、不十分な状況の改善を国税当局に要請すること。

償却資産に関する調査研究

－償却資産の課税客体の捕捉の推進について－

平成27年3月

編 者 一般財団法人 資産評価システム研究センター（略称：評価センター）

発行者 渡邊 文雄

発行所 一般財団法人 資産評価システム研究センター

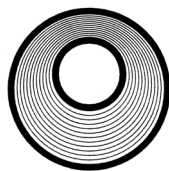
〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-1-13 葦手ビル8階

TEL 03-5404-7781

FAX 03-5404-2631

(URL <http://www.recpas.or.jp> <http://www.chikamap.jp>)



(一財)資産評価システム研究センター